

鞍手町こども計画



令和8年3月
鞍手町

はじめに

こどもを取り巻く状況は、全国的な少子化の加速、家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化などの子育て世帯をめぐる変化に加え、いじめや不登校の問題、さらにはこどもの虐待や貧困など、一層複雑かつ深刻化しており、社会全体での対応が求められています。

国においては、こうした状況を受けて、「こども基本法」が令和4年6月に公布、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、「こども大綱」が策定され、こども・子育てを社会全体で支える施策を総合的かつ強力に推進しております。

これまで本町では、教育・保育等のサービス提供体制の確保等を中心とした取組を推進するために、平成27年度以降、「鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を3期にわたって策定し、少子化や子育てニーズの多様化に対応してきました。しかしながら、本町におきましても、不登校の増加や虐待事案の複雑化、貧困世帯・ひとり親世帯を取り巻く厳しい状況など、こどもや子育て世帯に関する課題は多岐に渡ります。

このたび、これらの社会情勢を踏まえ、本町におけるこども・若者・子育て分野の総合的な計画として「鞍手町こども計画」を策定いたしました。本計画では、「安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念とし、4つの基本目標に紐づく17の施策を掲げております。今後は、本計画に基づき、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者が安心して暮らすことのできるまちの実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査、オンライン意見箱やワークショップ、パブリック・コメントなどで貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

鞍手町長 岡崎 邦博



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 対象とする「こども」の範囲.....	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者を取り巻く現状	5
1. 統計からみる現状	5
2. アンケート調査結果からみる現状.....	25
3. こどもワークショップ・オンライン意見箱からみる現状.....	47
4. 現状と課題の整理	49
第3章 計画の基本的な考え方	52
1. 基本理念	52
2. 基本目標と施策	53
3. 成果指標	54
第4章 施策の展開	55
基本目標1：こども・若者の権利の保障.....	55
基本目標2：こどもの成長段階に応じた支援.....	57
基本目標3：全てのこどもと家庭へのきめ細かな支援.....	65
基本目標4：安心してこどもを産み育てられる環境づくり.....	70

第5章 子ども・子育て支援事業計画	74
1. 第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	74
2. 教育・保育提供区域の設定.....	82
3. 教育・保育に係る量の見込みと確保方策.....	82
4. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策.....	86
5. その他の事業に係る量の見込みと確保方策.....	97
6. 幼児教育・保育の一体的提供等の推進策.....	97
第6章 計画の推進体制	98
1. 町民及び関係団体との連携等.....	98
2. 進捗状況の点検及び評価.....	99
巻末資料	100
1. 鞍手町子ども・子育て会議委員名簿.....	100
2. 法令・条例等	102
3. 諮問書・答申書	105
4. 鞍手町こども計画（案）に対するパブリック・コメントの実施について.....	108
5. こども・若者のためのワークショップ・オンライン意見箱～フィードバック資料～...	109
6. こども計画 施策事業	114

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、このような社会情勢の中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※)」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととなりました。

本町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念とし、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした「第1期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の見直しを行いながら、教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。そして、令和7年3月には、「第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」が終了することを踏まえて、令和7年度から令和11年度までを計画期間とした「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、子ども・子育て環境の充実に取り組んでいます。

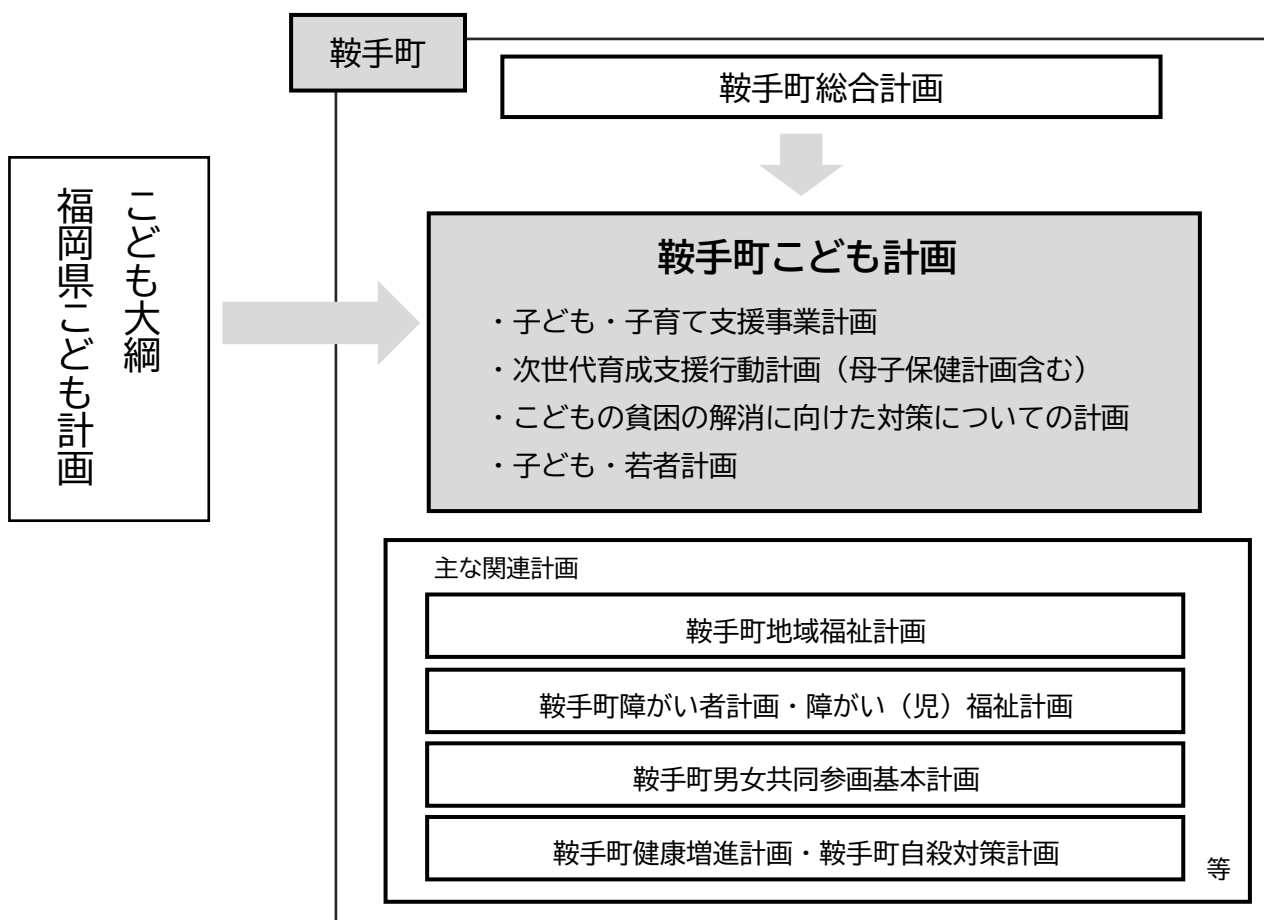
令和5年4月1日には「こども基本法」が施行され、市町村に新たに「市町村こども計画」策定の努力義務が課されました。市町村が勘案すべき「福岡県こども計画」は令和7年度にスタートすることから、本町の「市町村こども計画」は令和7年度中に策定し、令和8年度から推進することとします。なお、本町の「市町村こども計画」は、令和6年度に策定した「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」に、他のこども関連法に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」を一本化し、町の「こども施策」に関する総合的な計画として策定します。

(※) 子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

2. 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として策定しています。国の「こども大綱」及び「福岡県こども計画」を勘案しつつ、鞍手町のこども・若者・子育て分野の総合的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。なお、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（令和6年度に策定した「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」）、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」などを含むものとします。



3. 計画の期間

本計画は、「第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」と計画最終年度を合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間としています。

なお、計画の実効性を図るため、進捗状況を把握しながら適時に精査を行い、情報を公開するとともに、社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直します。



4. 対象とする「こども」の範囲

本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達過程にある者（おおむね30歳未満までを想定）」とします。

また、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 過去に実施したアンケート調査等において「こども」表記以外の語を用いている場合
- ④ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱と同様に、思春期及び青年期に該当する者を想定しています。

5. 計画の策定体制

(1) 鞍手町こども計画策定に係るアンケート調査

生活の実態や意識、ニーズなどを把握するために、就学前児童・小学生の保護者に対して「子育てに関するアンケート」、小学生・中学生とその保護者に「子どもの生活に関するアンケート」、16～29歳までの若者を対象に「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート」を実施しました。

(2) 鞍手町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき「鞍手町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・若者支援や子育て支援について審議を行いました。

(3) こどもワークショップ

町内のこどもが鞍手町に対してどのような課題を感じているかを把握し、こどもの意見を計画に反映させるために「こどもワークショップ」を実施しました。

(4) オンライン意見箱

町内の全てのこども・若者や子育て当事者を対象とした開かれた意見聴取の仕組みとして、令和7年7月24日から8月31日にかけて「オンライン意見箱」を実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

令和8年2月9日から3月1日にかけて、本計画を広く公表し、町民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1. 統計からみる現状

(1) 人口の状況

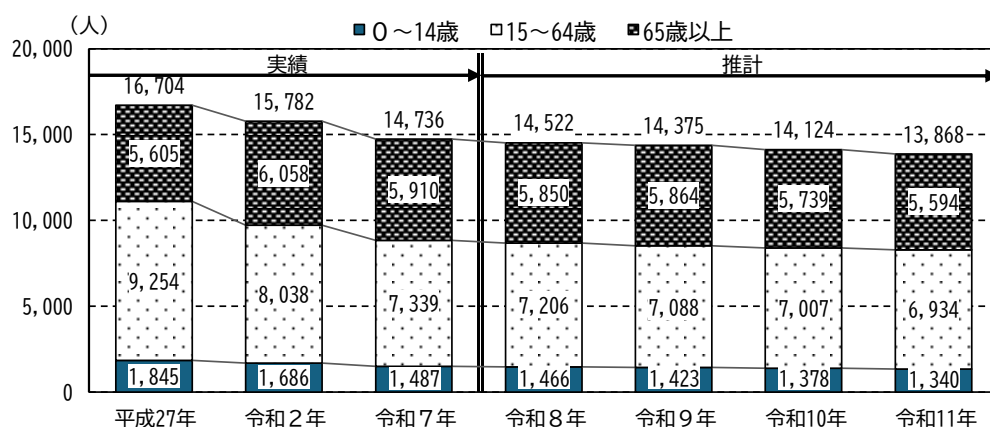
① 総人口・年齢3区分別人口の現状と将来推計

令和2年から令和6年（各年4月1日時点）までの住民基本台帳人口の実績により、コーホート法（※）を用いて人口推計を行うと、本町の総人口は減少が続くと見込まれています。

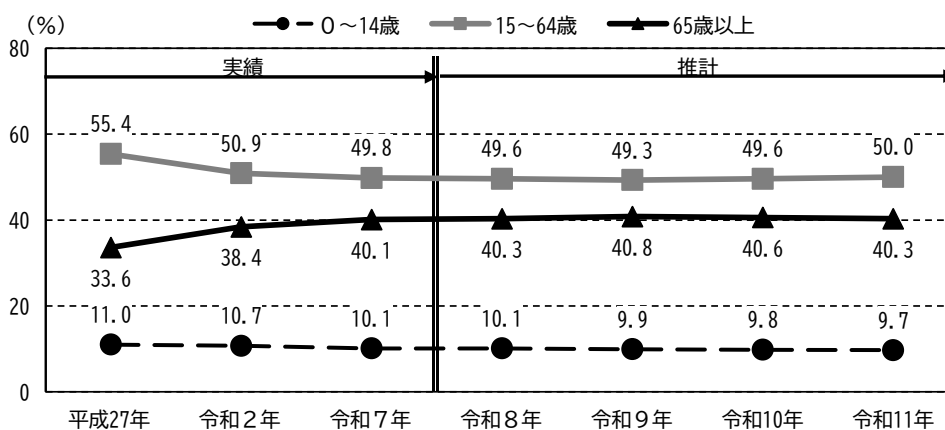
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は令和7年の1,487人から令和11年では1,340人と147人減り、総人口に占める割合は10.1%から9.7%と減少が見込まれています。

※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

【鞍手町の総人口・年齢3区分別人口の現状と将来推計（下は総人口に占める割合）】



出典（実績値）：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

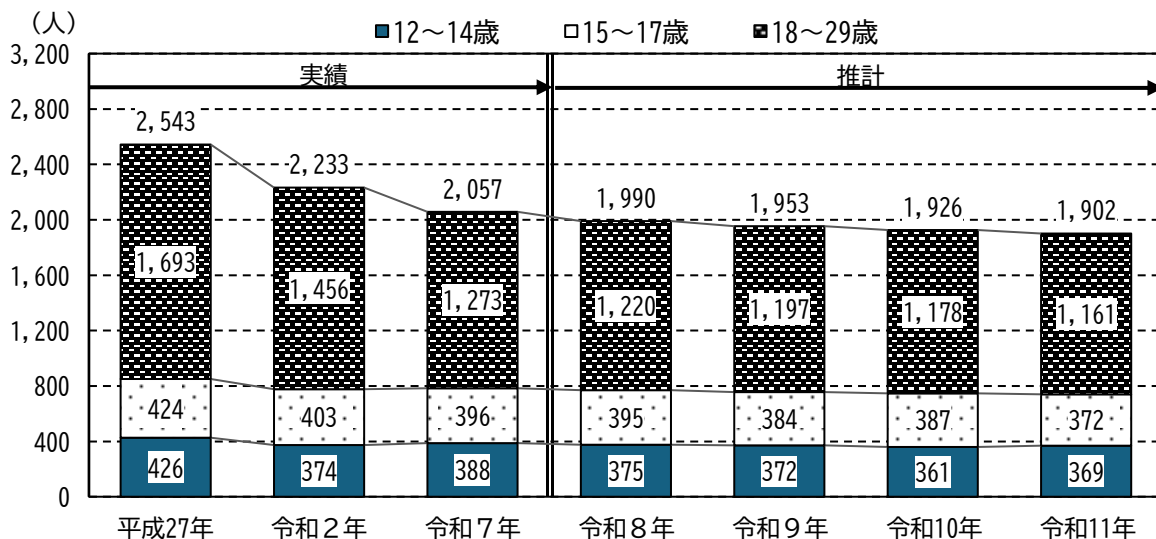
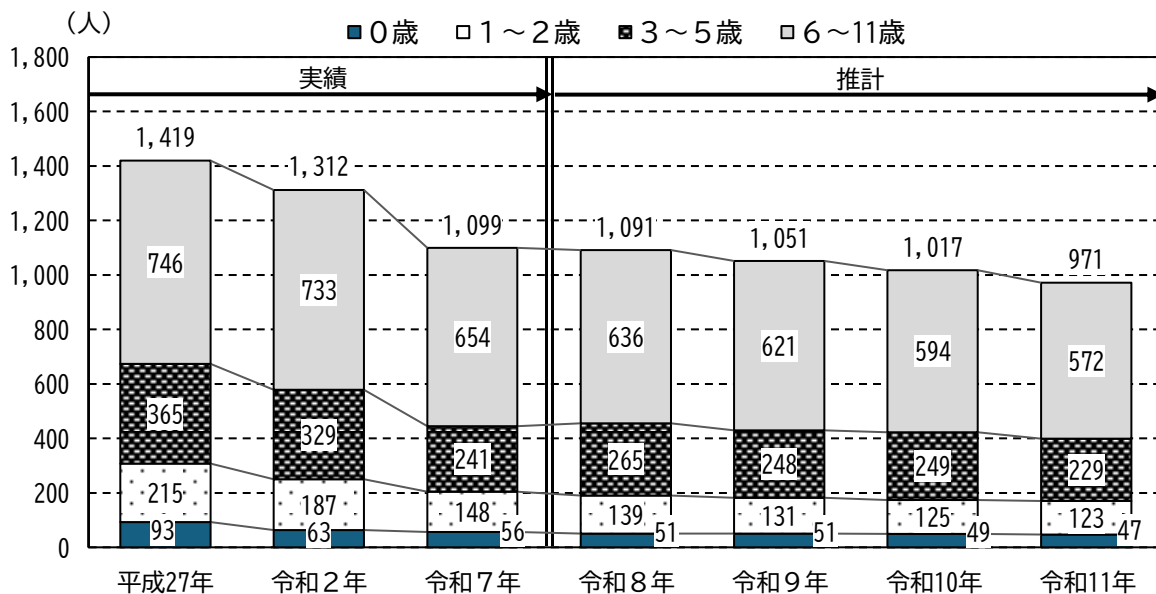


出典（実績値）：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

② 29歳以下人口の現状と将来推計

町内の小学生以下（0～11歳）の児童の各年齢別人口の推移をみると、全体的に減少し、令和11年度には児童数は971人まで減少する見込みです。12～29歳の人口についても同様に減少が続き、令和11年度には1,902人まで減少する見込みです。

【鞍手町の児童数の現状と将来推計】



出典（実績値）：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

【鞍手町の29歳以下人口の現状と将来推計】

単位：人	実績						推計				増減率 (令和7年→ 令和11年)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	63	72	55	64	58	56	51	51	49	47	△16.1
1歳	95	72	76	69	76	69	66	60	60	58	△15.9
2歳	92	96	76	87	71	79	73	71	65	65	△17.7
3歳	108	92	99	83	97	72	88	79	77	70	△2.8
4歳	104	110	97	102	78	97	77	89	79	77	△20.6
5歳	117	107	115	103	101	72	100	80	93	82	13.9
6歳	109	119	110	115	104	98	82	101	81	94	△4.1
7歳	117	107	120	110	116	100	102	82	101	81	△19.0
8歳	126	118	113	119	109	116	105	103	83	102	△12.1
9歳	122	122	123	113	119	109	119	107	105	85	△22.0
10歳	123	124	121	121	110	121	109	117	105	103	△14.9
11歳	136	122	128	122	123	110	119	111	119	107	△2.7
児童数計	1,312	1,261	1,233	1,208	1,162	1,099	1,091	1,051	1,017	971	△11.6
12歳	133	139	130	131	127	124	117	124	117	125	0.8
13歳	127	133	141	128	133	130	129	118	125	118	△9.2
14歳	114	126	136	142	127	134	129	130	119	126	△6.0
15歳	141	118	127	134	139	124	133	128	129	118	△4.8
16歳	122	134	120	124	132	139	125	132	127	128	△7.9
17歳	140	120	135	118	123	133	137	124	131	126	△5.3
18歳	137	131	116	129	106	127	122	128	116	122	△3.9
19歳	133	131	127	112	129	106	112	119	125	113	6.6
20歳	108	130	129	121	107	136	100	108	114	120	△11.8
21歳	135	100	123	135	120	108	126	100	108	114	5.6
22歳	107	120	90	105	117	116	94	111	88	95	△18.1
23歳	109	103	111	79	98	114	96	86	102	81	△28.9
24歳	115	110	94	102	76	94	99	89	80	95	1.1
25歳	121	110	107	99	108	75	93	101	91	82	9.3
26歳	104	106	97	107	98	107	74	89	97	87	△18.7
27歳	126	89	100	93	112	93	102	73	88	96	3.2
28歳	133	125	81	108	91	108	96	101	72	87	△19.4
29歳	128	118	111	78	110	89	106	92	97	69	△22.5
合計	3,545	3,404	3,308	3,253	3,215	3,156	3,081	3,004	2,943	2,873	△9.0
0歳	63	72	55	64	58	56	51	51	49	47	△16.1
1～2歳	187	168	152	156	147	148	139	131	125	123	△16.9
3～5歳	329	309	311	288	276	241	265	248	249	229	△5.0
6～11歳	733	712	715	700	681	654	636	621	594	572	△12.5
12～17歳	777	770	789	777	781	784	770	756	748	741	△5.5
18～29歳	1,456	1,373	1,286	1,268	1,272	1,273	1,220	1,197	1,178	1,161	△8.8

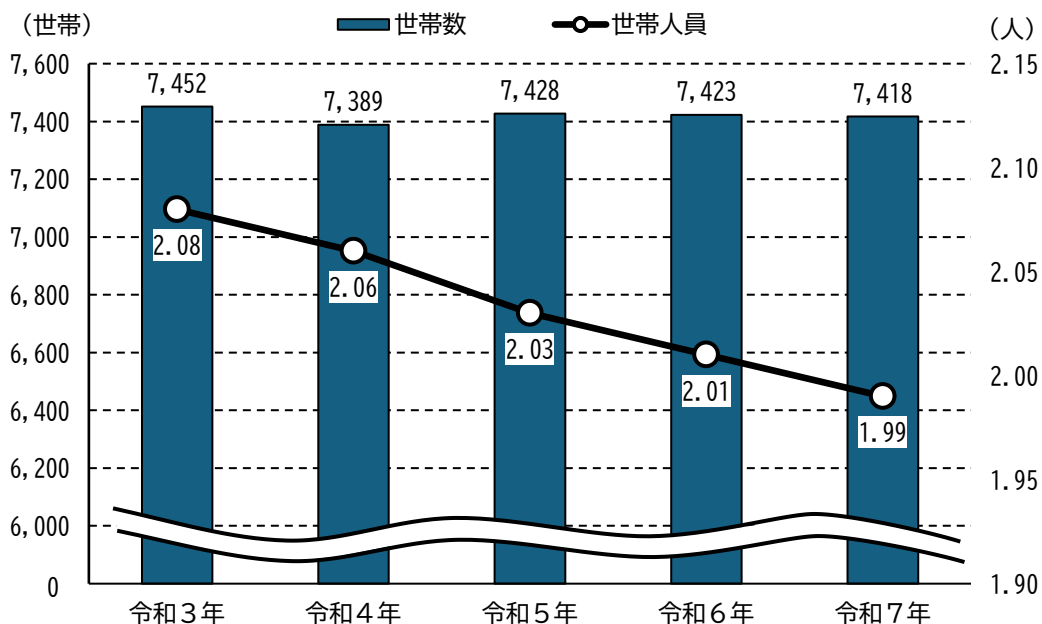
出典（実績値）：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

(2) 世帯の状況

① 世帯数及び世帯人員の推移

本町の世帯数についてみると、総人口の減少とともに減少が続いており、令和7年には7,418世帯となっています。また、一世帯あたりの世帯人員数についても減少が続き、令和7年には2人を下回り、1.99人となっています。

【鞍手町の世帯数・世帯人員の推移】



【鞍手町の総人口・世帯数・世帯人員の推移】

単位：世帯、人

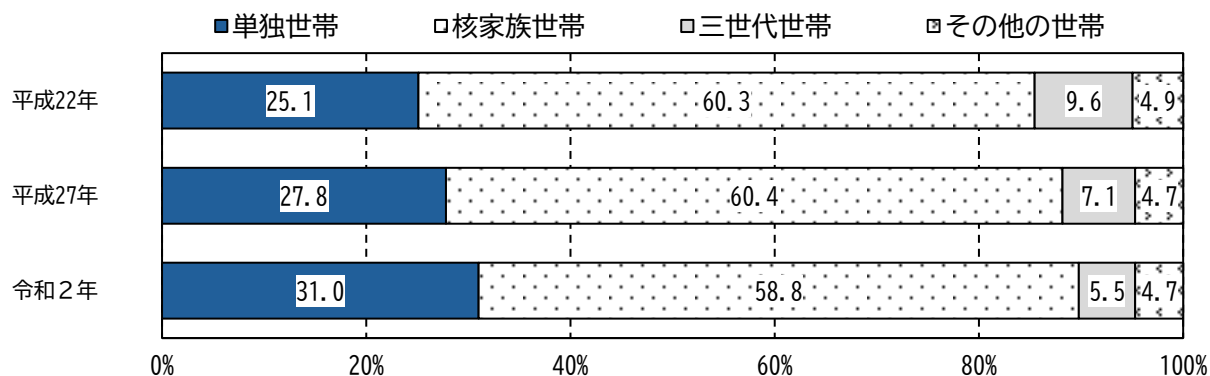
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	15,468	15,255	15,100	14,935	14,736
世帯数	7,452	7,389	7,428	7,423	7,418
世帯人員	2.08	2.06	2.03	2.01	1.99

出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② 世帯類型別の世帯数の推移

世帯類型別の世帯数についてみると、単独世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。核家族世帯においては、特に夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。

【鞍手町の世帯類型別の世帯数の推移】



出典：国勢調査

区分	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	1,630	1,771	1,934
核家族世帯	3,918	3,845	3,664
夫婦のみの世帯	1,409	1,431	1,405
夫婦と子どもからなる世帯	1,734	1,645	1,514
ひとり親と子どもから成る世帯	775	769	745
三世帯世帯	624	454	345
その他の世帯	321	298	292
合計	6,493	6,368	6,235

出典：国勢調査

③ こどもがいる世帯の推移

18歳未満のこどもがいる世帯数は平成22年以降減少が続いており、令和2年で1,063世帯、一般世帯数に占める割合は17.0%となっています。このうち、6歳未満のこどもがいる世帯数は令和2年で373世帯、一般世帯に占める割合は6.0%と、平成22年から1.3ポイント減少しています。

【鞍手町のこどもがいる世帯の推移（6・12・15・18歳未満別）】

区分	上段単位：世帯 下段単位：%(一般世帯数に対する割合)		
	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	6,493	6,368	6,235
6歳未満のこどもがいる世帯	476 7.3	474 7.4	373 6.0
12歳未満のこどもがいる世帯	869 13.4	811 12.7	730 11.7
15歳未満のこどもがいる世帯	1,083 16.7	1,008 15.8	887 14.2
18歳未満のこどもがいる世帯	1,293 19.9	1,198 18.8	1,063 17.0

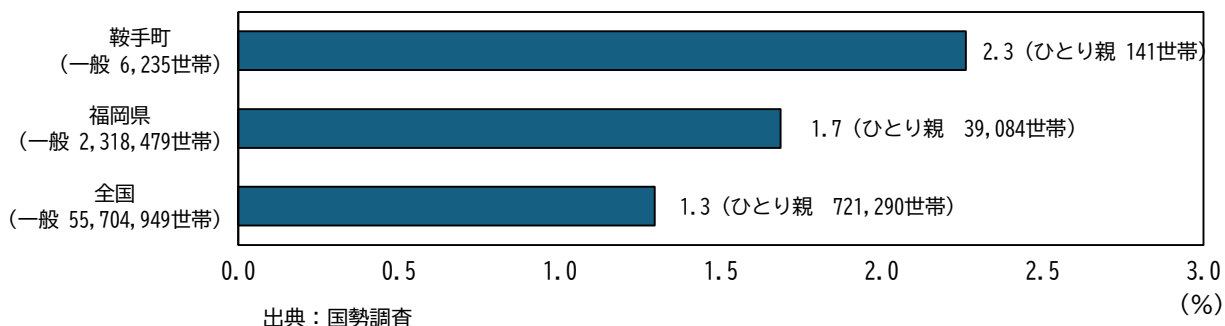
出典：国勢調査

④ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯（※）の数は、令和2年で141世帯、一般世帯数に占める割合は2.3%となっています。国・県と比較するとひとり親世帯の割合はやや高くなっています。

※ひとり親世帯：夫又は妻と死別又は離婚並びに婚姻によらないでひとり親となり、現在も婚姻していない人で20歳未満のこどもを扶養している世帯。

【ひとり親世帯数（令和2年）】



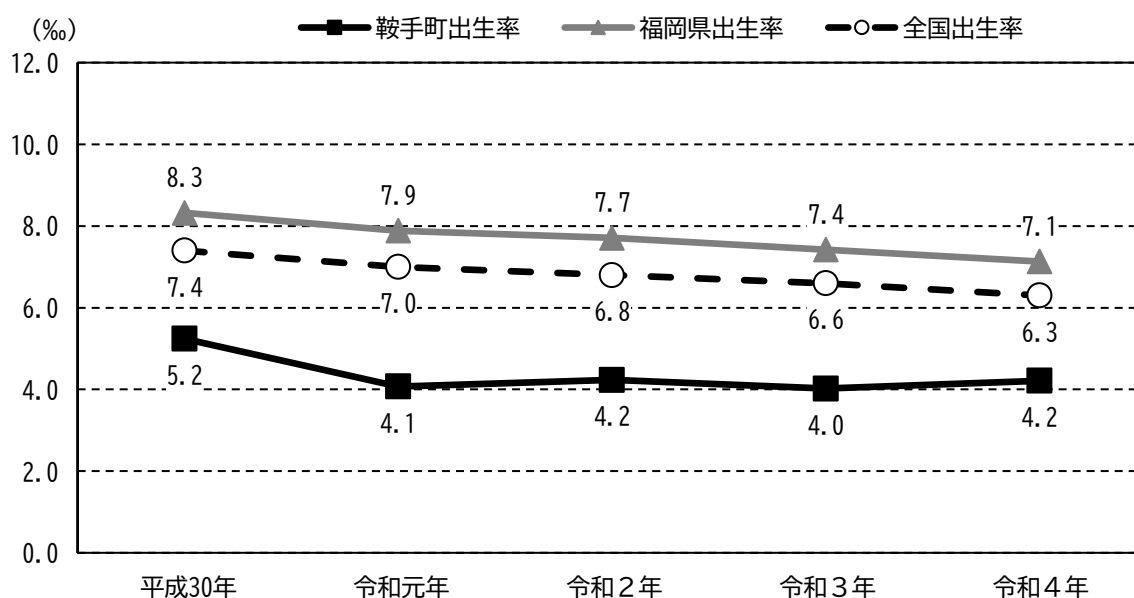
(3) 出生の状況

① 出生率の推移

本町の出生率(※)の推移について、国・県と比較すると、令和4年の出生率は4.20%と低くなっています。一方で、国・県は減少傾向が続いているのに対し、本町では令和元年以降は横ばい傾向が続いています。

※出生率：人口千人に対する出生数の割合

【出生率の推移】



出典：福岡県人口動態統計

② 出生数及び合計特殊出生率の推移

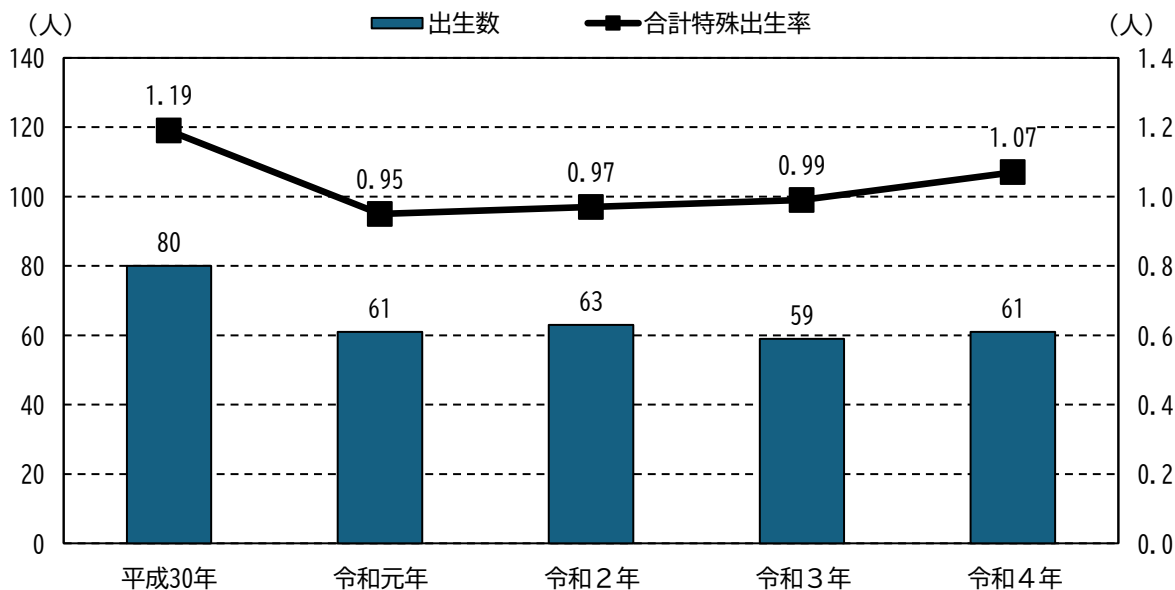
本町の年間の出生数の状況を見ると、令和元年は前年に比べて減少していますが、その後は横ばい傾向にあります。母親の出産年齢は、令和4年では20代後半（25～29歳）と30代前半（30～34歳）で36人と全体の59.0%を占めています。

一方で合計特殊出生率（※）は、平成30年から令和4年までの間では平成30年の1.19をピークとして、概ね1.0前後で推移しています。

なお、合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口は減少傾向（平成30年 2,662人→令和4年 2,309人）で、合計特殊出生率はほぼ横ばいであることから、本町では、こどもを望む女性が1人以上のこどもを出産していることが推測されます。

※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する

【鞍手町の出生数及び合計特殊出生率】



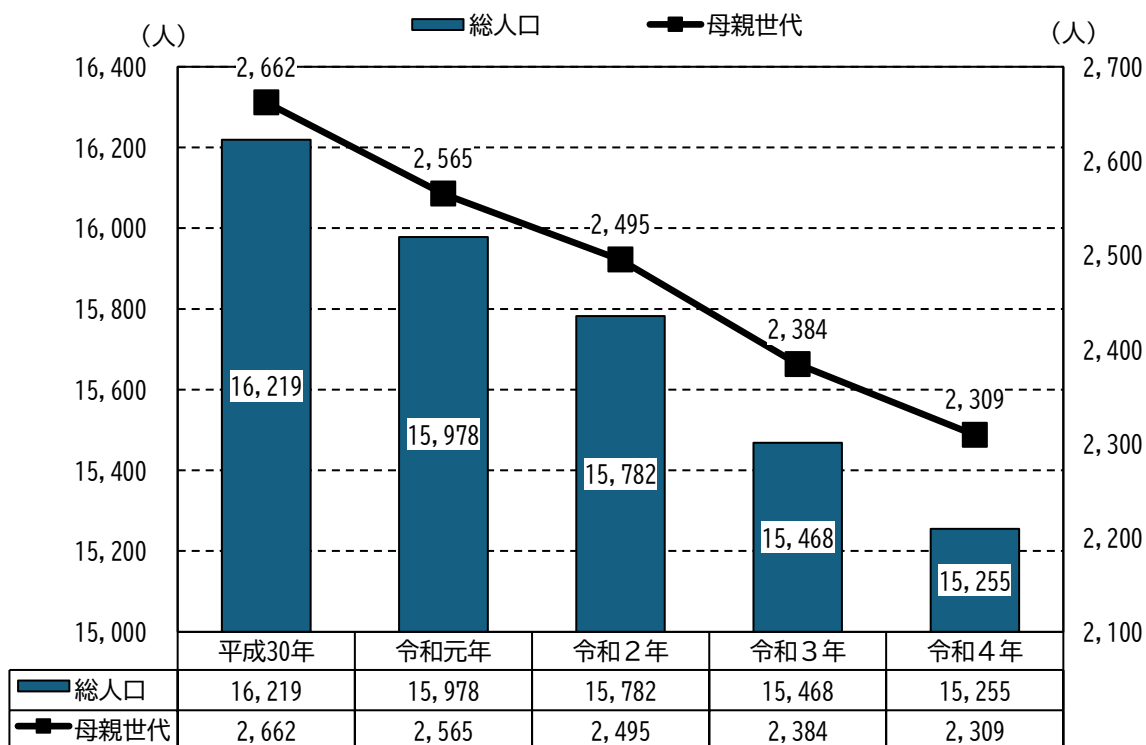
出典：鞍手町人口ビジョン

【鞍手町の出産年齢区分別出生数】

母親の出産年齢	出産した年				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
15～19歳	3	2	0	1	1
20～24歳	11	9	7	2	3
25～29歳	18	18	9	18	18
30～34歳	35	17	23	23	18
35～39歳	12	13	23	12	19
40～44歳	1	2	1	3	2
45～49歳	0	0	0	0	0
出生総数（人）	80	61	63	59	61

出典：鞍手町人口ビジョン・健康こども課調べ

【鞍手町の総人口に対する母親世代】



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

(4) 婚姻の動向

① 婚姻数（率）と離婚数（率）の推移

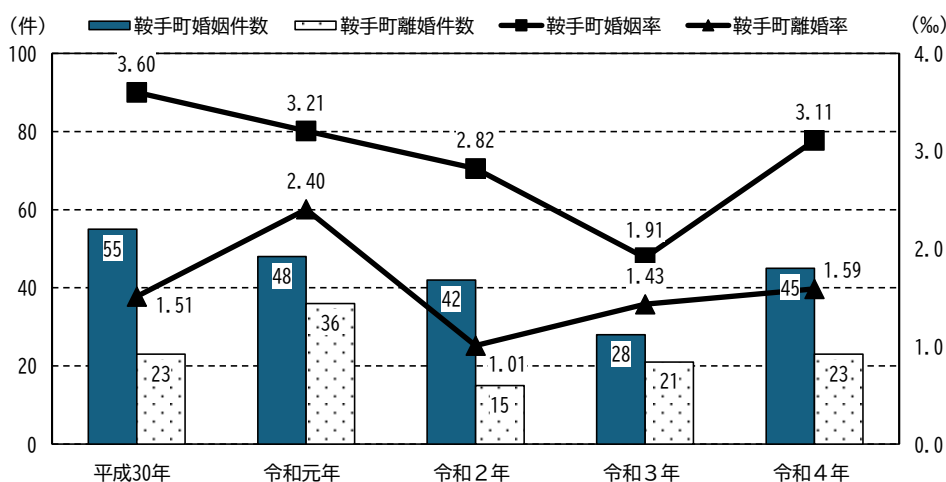
本町の婚姻の推移についてみると、平成30年から令和3年にかけて婚姻数・婚姻率（※1）ともに減少が続き令和3年では婚姻数28件、婚姻率1.91%となっていますが、令和4年には婚姻数45件、婚姻率3.11%と増加しています。国の婚姻率と比較すると、国も同じく減少傾向ではありますが、婚姻率は4%以上で推移しており、全体的に本町の婚姻率の方が低くなっています。

離婚の推移についてみると、令和元年に離婚数36件、離婚率（※2）2.40%と一時的に高くなっていますが、その他の年では離婚数20件前後となっています。国の離婚率と比較すると、概ね同水準となっています。

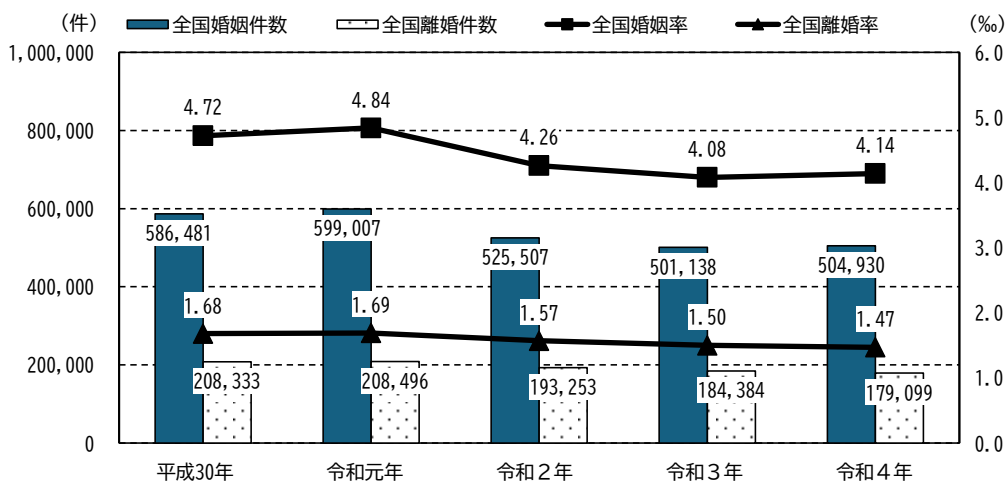
※1 婚姻率：人口千人に対する婚姻件数の割合

※2 離婚率：人口千人に対する離婚件数の割合

【婚姻数（率）と離婚数（率）の推移】



出典：福岡県人口動態統計



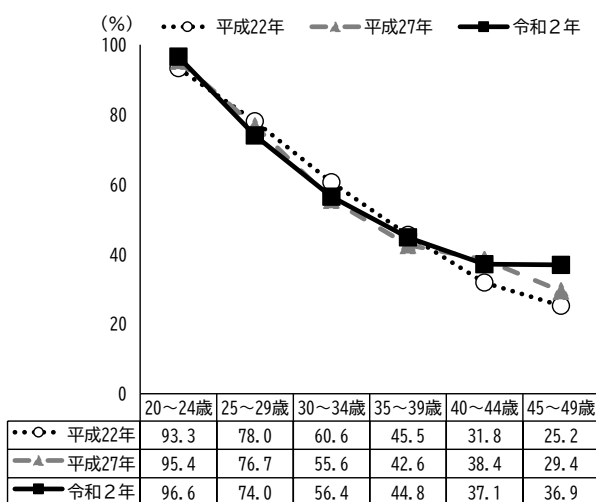
出典：人口動態統計

② 未婚率の推移

本町の未婚率について国と比較すると、25歳以上において本町の未婚率の方が高い傾向にあります。また、国では平成22年と令和2年の未婚率に大きな変化はなく、45～49歳において5ポイント程度増加するに留まっていますが、本町では40歳以上から未婚率が増加しており、特に45～49歳における未婚率についてみると、平成22年の男性25.2%、女性11.1%と比べて令和2年では男性36.9%、女性23.8%と10ポイント以上増加しています。

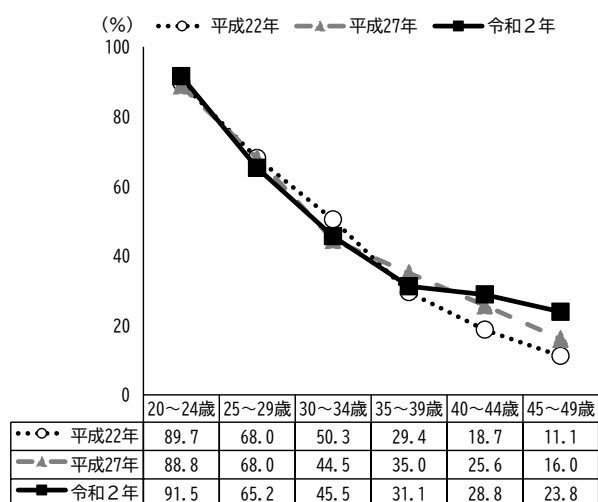
【未婚率の推移】

【鞍手町男性】



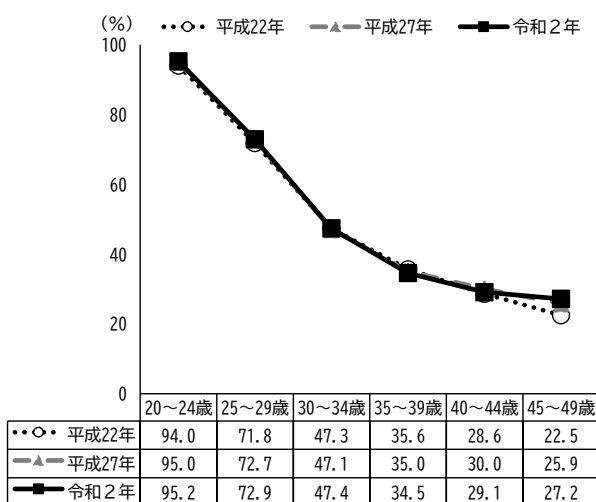
出典：国勢調査

【鞍手町女性】



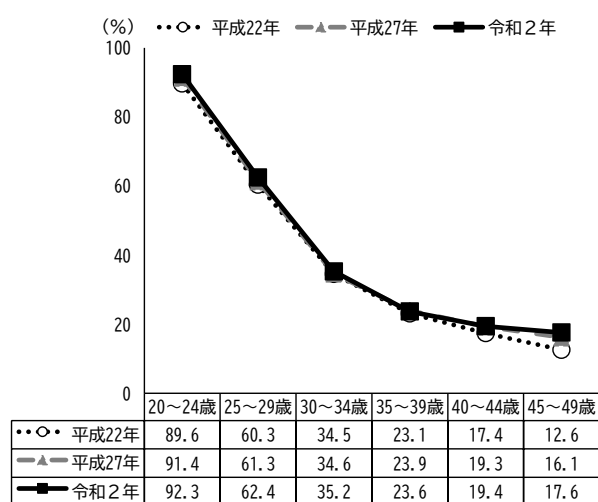
出典：国勢調査

【全国男性】



出典：国勢調査

【全国女性】



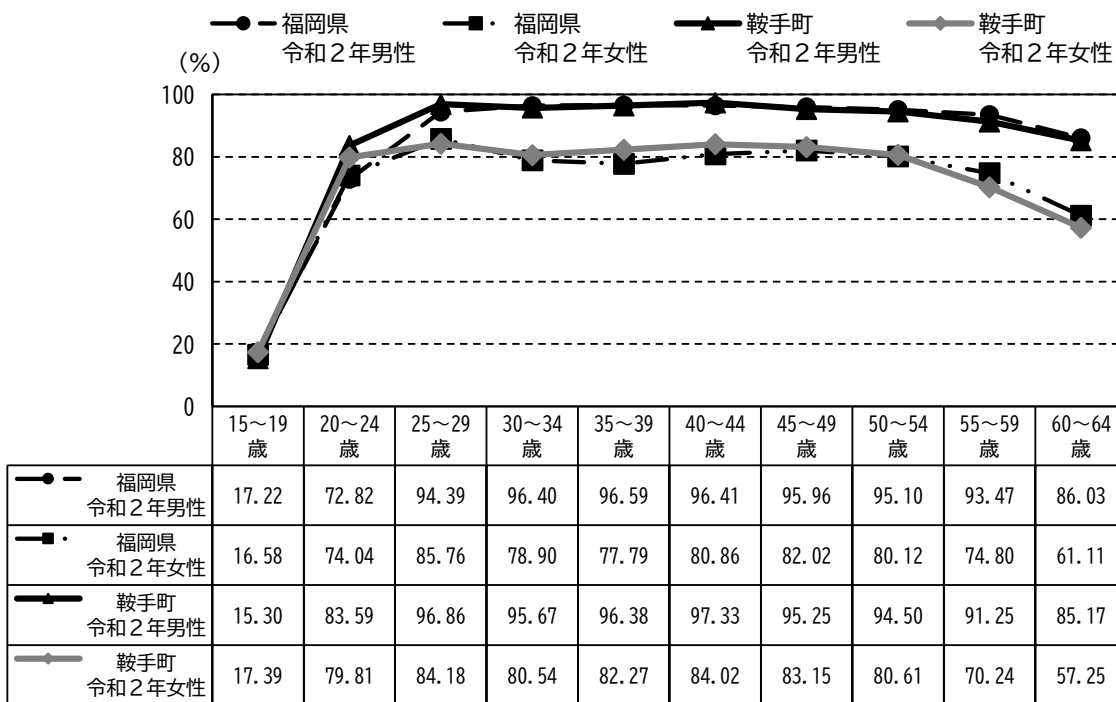
出典：国勢調査

(5) 就業の状況

① 年代階級別労働力率の状況

県内、町内の令和2年の女性の労働力率を年齢別にみると、25～29歳年代と40～44歳年代と45～49歳年代を頂点、30～34歳年代と35～39歳年代を底辺とした、なだらかなM字カーブを示しています。本町の状況は、25～29歳年代と55歳以上では県平均より低いものの、それ以外の年代においては、県平均を常に上回っており、女性が仕事を行いながら、家事、育児、介護等を行っていることがうかがえます。また、30～34歳年代では割合が減少していることから、女性が出産や子育てのために仕事をやめたり、中断したりしている年齢であることがわかります。

【年代階級別労働力率】

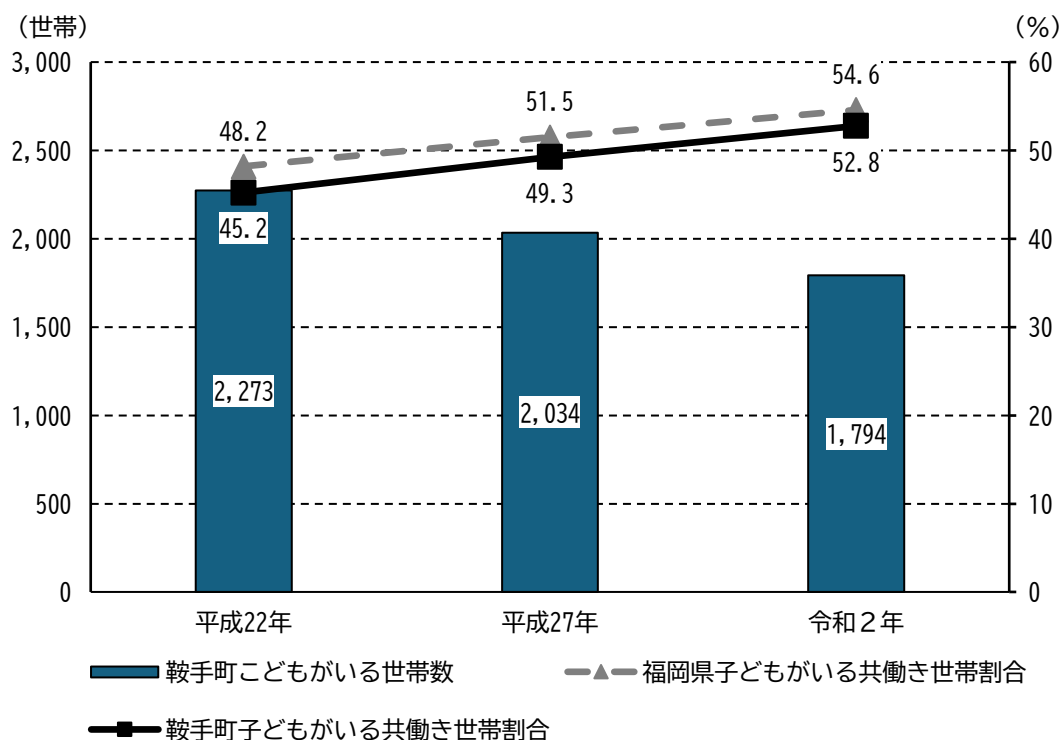


出典：令和2年国勢調査

② こどもがいる共働き世帯の推移

本町のこどもがいる共働き世帯の割合の推移みると、平成22年の45.2%から増加傾向が続き、令和2年では52.8%となっています。県と比較すると、やや低い水準で推移しています。

【こどもがいる共働き世帯の推移】



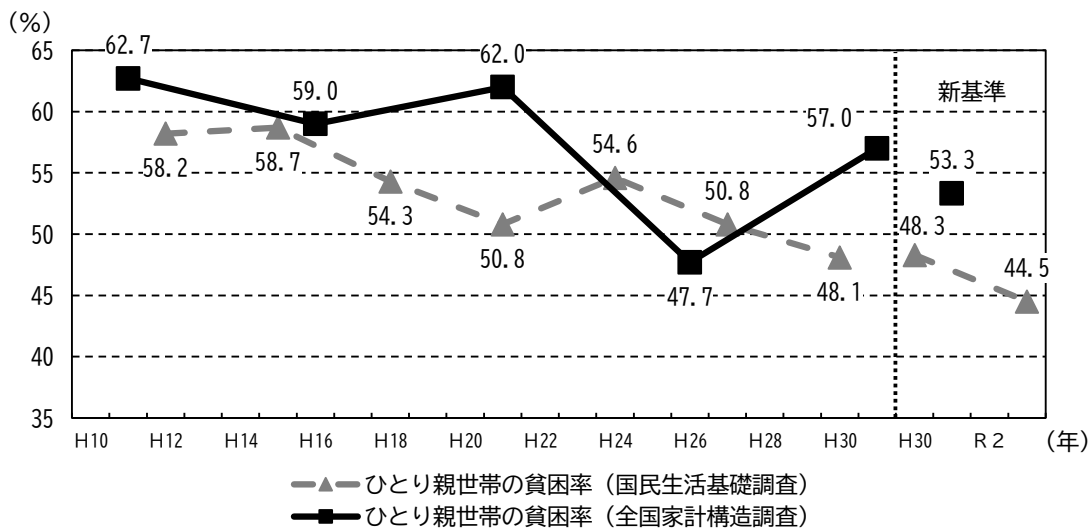
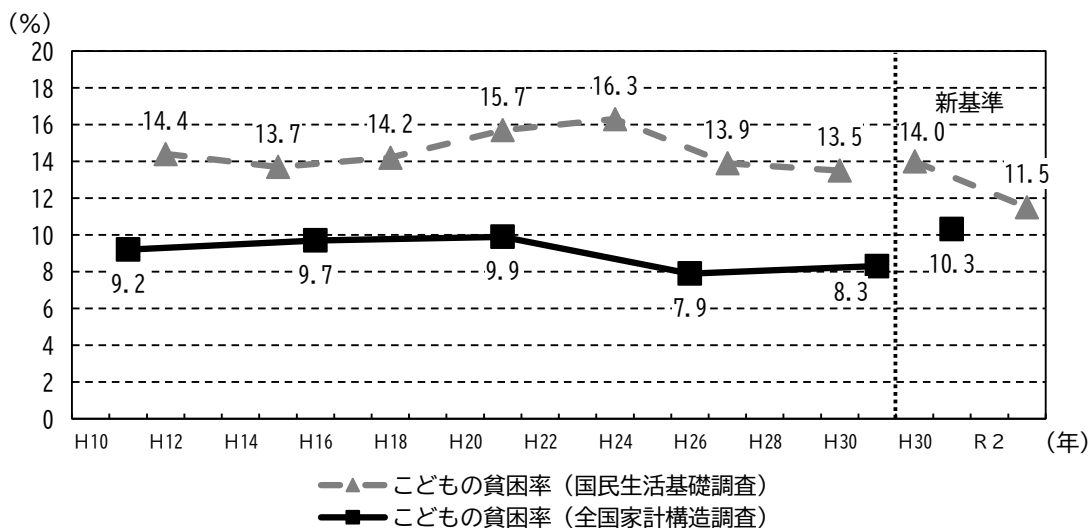
出典：国勢調査

(6) こどもの状況

① 貧困の状況

令和3年の国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状態です。また、令和4年の生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）によると、ひとり親世帯では、食料が買えなかった経験がある割合が21.1%、衣服が買えなかった経験がある割合が19.0%と、こどもがいる全世帯（それぞれ12.1%、13.8%）と比べて高くなっています（こども家庭庁算出）。

【こどもの貧困率の推移】



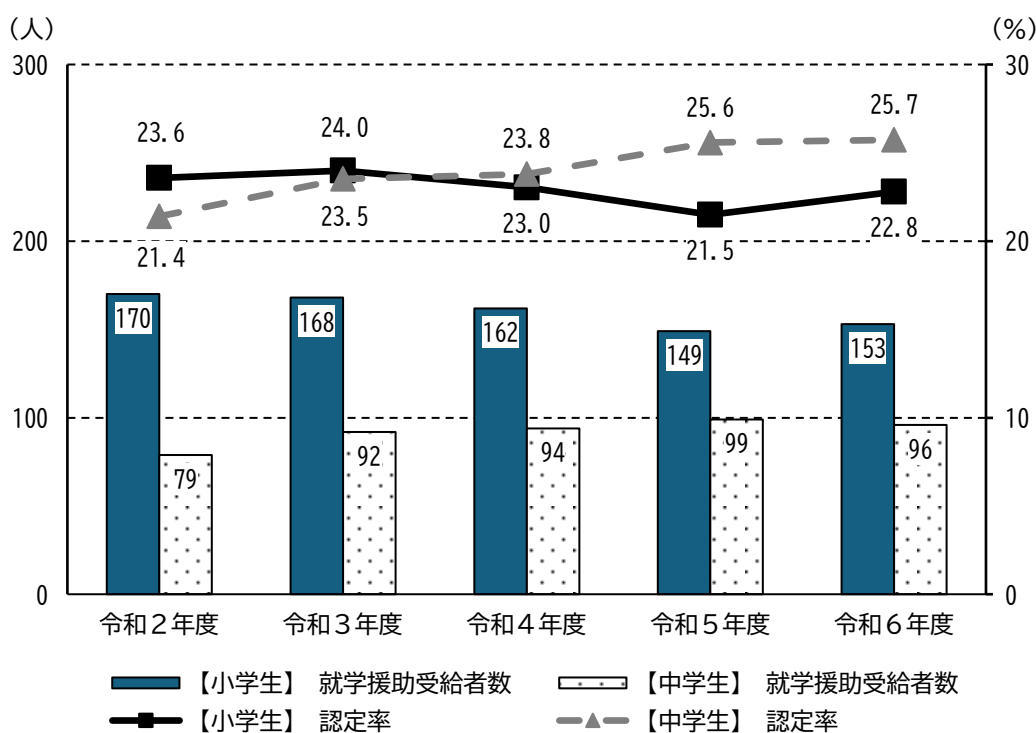
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」を基に作成。

注：「国民生活基礎調査」における「新基準」の平成30（2018）年及び令和3（2021）年の数値は、平成27（2015）年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。「全国家計構造調査」における「新基準」の令和元（2019）年の数値は、平成27（2015）年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

② 就学援助受給者の状況

本町の就学援助受給者数は、令和6年度では小学生が153人、中学生が96人となっています。認定率をみると、小学生では令和2年度から令和6年度にかけて21~24%の間を横ばいで推移しています。中学生では令和2年度では21.4%でしたが、微増傾向が続き、令和6年度では25.7%となっています。

【鞍手町の就学援助受給者の推移】



出典：学校基本調査・庁内資料

③ 児童扶養手当受給世帯の状況

本町の児童扶養手当受給世帯数は、令和6年度では受給中が153世帯、受給停止が18世帯となっています。受給中、受給停止ともに令和3年度から微減傾向が続いています。

【鞍手町の児童扶養手当受給世帯の状況】

単位：世帯

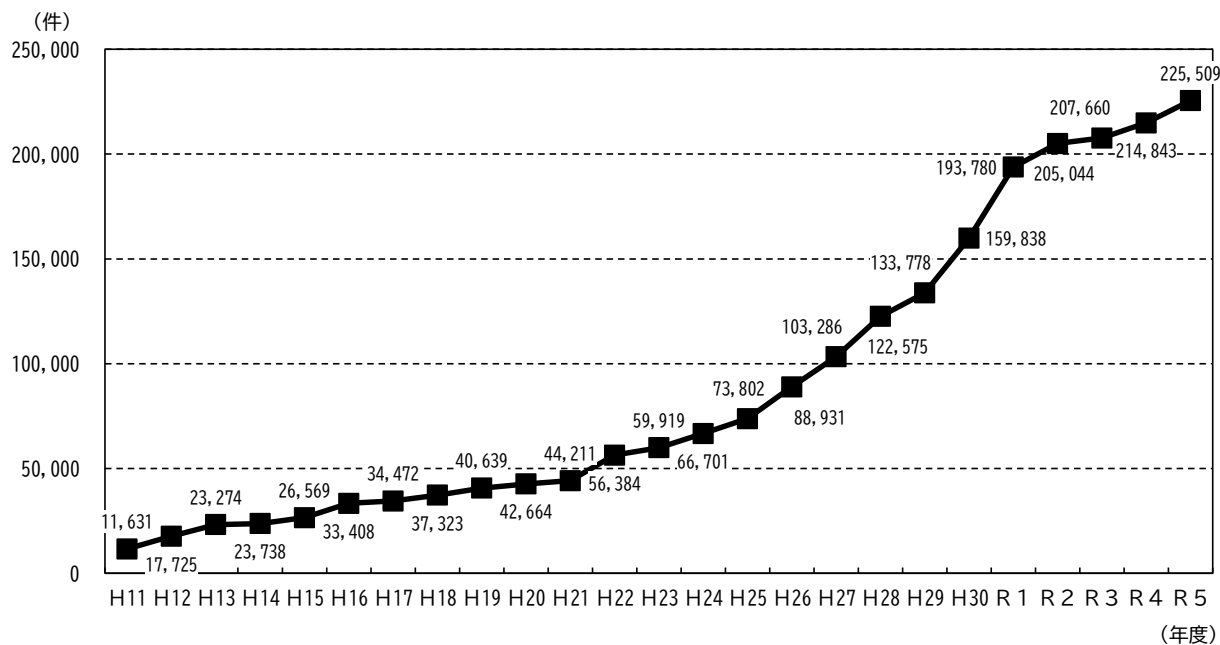
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給中	166	162	164	153
受給停止	23	26	20	18
総数	189	188	184	171

出典：庁内資料

④ 児童虐待などに関する状況

令和5年度における全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、225,509件と過去最多となっており、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）制定直前（平成11年度）の約19倍まで増加しています。

【児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移】



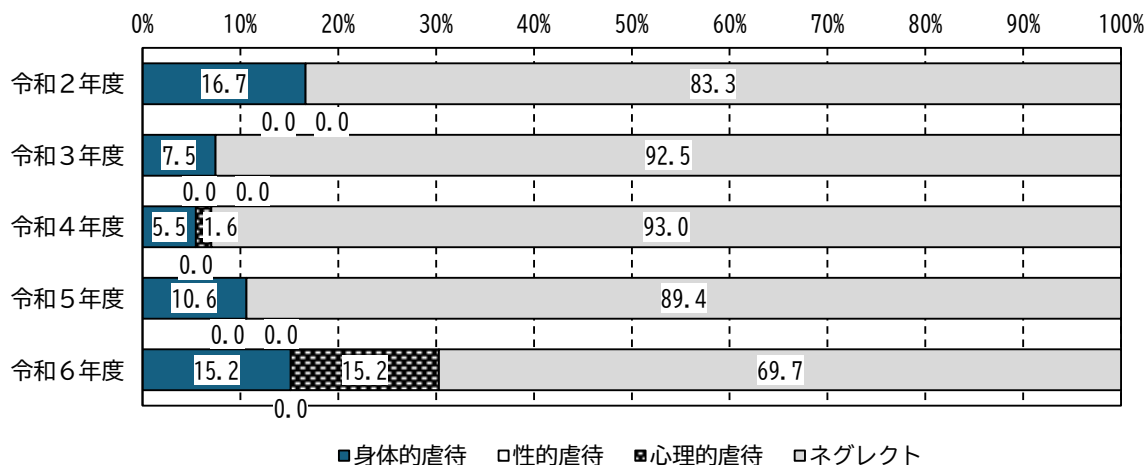
出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

注：平成22（2010）年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

本町における児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の割合をみると、令和2年度から令和6年度全てにおいてネグレクトの割合が最も高くなっていますが、令和6年度では身体的虐待と心理的虐待がそれぞれ15.2%と増加し、ネグレクトの割合が減少しています。

児童虐待相談・通告件数の総数の推移をみると、令和4年度が128件と多くなっていましたが、令和6年度は33件と減少しています。

【鞍手町の児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の推移】



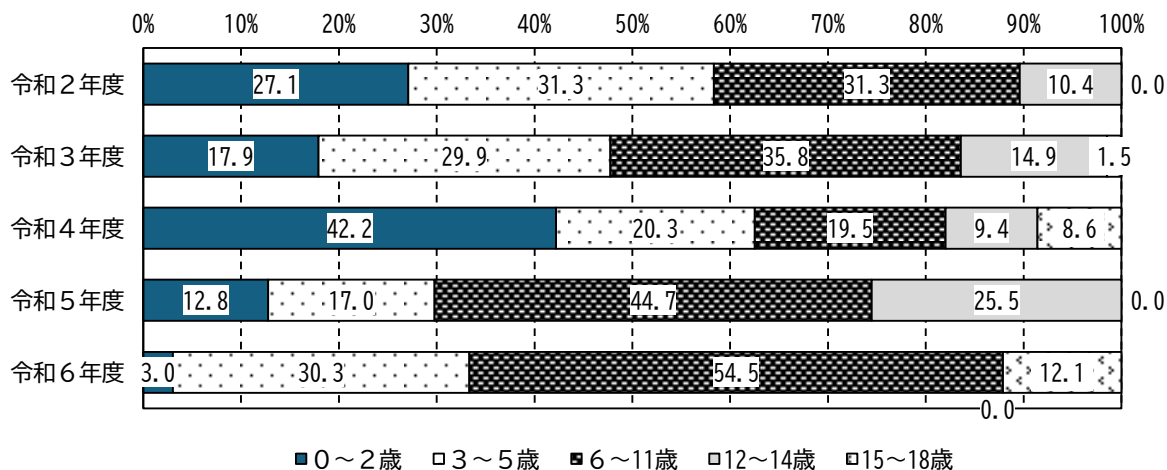
単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	8	5	7	5	5
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	2	0	5
ネグレクト	40	62	119	42	23
総数	48	67	128	47	33

出典：福祉行政報告例

本町における児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の割合をみると、令和6年度では6～11歳が54.5%と最も高く、次いで、3～5歳が30.3%、15～18歳が12.1%となっています。また、年度によりばらつきのある状態が続いています。

【鞍手町の児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移】



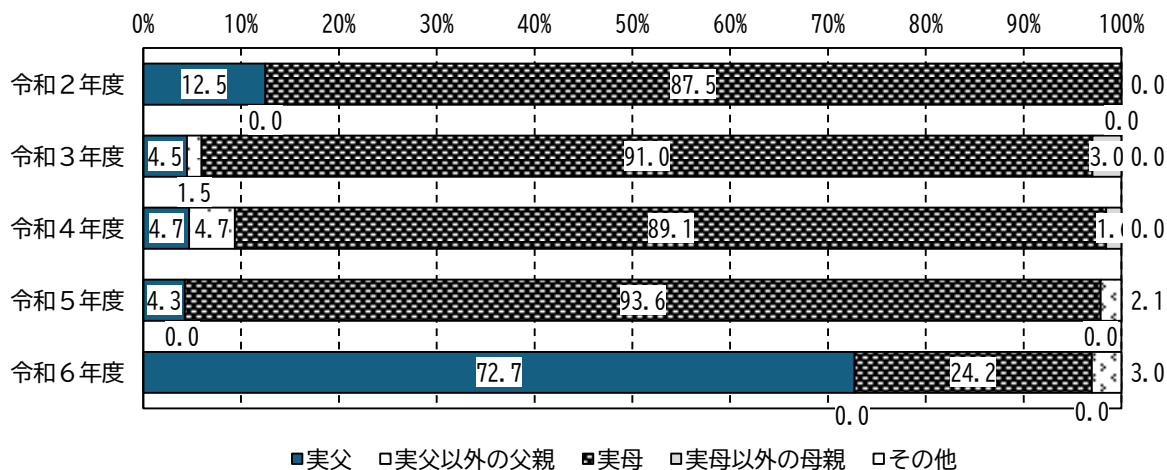
単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳	13	12	54	6	1
3～5歳	15	20	26	8	10
6～11歳	15	24	25	21	18
12～14歳	5	10	12	12	0
15～18歳	0	1	11	0	4
総数	48	67	128	47	33

出典：福祉行政報告例

本町における児童虐待相談・通告件数のこどもから見た虐待者との関係の割合をみると、令和5年度までは実母の割合が90%前後で推移していましたが、令和6年度では実父の割合が増え、72.7%を占めています。

【鞍手町のこどもから見た虐待者との関係の推移】



単位：件

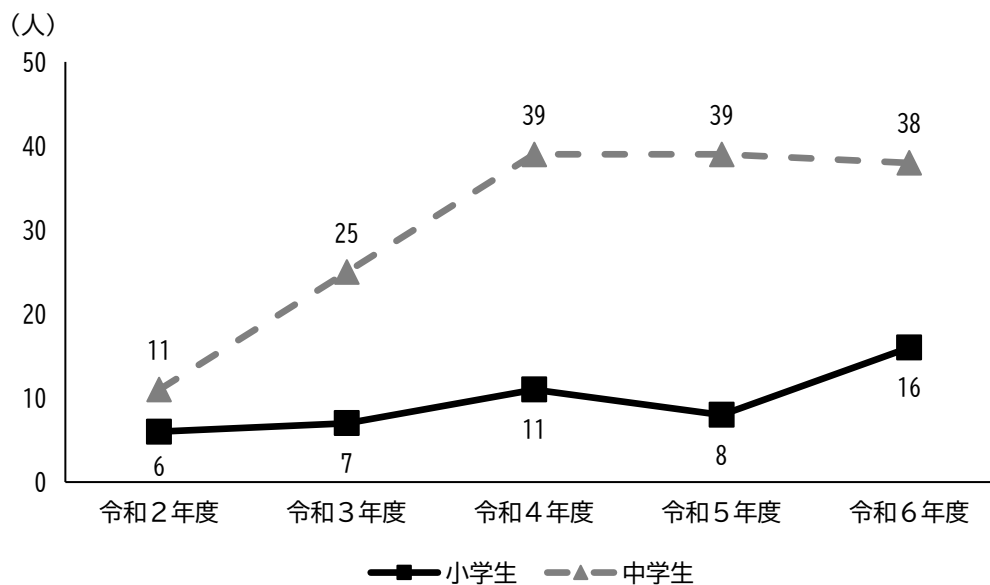
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実父	6	3	6	2	24
実父以外の父親	0	1	6	0	0
実母	42	61	114	44	8
実母以外の母親	0	2	2	0	0
その他	0	0	0	1	1
総数	48	67	128	47	33

出典：福祉行政報告例

⑤ 不登校などに関する状況

本町の不登校児童及び生徒数の推移をみると、小学生は、令和2年度時点で6人でしたが、増減を繰り返しつつ増加傾向にあり、令和6年度では16人となっています。中学生は、令和2年度時点で11人でしたが、令和3～4年度で増加し、令和6年度では38人となっています。

【鞍手町の不登校児童及び生徒数の推移】



出典：庁内資料

2. アンケート調査結果からみる現状

【アンケート調査の概要】

<調査の目的>

こどもや若者、子育て当事者の意識や生活の実態等を把握することにより、今後のこども・若者施策や子育て施策の充実に生かすとともに「鞍手町こども計画」策定の基礎資料とすることを目的として、3種類のアンケートを実施しました。

<調査方法>

アンケートフォームによるオンライン回答（ハガキの郵送による依頼）

<調査対象と回収結果>

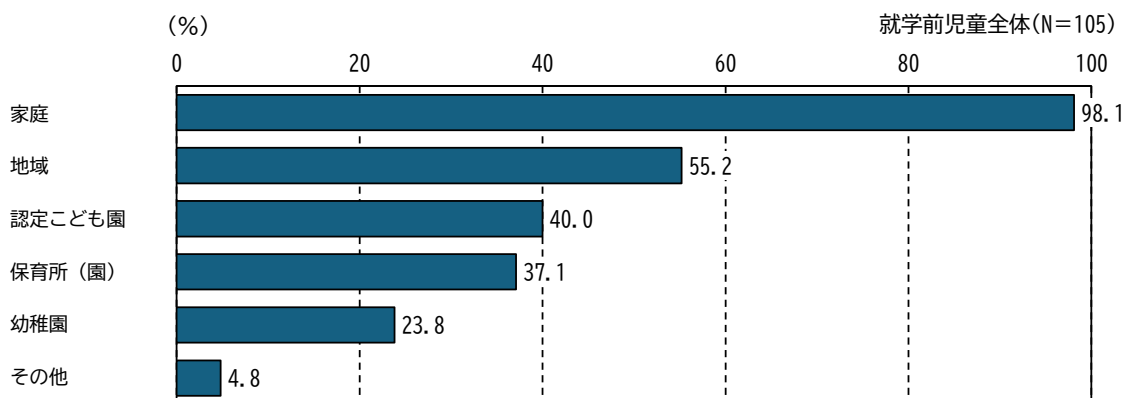
アンケート種類	子育てに関するアンケート	子どもの生活に関するアンケート	子ども・若者の意識と生活に関するアンケート
対象者	就学前児童保護者・小学生児童保護者 計 500 人	小学生・中学生とその保護者 計 1,118 人	16～29歳の町民 400 人
回収数	210 件 (42.0%)	343 件 (30.7%)	76 件 (19.0%)

(1) 子育てに関するアンケート（令和6年度）

① 家庭、子どもの育ちをめぐる環境

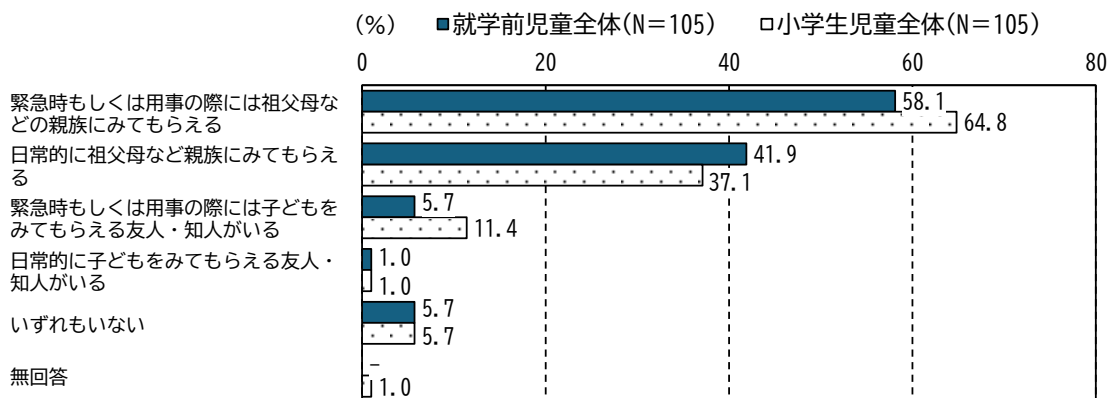
子育てに影響する環境について、ほとんどの保護者が家庭と回答していますが、半数以上の保護者が地域も影響すると考えています。

【子育てに影響する環境】

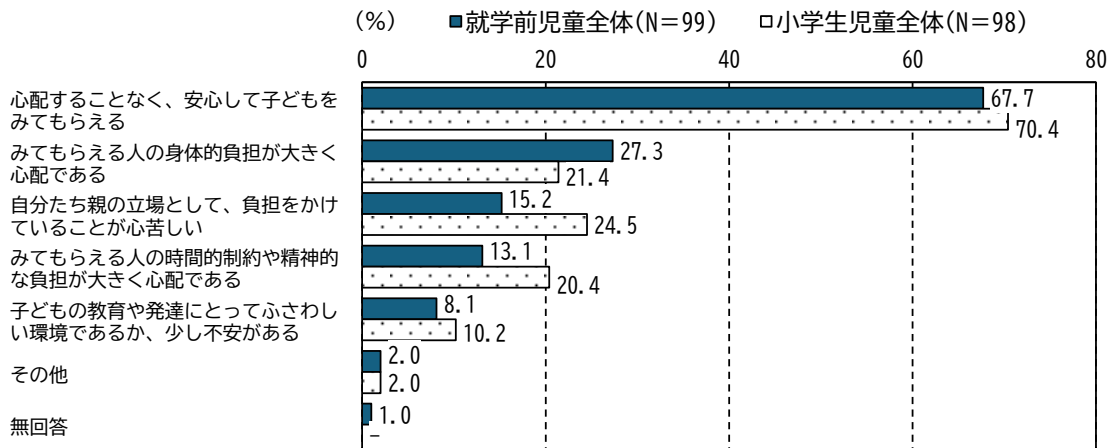


6割程度の保護者が緊急時もしくは用事の際に祖父母などの親族に子どもをみてもらえると回答していますが、日常的にみてもらえる保護者は4割程度となっています。また、子どもをみてもらえると回答した保護者のうち3割程度がみてもらえる人の負担などについて、心配を感じています。

【子どもをみてもらえる親族・知人】

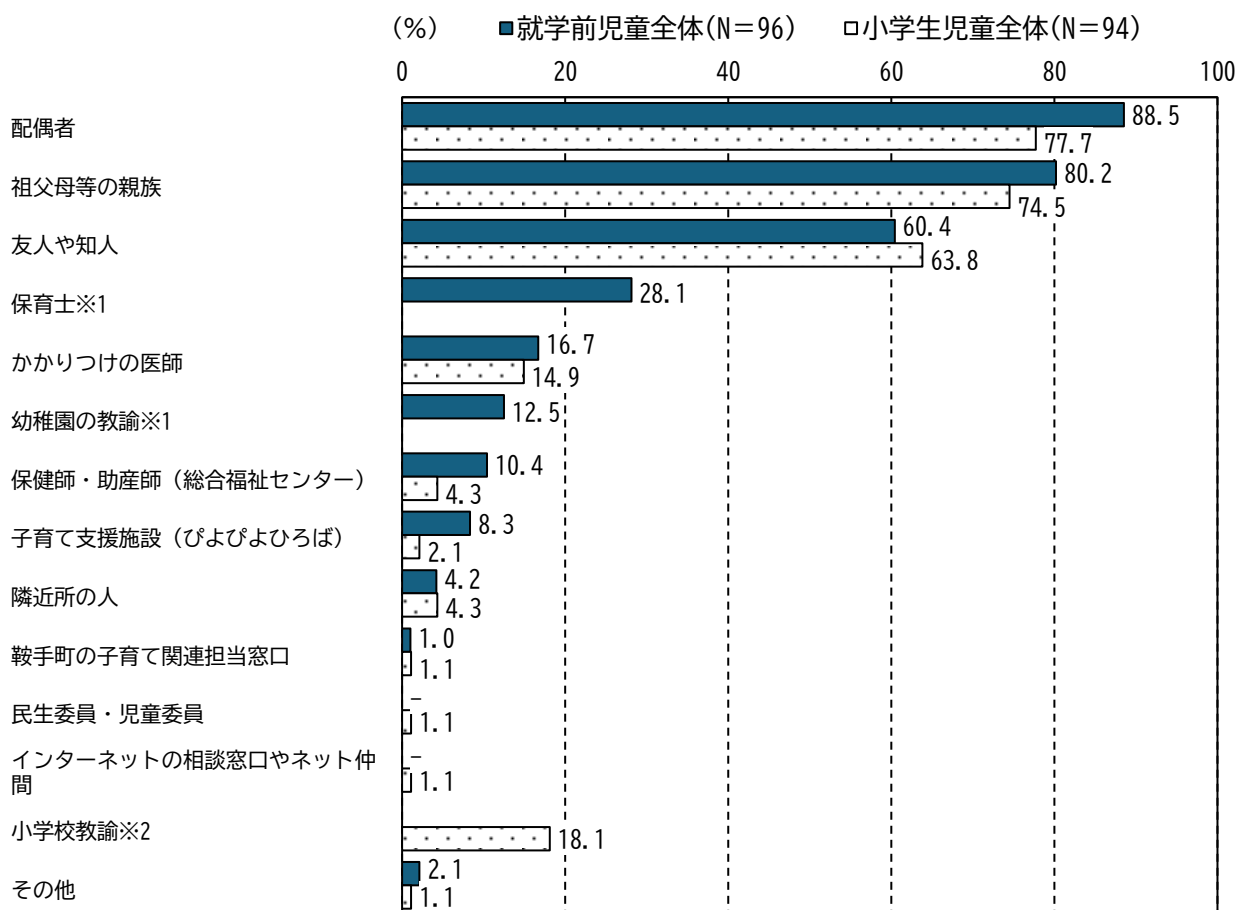


【子どもをみてもらっている状況】



多くの人が配偶者や親族、友人や知人に子育てについての相談をしている一方で、町の子育て関連担当窓口などの公的機関などに相談する人は少ないようです。

【子育てについての相談先】

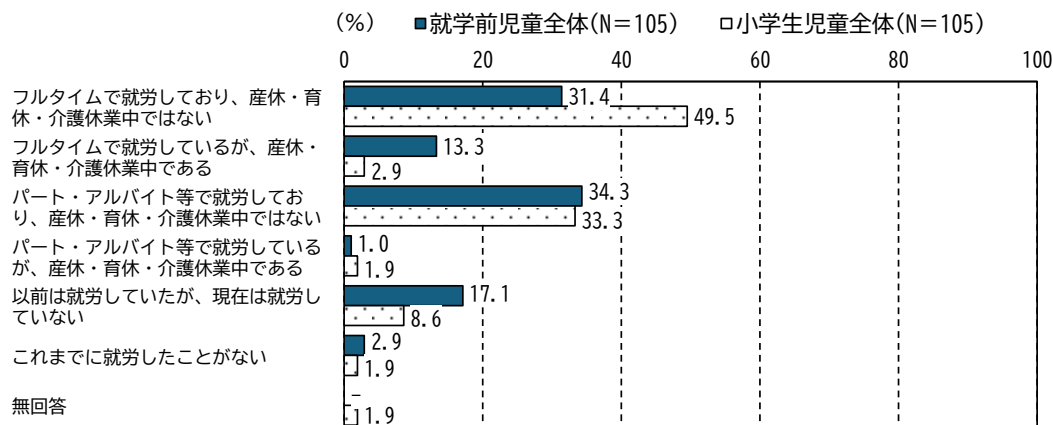


※1就学前児童のみの項目
 ※2小学生児童のみの項目

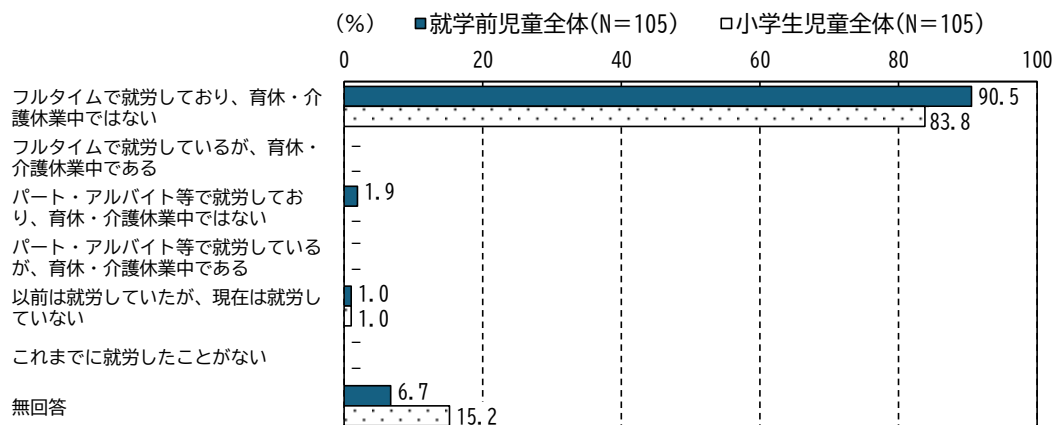
② 子育てと仕事の両立

母親の約半数がフルタイムで就労（産休・育休等含む）、3割強がパート・アルバイト等で就労しています。一方で、父親の大半がフルタイムで就労しています。そして、パート・アルバイト等で就労している母親のうち、3割程度（就学前児童の35.1%、小学生児童の21.6%）がフルタイムへの転換希望があるものの、実現できる見込みがないと回答しています。

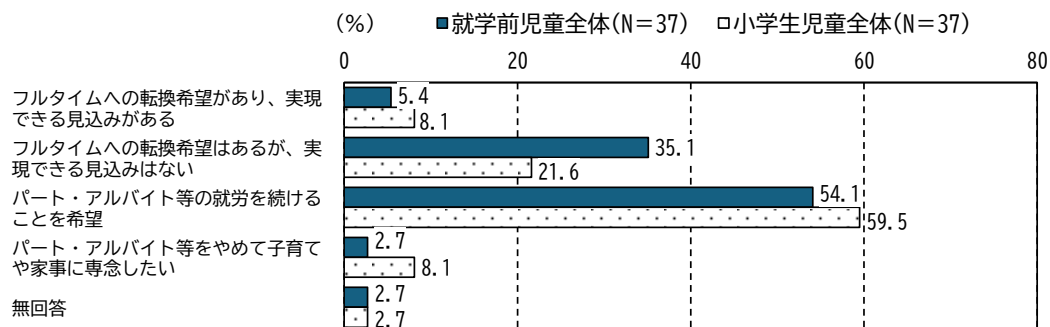
【母親の就労状況】



【父親の就労状況】

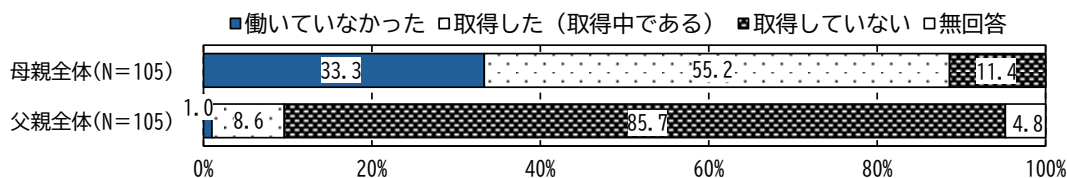


【母親のフルタイムへの転換意向】



育児休業の取得率は母親が55.2%、父親が8.6%と大きな差がみられます。育児休業を取得しなかった理由としては、母親では半数が職場に育児休業の制度がなかったと回答している一方で、父親では職場の理解度の低さや仕事の忙しさ、収入減を避けるためなどの理由が多くみられます。

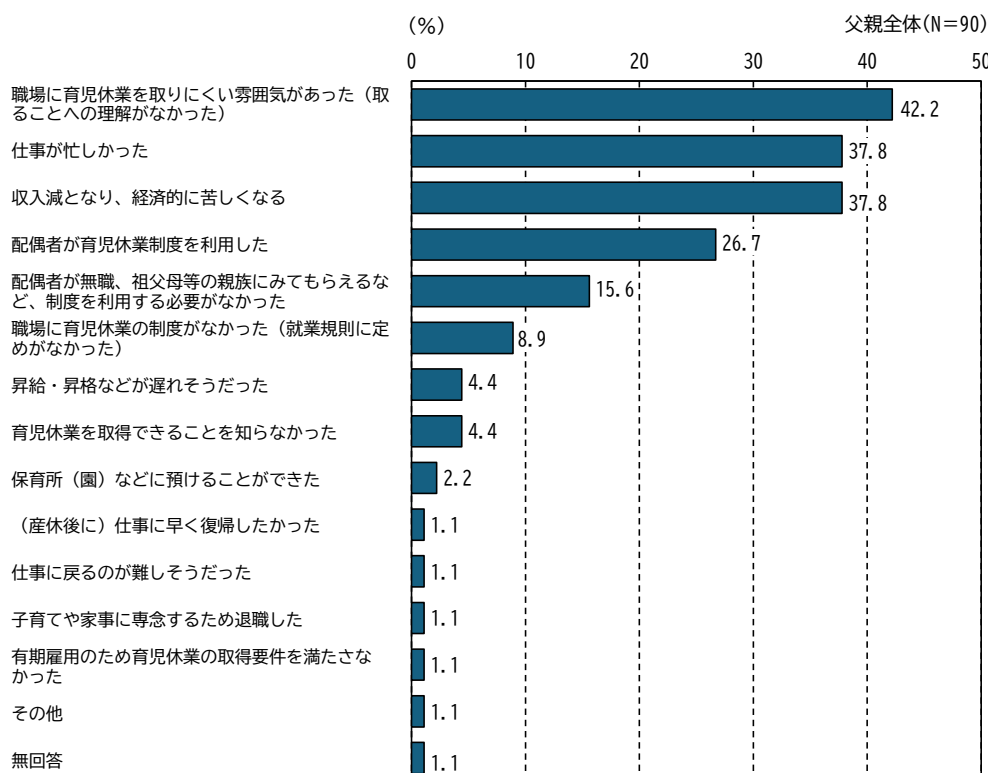
【育児休業の取得状況】



【育児休業を取得していない理由(母親)】

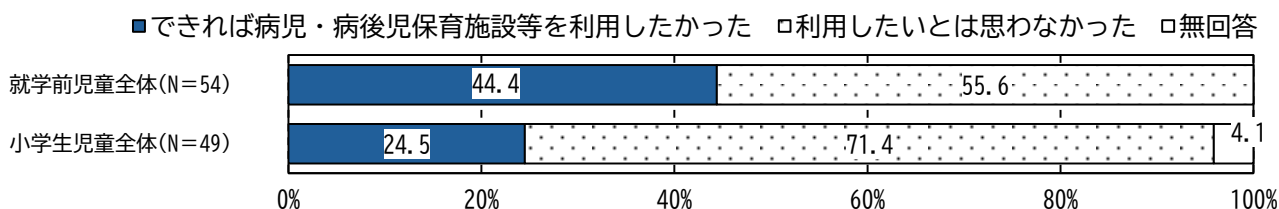
単位: 件数	調査数	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	収入減となり、経済的に苦しくなる	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった(取ることへの理解がなかった)	仕事が忙しかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	帰らなかった(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親全体	12	6	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

【育児休業を取得していない理由(父親)】

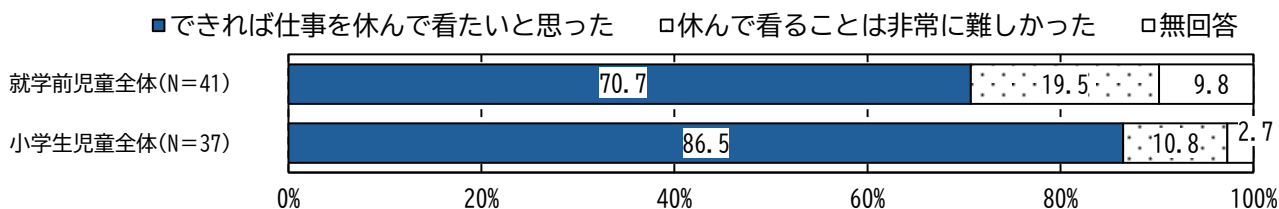


子どもが病気になったときに父母のどちらかが休んだと回答した保護者のうち、就学前児童では 44.4%、小学生児童では 24.5%が病児・病後児保育施設などを利用したかったと回答しています。一方で、父母のどちらかが休む以外の対処方法を行った保護者のうち、就学前児童では 70.7%、小学生児童では 86.5%が仕事を休んで看たいと思ったと回答しています。

【病児・病後児保育施設の利用意向】



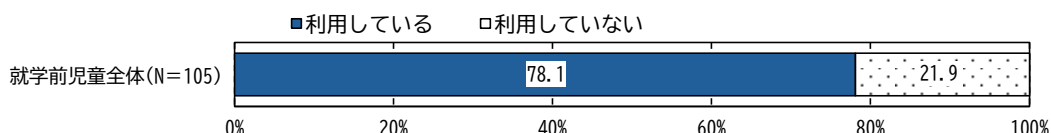
【父母のどちらかが休んで見る意向】



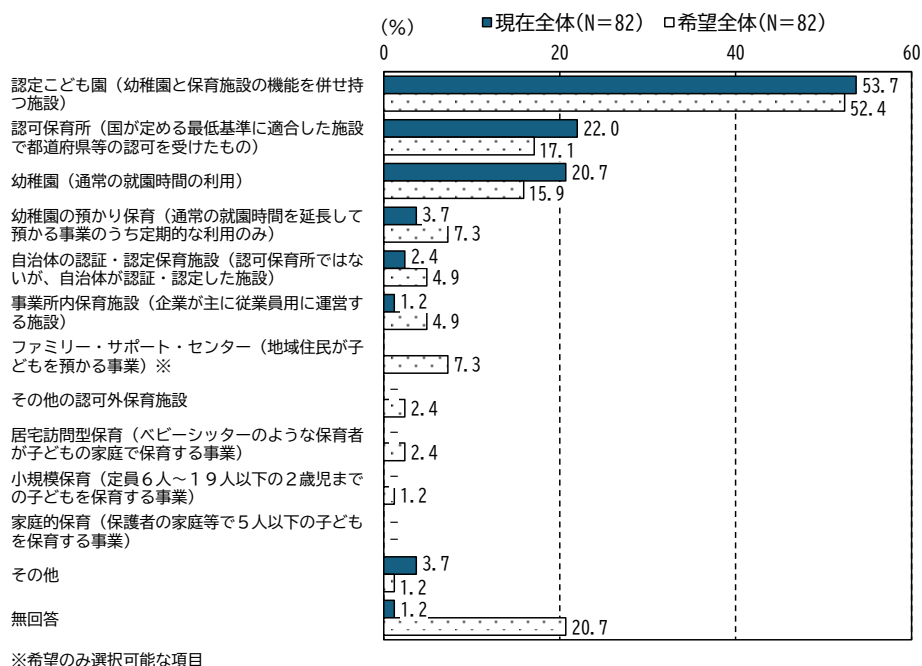
③ 教育・保育と地域子育て支援事業の利用状況

回答者の8割程度が平日の定期的な教育・保育事業を利用しており、その半数以上が認定こども園を利用しています。認定こども園を除くと、認可保育所と幼稚園が2割程度で、その他の事業の利用は5%未満となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無】

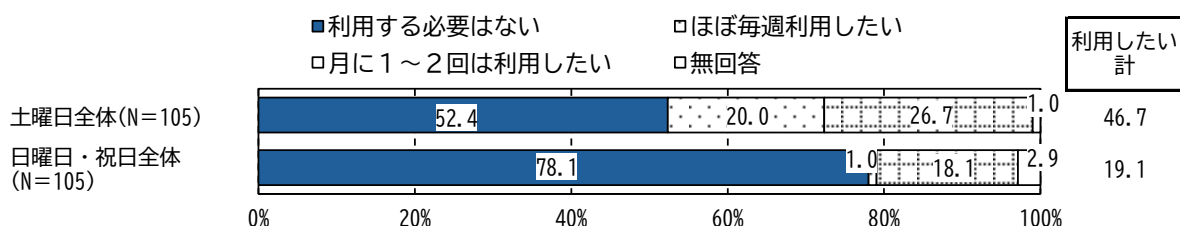


【平日に現在利用している事業と利用を希望する事業】



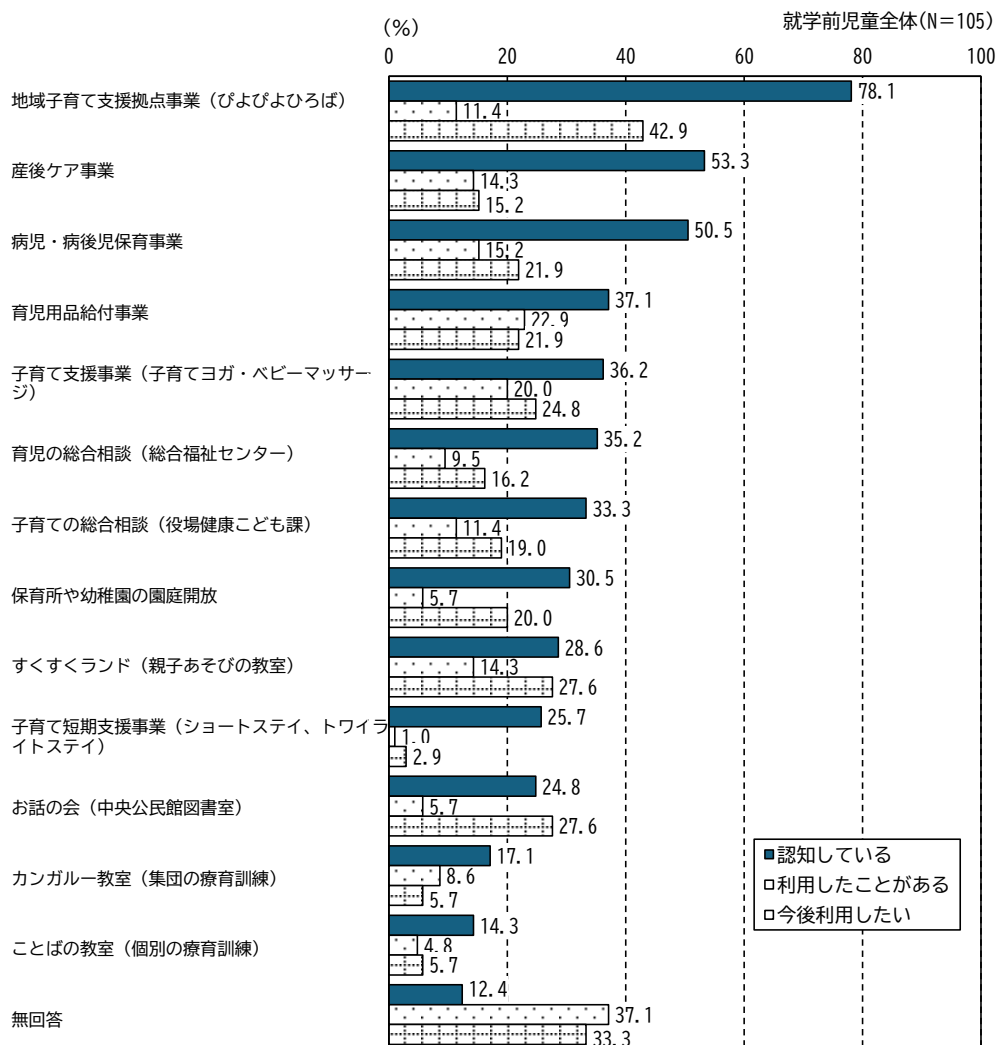
教育・保育事業について、半数近くが土曜日にも利用したいと考えています。日曜日・祝日については、2割程度が利用したいと考えています。

【土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向】

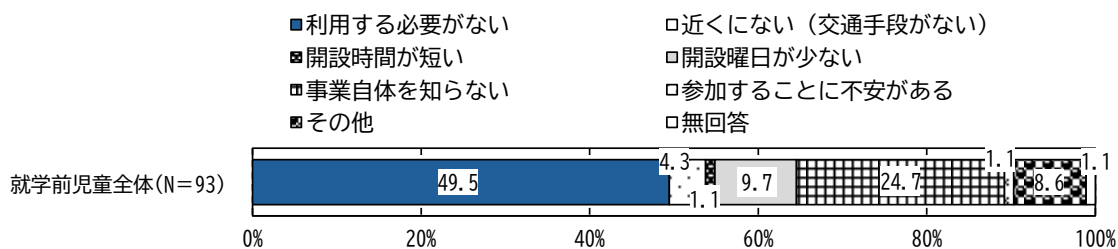


地域子育て支援事業のうち認知度が5割を超えているものは、地域子育て支援拠点事業（ぴよぴよひろば）と産後ケア事業、病児・病後児保育事業のみとなっています。最も認知度の高い地域子育て支援拠点事業の利用割合は1割程度と少なく、その理由としては、利用する必要がないと考えている人が約半数を占め、次いで事業を知らない人が2割強となっています。また、今後利用したいと考えている人は4割以上と、一定のニーズ増が見込まれます。

【地域子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向】

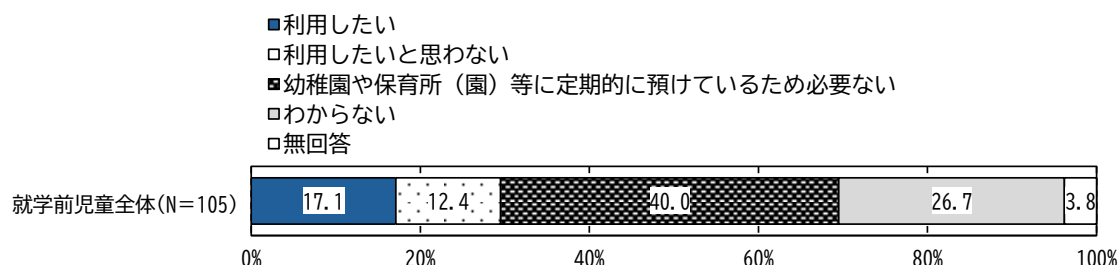


【地域子育て支援拠点事業を利用していない・不満に思うもっとも大きな理由】



令和8年度からの実施を予定している乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、2割程度の保護者が利用したいと考えています。

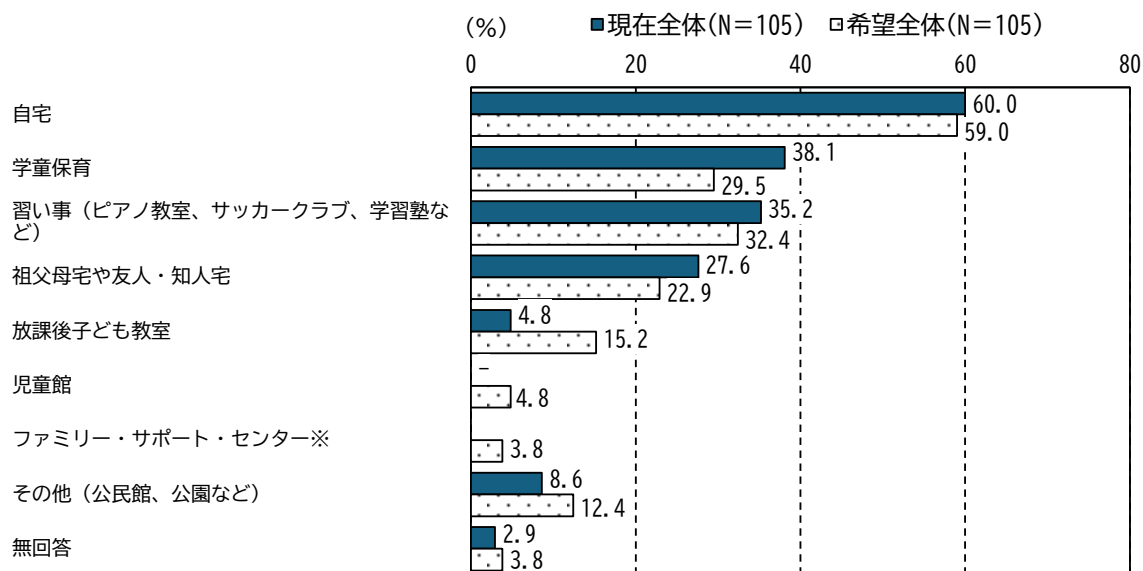
【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用意向】



④ 放課後の過ごし方

小学生児童が放課後を過ごしている場所としては、自宅が6割と最も多く、学童保育と習い事が4割弱と続きます。希望と実態について比較すると、放課後子ども教室について、希望者が15.2%に対し、実際に利用している割合は4.8%と、ギャップがあります。

【小学生児童が放課後を過ごす場所】

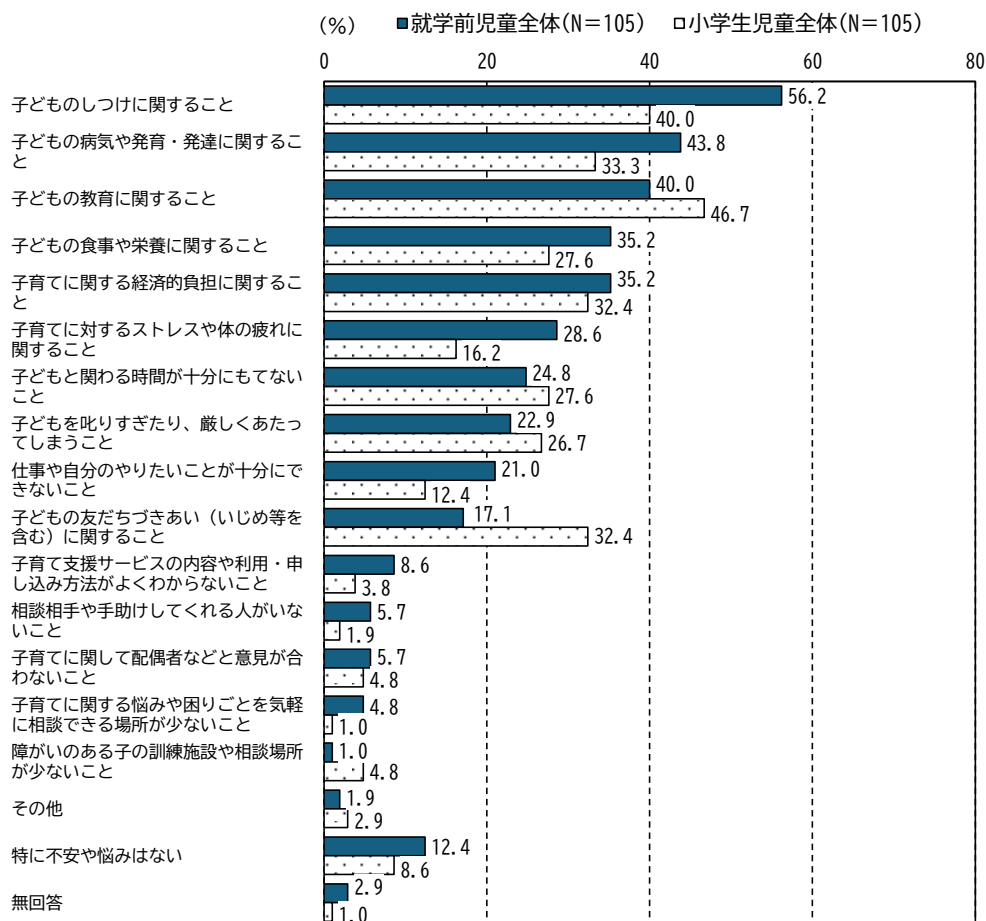


※希望のみ選択可能な項目

⑤ 子育て全般

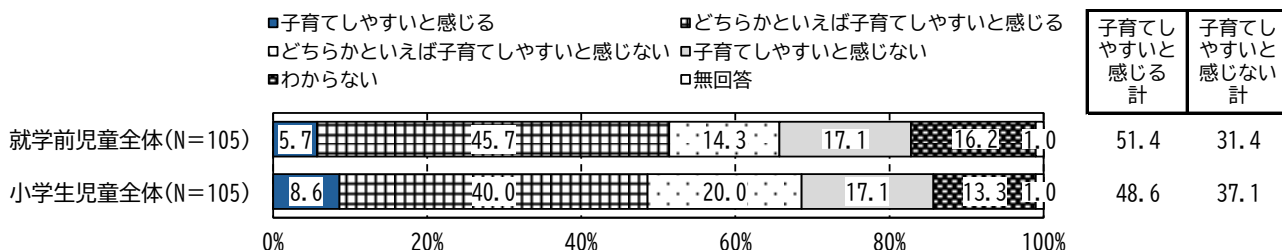
子育てに関する悩みとしては、就学前児童・小学生児童ともに、しつけや教育に加え、病気や発育・発達、経済的負担に関することが多くみられます。また、就学前児童では食事や栄養、小学生児童では友だちづきあいに関することの割合も高くなっています。

【子育てに関する悩み】



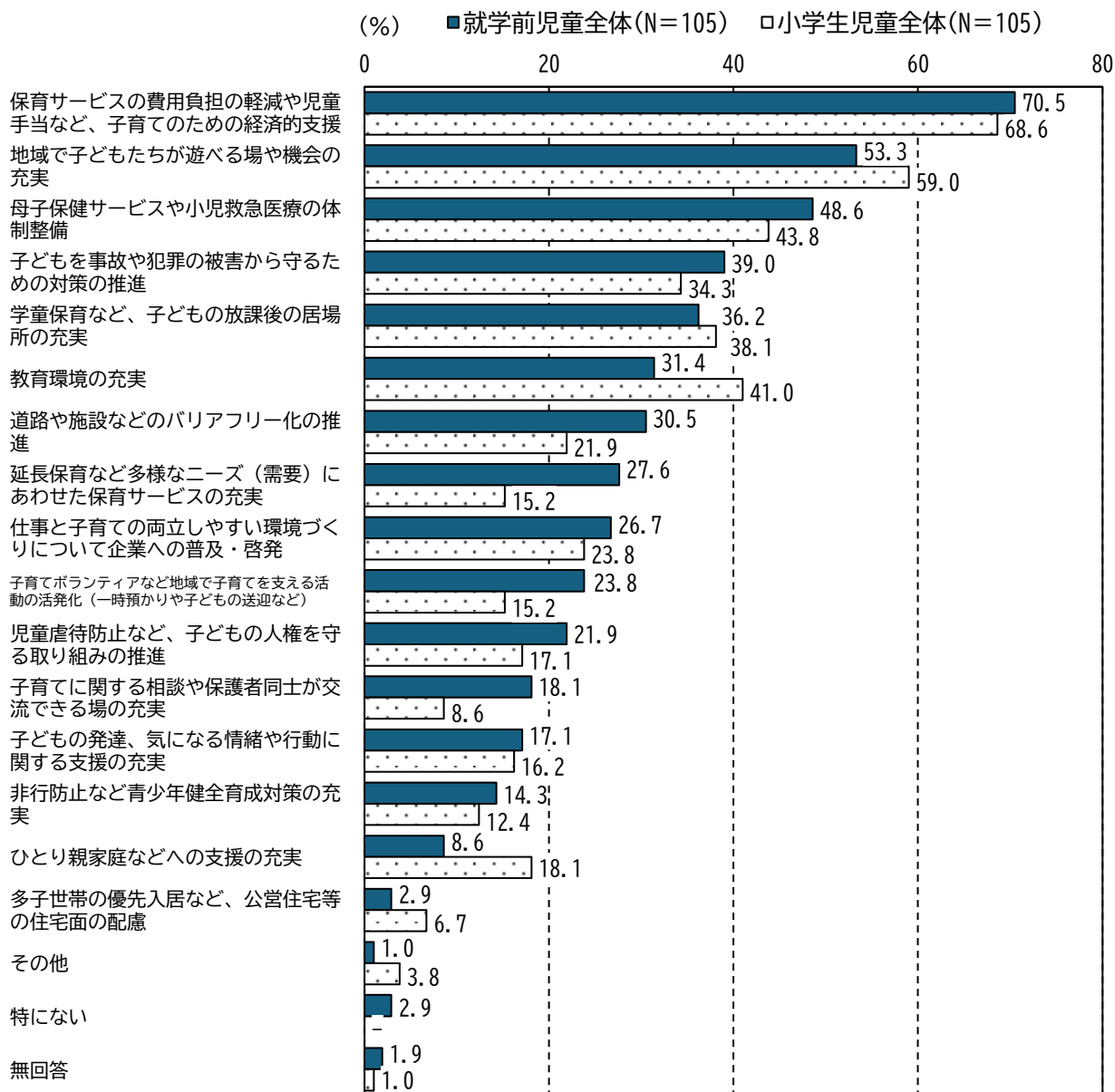
鞍手町の子育てのしやすさについては、就学前児童・小学生児童ともに5割程度が子育てしやすいと感じている一方で、3割以上の保護者が子育てしやすいと感じていないようです。

【鞍手町の子育てのしやすさ】



子育てに関して町に期待することについては、経済的支援が7割程度と最も多く、次いで地域で子どもたちが遊べる場所や機会の拡充、母子保健サービスや小児救急医療の体制整備が多くみられます。

【子育てに関して町に期待すること】



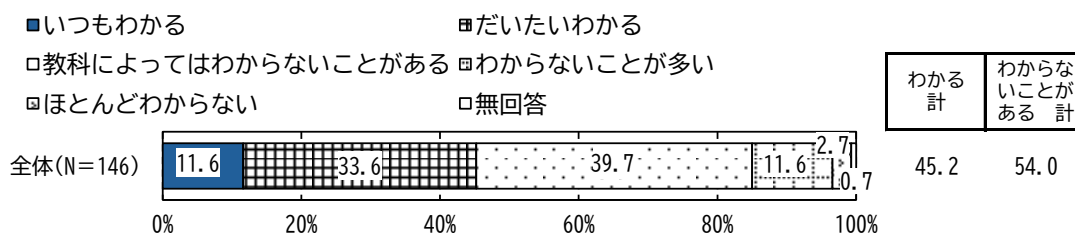
(2) 子どもの生活に関するアンケート（令和6年度）

<子どもの回答結果 ※一部除く>

① 生活の状況・不登校のリスク

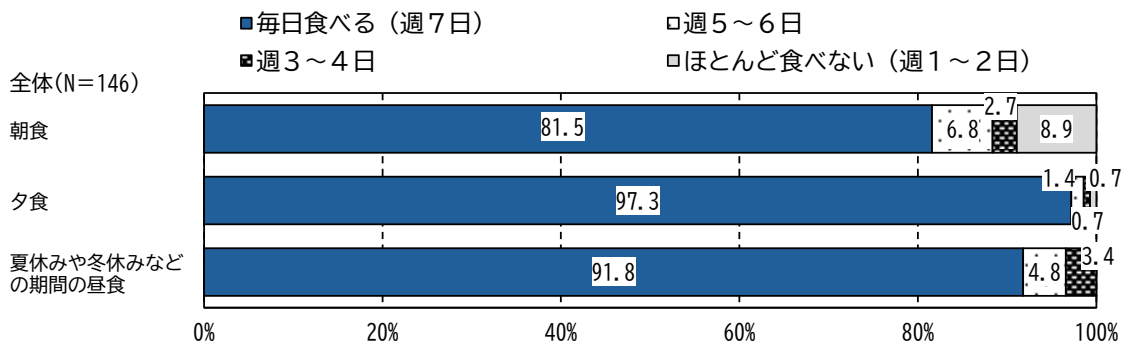
半数以上の子どもが学校の授業でわからない教科がある、わからないことが多いと回答しています。

【学校の授業の理解度】



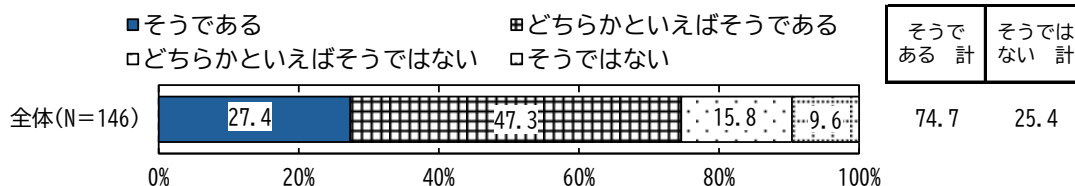
朝食を毎日食べる子どもの割合は8割程度にとどまっており、1割近くがほとんど食べていません。

【1週間の食事の頻度】



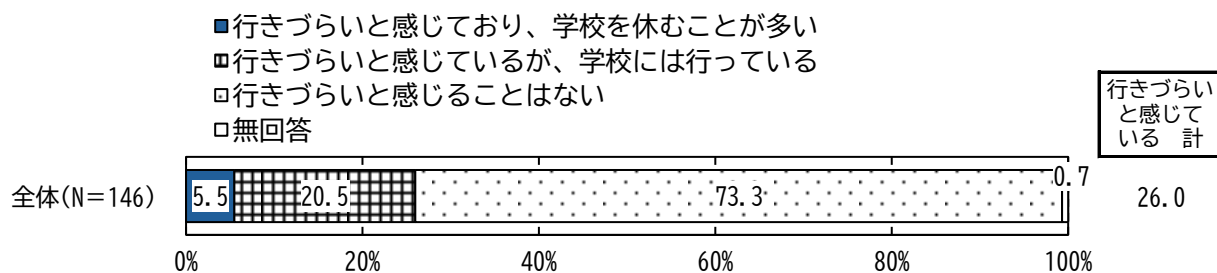
2割以上の子どもには、平日の就寝時間にばらつきがあります。

【ふだん（月～金曜日）にほぼ同じ時間に寝ているか】

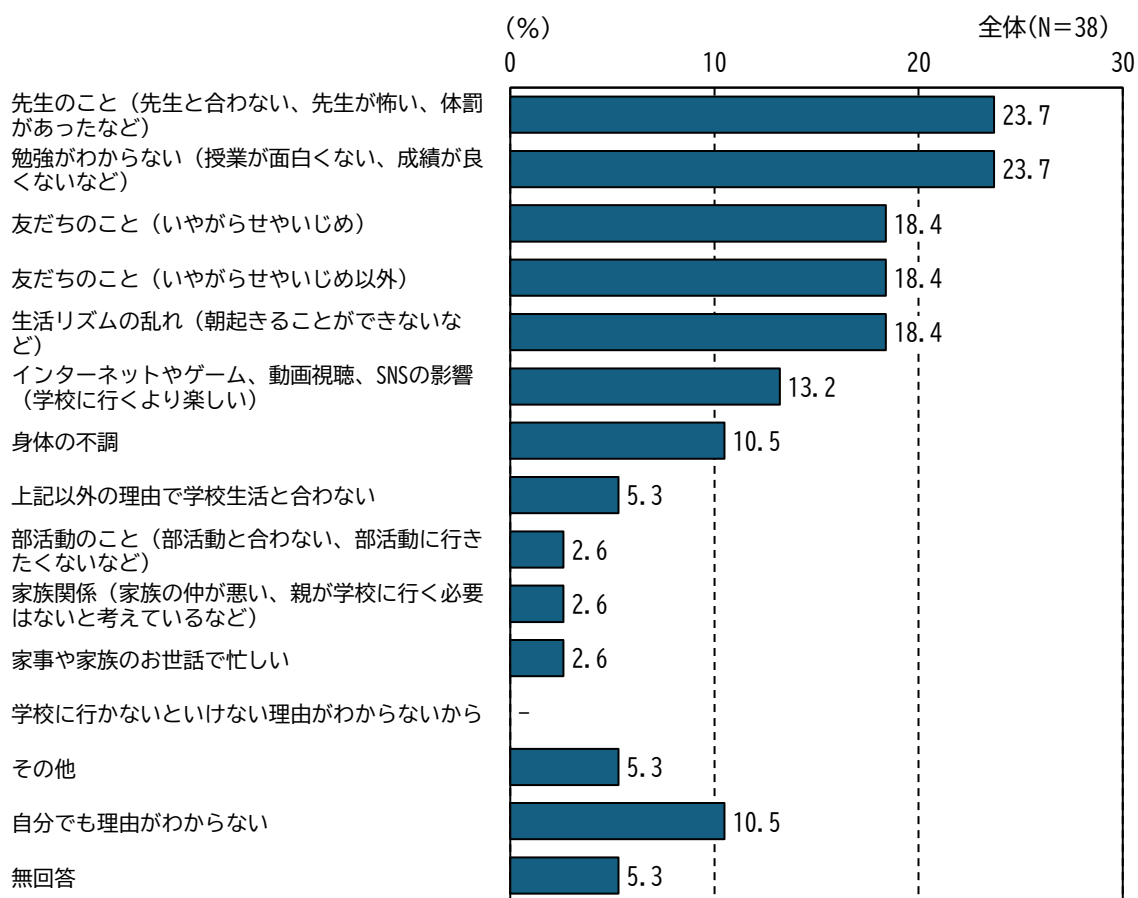


3割弱の子どもが学校に行きづらいつ感じており、全体の5.5%の子どもは学校を休むことが多く、不登校の傾向があります。学校に行きづらい理由としては、先生に関することと勉強に関することがそれぞれ2割以上と最も多く、次いで友だち関係の問題や生活リズムの乱れ、インターネットやゲームの影響等が続いており、様々な理由から不登校のリスクにつながっている状況です。

【学校に行きづらいつ感じることの有無】

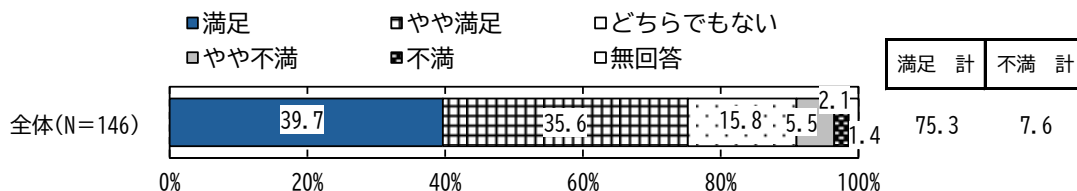


【学校に行きづらいつ理由】



最近の生活について、満足していると回答した子どもの割合は75.3%となっています（「満足」と「やや満足」の合計）。一方で、不満に感じていると回答した子どもの割合は7.6%となっています（「やや不満」と「不満」の合計）。

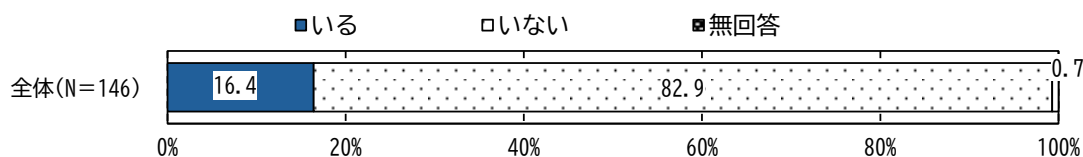
【最近の生活の満足度】



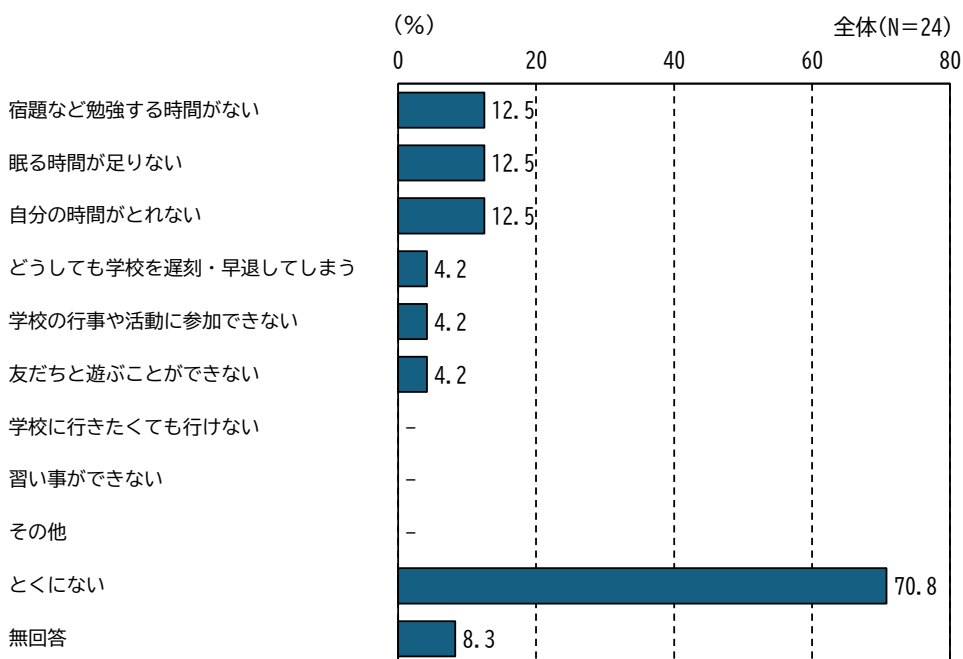
② ヤングケアラー

家族の世話をしている子どもの割合は16.4%（24人）です。うち5人は、世話によって勉強や睡眠、個人の時間がとれない、学校を遅刻早退してしまう等、生活に影響が出ています。

【家族の中にお世話をしている人がいるか】



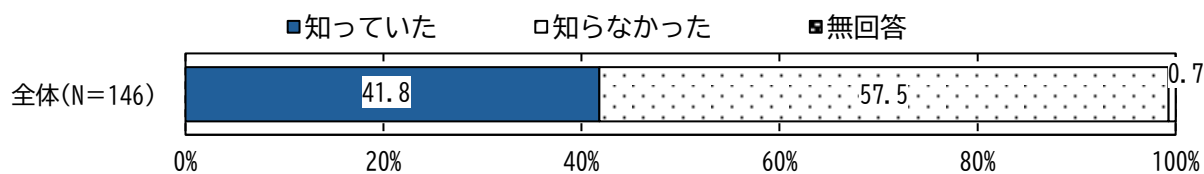
【家事や家族のお世話をしていることで経験したこと】



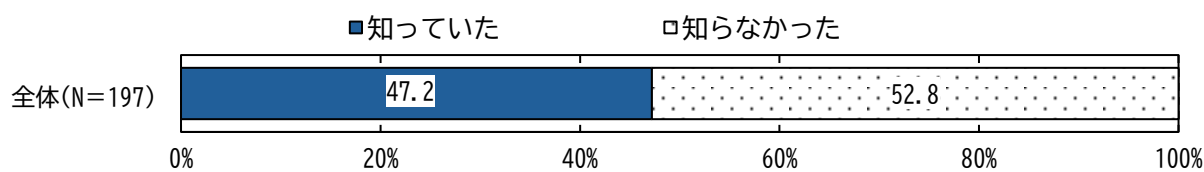
③ 子どもの権利

子どもの権利条約の認知度は、子どもが 41.8%、保護者が 47.2%となっています。

【「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の認知状況（子ども）】



【「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の認知状況（保護者）】



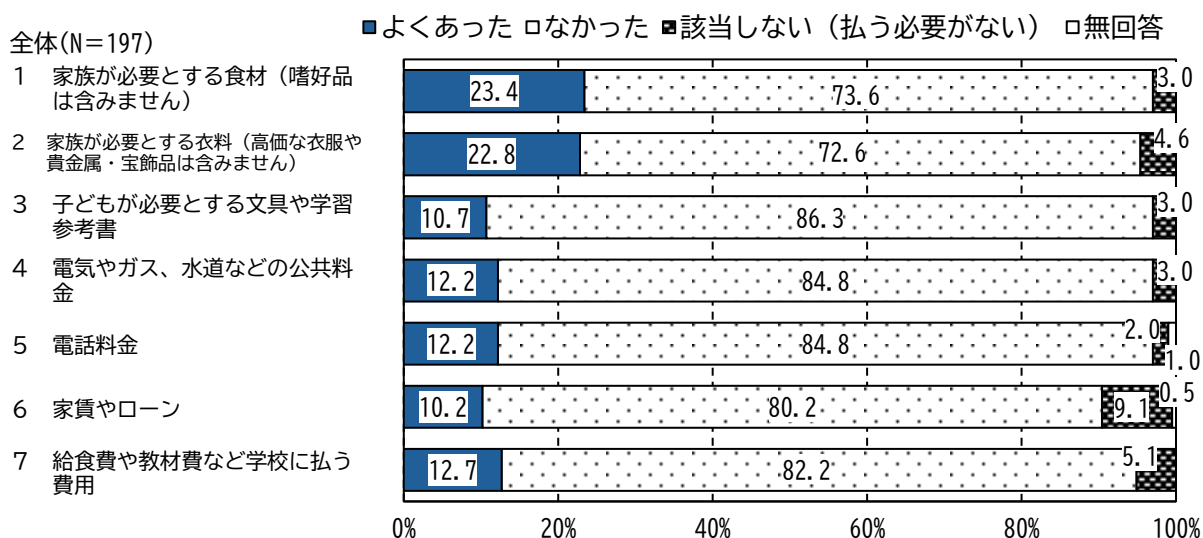
<保護者の回答結果 ※一部除く>

① 経済的状況、貧困による影響

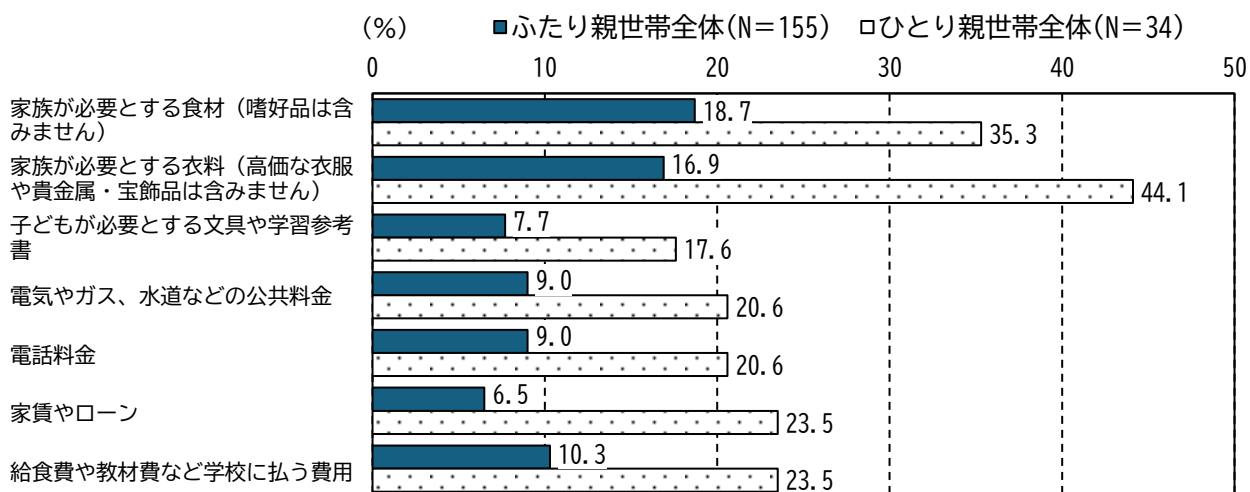
2割以上の保護者が経済的な理由で食材や衣料の購入を控えたと回答しています。また、文具や学習参考書、公共料金、電話料金、家賃やローン、給食費や教材費について、それぞれ1割以上の家庭で、購入・支払を控えた経験があります。

ひとり親世帯では、全ての項目において、お金が足りなくて買えないこと・払えないこと・控えたことがよくあったと回答した保護者の割合が高くなっています。

【お金が足りなくて買えないこと・払えないこと・控えたことの有無】

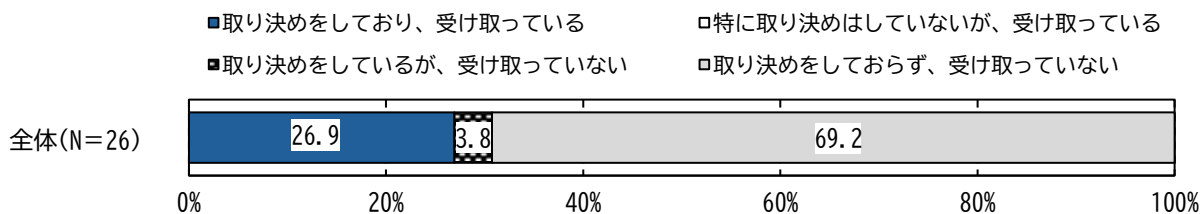


【世帯類型別 お金が足りなくて買えないこと・払えないこと・控えたことがよくあった項目】



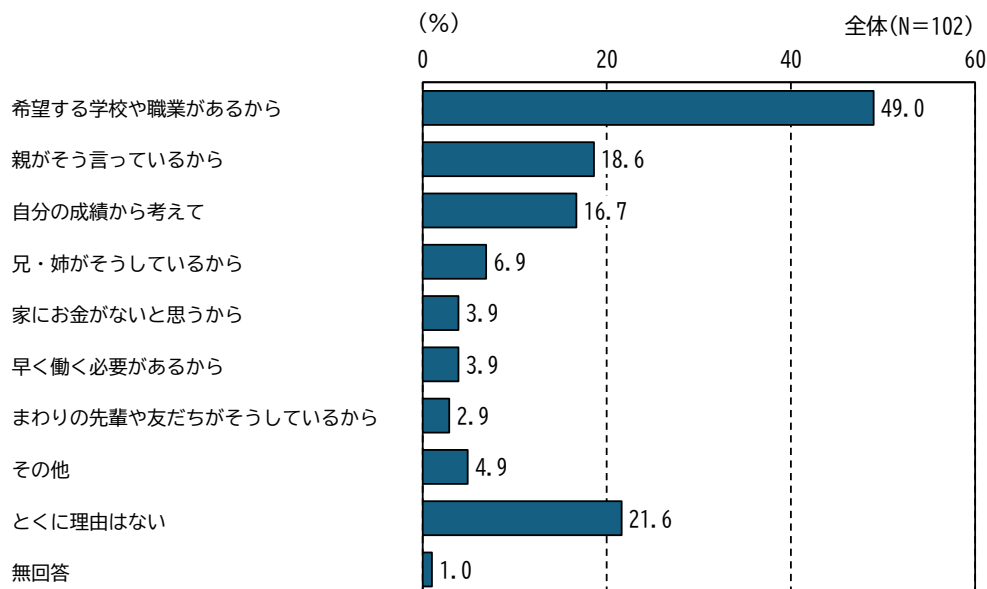
離婚している保護者のうち7割が養育費を受け取っていないようです。

【養育費の取り決め状況】

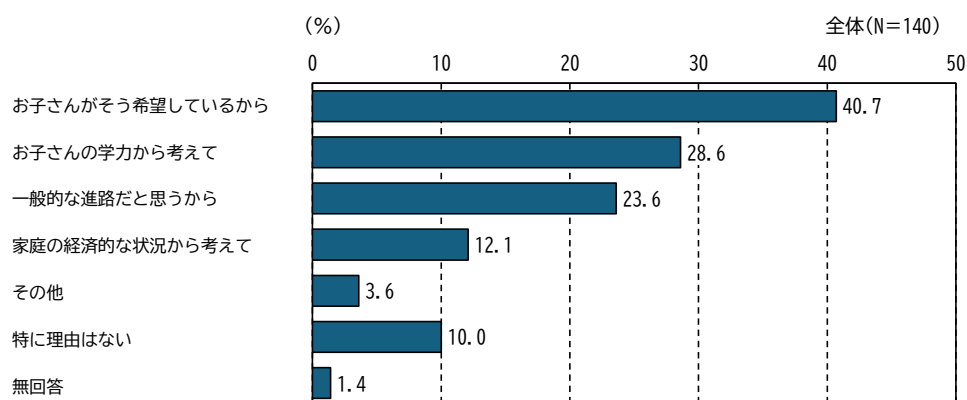


子どもの3.9%、保護者の12.1%が、進学先を考える上で経済的な理由をあげています。

【進学先を考える上での理由（子ども）】

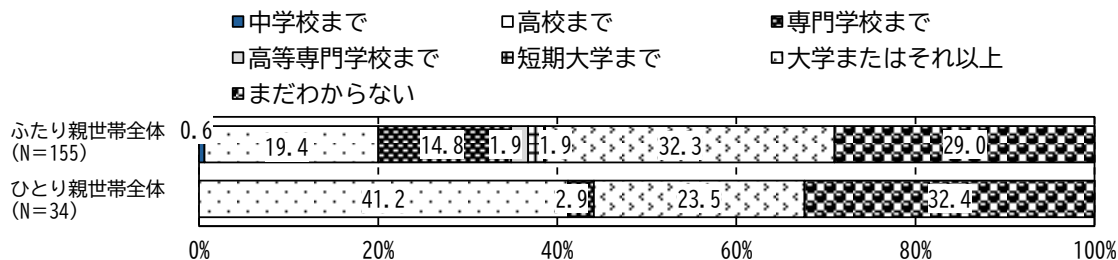


【進学先を考える上での理由（保護者）】

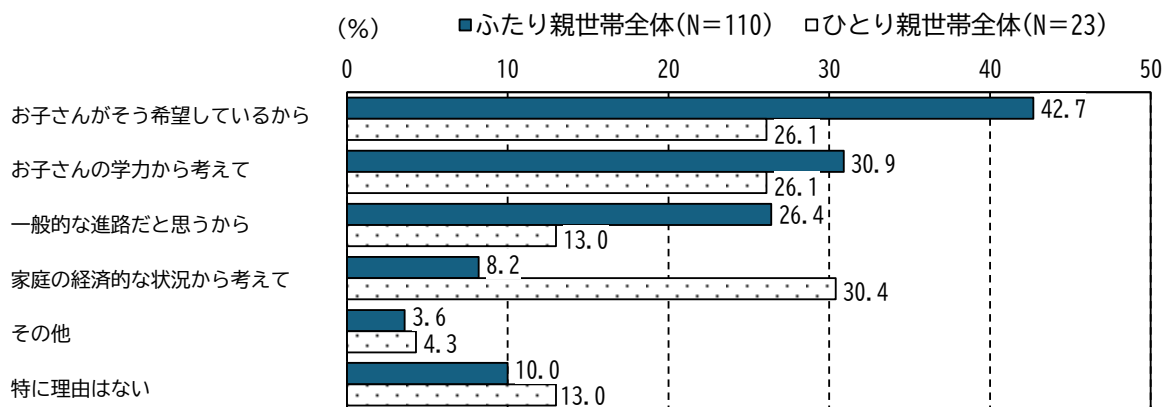


保護者の考える進学先について、世帯類型別にみると、ひとり親世帯では、高校までの割合が高く、大学またはそれ以上の割合が低くなっています。また、その理由についても、ひとり親世帯では経済的な理由の割合が高くなっています。

【世帯類型別 現実的に見た進学先】



【世帯類型別 進学先を考える上での理由】

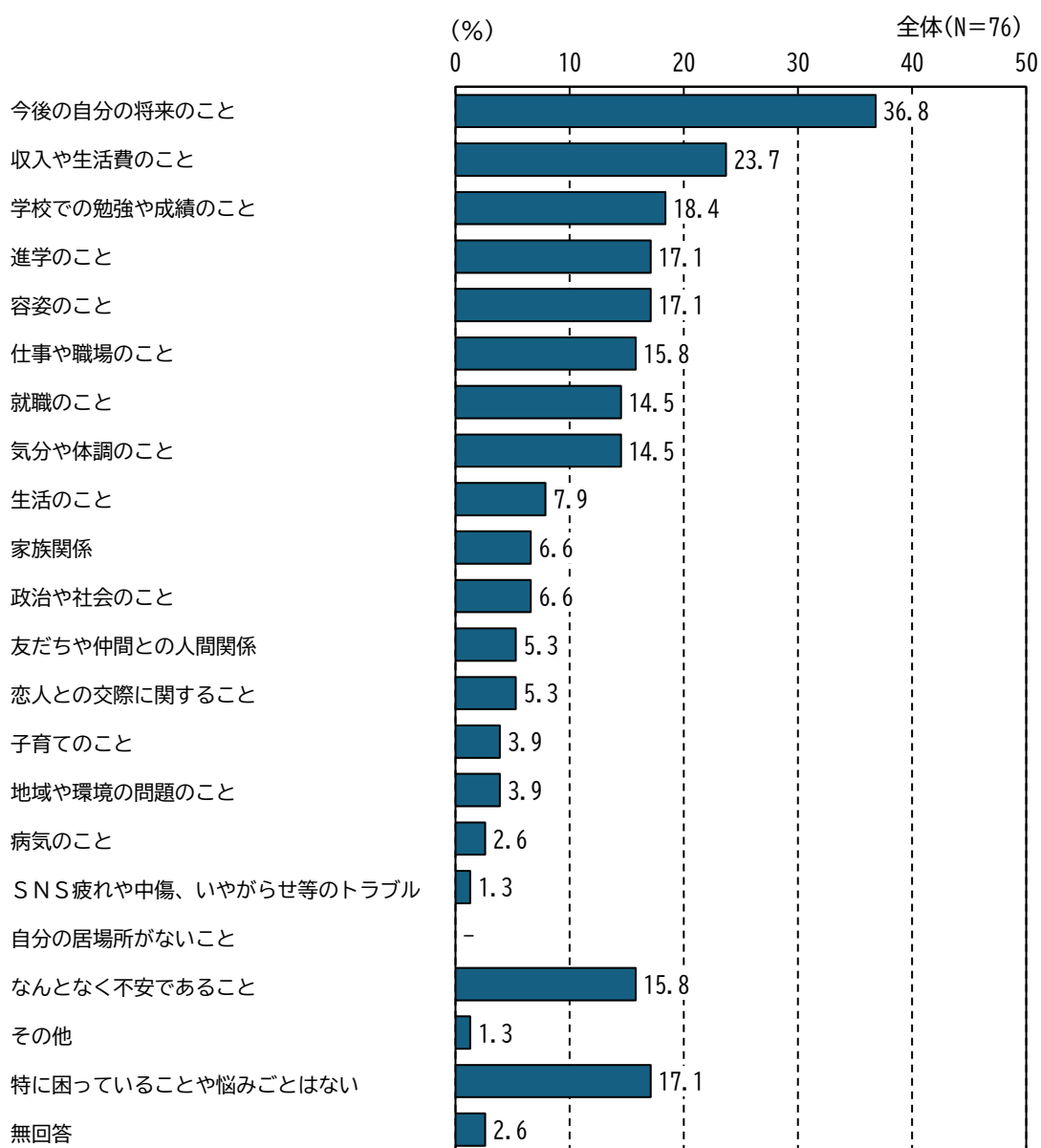


(3) 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート（令和6年度）

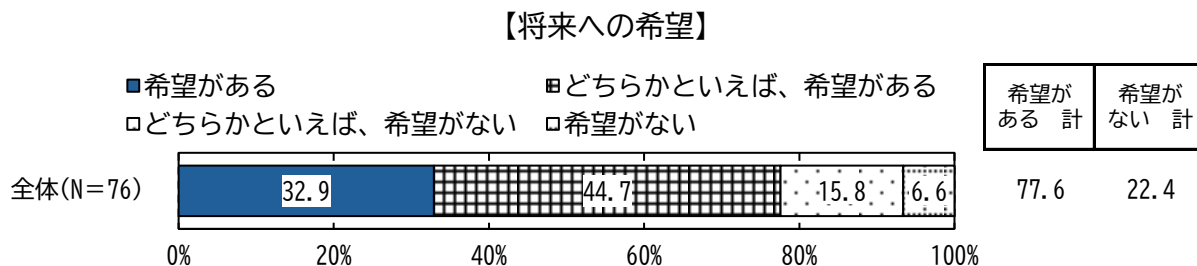
① 生活における悩み

困りごとや悩みについて、特にないと回答した人は2割弱にとどまり、子ども・若者の大半は何らかの悩みを抱えているようです。最も多いものは、将来のこと、次いで収入や生活費、学校での勉強や成績、進学と続きます。

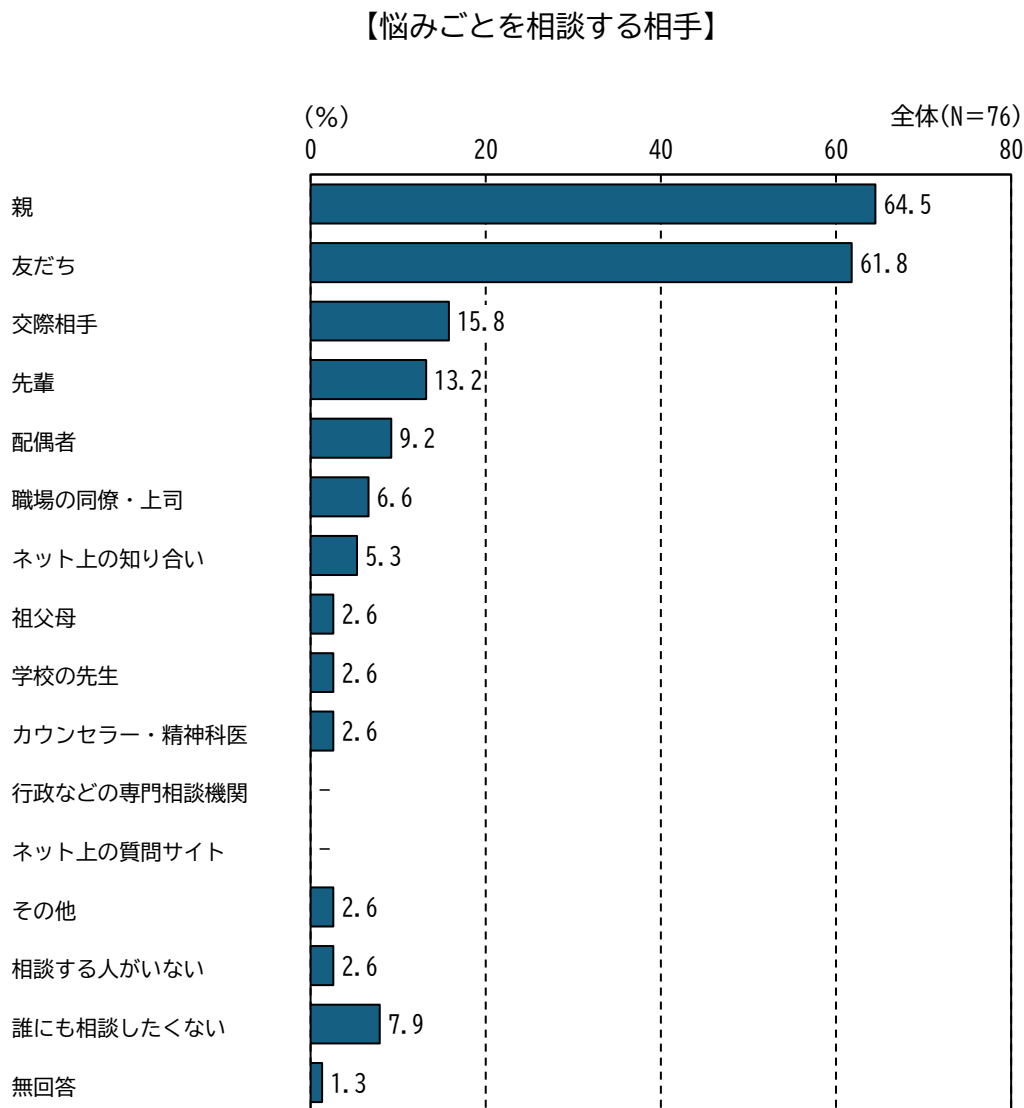
【困っていること・悩んでいること】



将来への希望について、希望があると回答した割合は 77.6%、希望がないと回答した割合は 22.4%となっています。



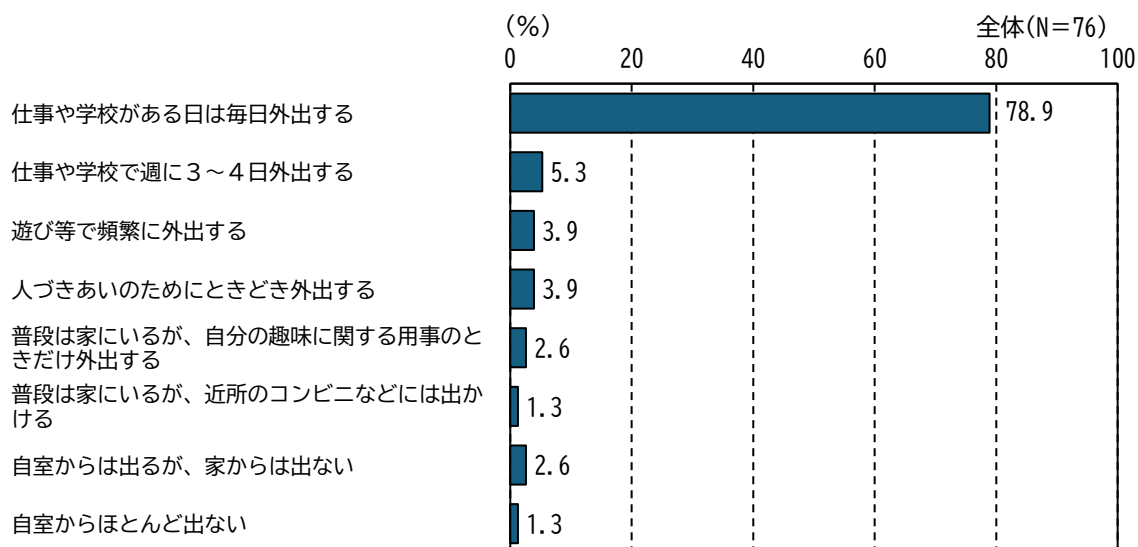
悩みに関する相談相手として、6割以上の方が親や友だちをあげていますが、2.6%が相談する人がいない、7.9%が誰にも相談したくないと回答しています。



② 引きこもり

回答者 76 人のうち、6 人が普段は家から出ることがなく、引きこもりに該当しています。

【外出頻度】



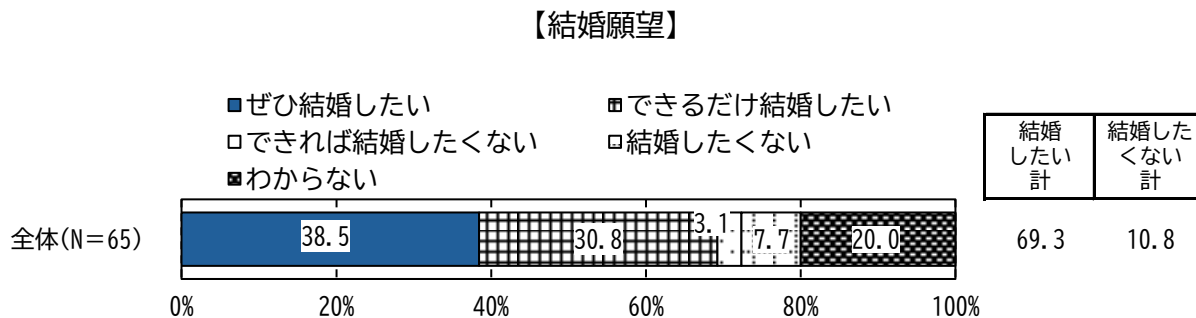
引きこもりになった理由としては、大学時代の不登校が1人、受験の失敗が1人、病気が1人、3人は特に理由はないとなっています。

【引きこもりになった理由】

単位：件数	調査数	大学(専門学校を含む)時代短期の不登校	大学(専門学校を含む)時代の短期の不登校	受験に失敗したこと(高校・大学等)	病気	学校になじめなかったこと	小学校時代の不登校	中学校時代の不登校	高校時代の不登校	就職活動がうまくいかなかったこと	職場になじめなかったこと	人間関係がうまくいかなかったこと	妊娠したこと	退職したこと	介護・看護を担うことになったこと	新型コロナウイルス感染症が流行したこと	その他	特に理由はない	わからない
全体	6	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-

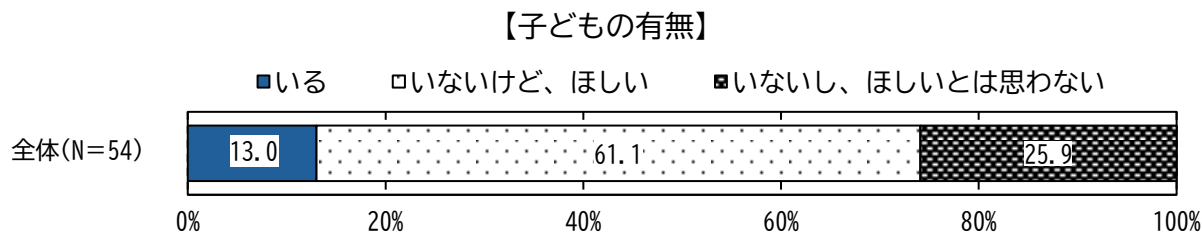
③ 結婚や子どもに関する希望

結婚したいと考える子ども・若者の割合は7割程度、1割程度が結婚したくないと考えており、2割程度がわからないとしています。



18歳以上のうち25.9%が、現在子どもがおらず、今後もほしくないと回答しています。

子どもがほしくないと回答した14人に対してその理由を尋ねたところ、自分のやりたいことができなくなるが7人と最も多く、子育ての精神的負担が大きいと続きますが、子育てにお金がかかるや収入に不安がある、今の社会では子どもの将来が不安という回答も4～5人と一定数います。



【子どもがほしいとは思わない理由】

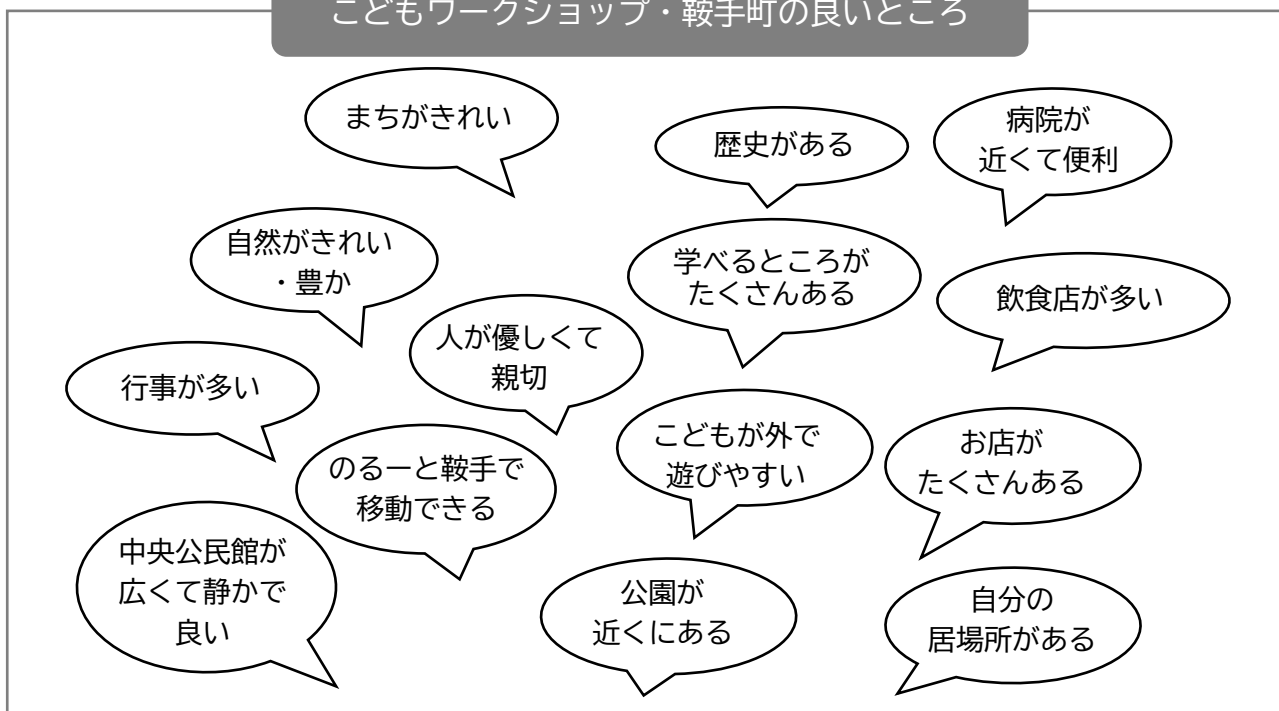
理由	調査数
その他	1
健康上の理由で無理だから	-
住まいが狭いから	-
配偶者やパートナーが家内職や子育てに協力してくれないと思うから	-
仕事ができない、続けにくいから	1
子育ての身体的な負担が大きいから	2
教育に不安があるから	3
社会がどうなるかわからず、子どもの将来が不安だから	4
収入に不安があるから	4
子育てにお金がかかるから	5
子育ての精神的負担が大きいから	6
自分のやりたいことができなくなるから	7
調査数	14

3. こどもワークショップ・オンライン意見箱からみる現状

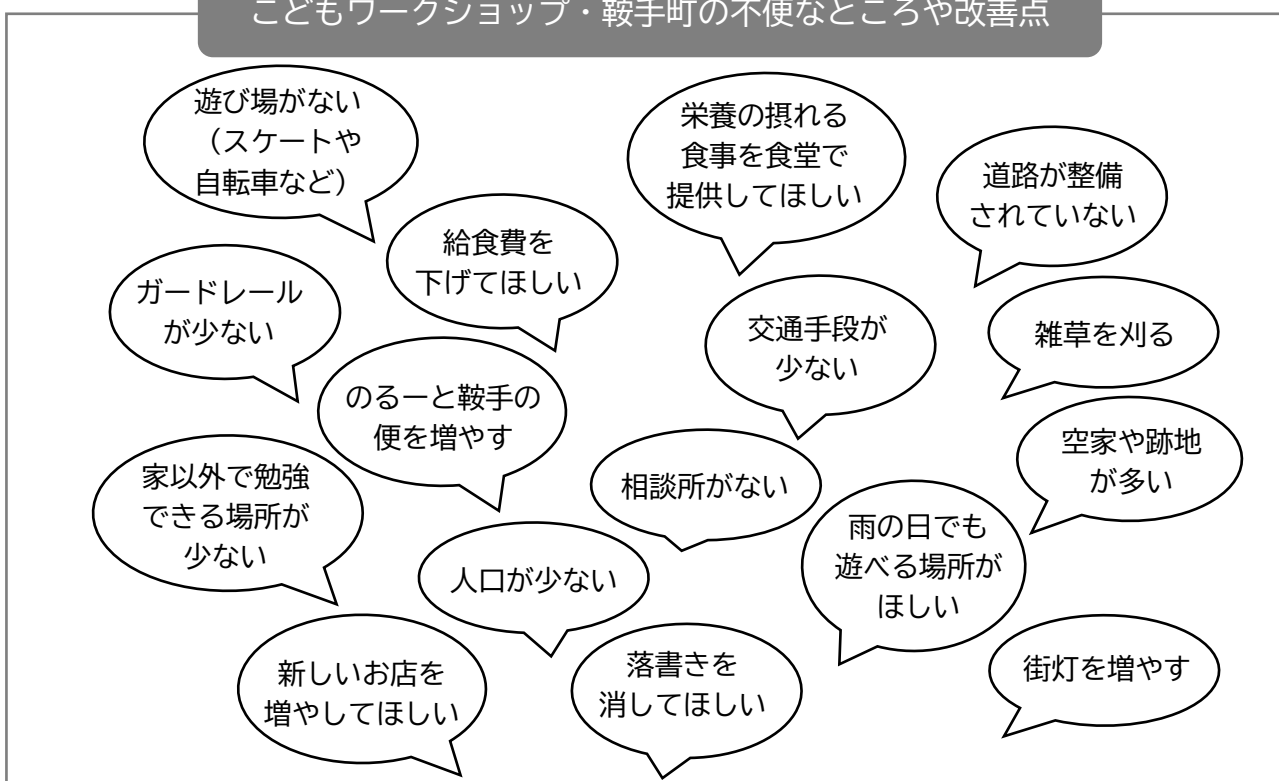
こどもワークショップ及びオンライン意見箱では、こどもや若者、子育て当事者を対象に様々なテーマで意見をいただきました。以下にその意見を整理しています。

※たくさんの意見をお寄せいただいたので、代表的な意見を一部抜粋しています。

こどもワークショップ・鞍手町の良いところ



こどもワークショップ・鞍手町の不便なところや改善点



オンライン意見箱・鞍手町にお願いしたいこと

- 図書館がほしい
- 町内のイベントを通じて地域の人とのつながりを増やしたい
- スケートボードができる場所をつくる
- こどもの体調に何かあったときに診てもらえる病院
- 色々な商業施設がほしい
- 歩道・通学路を整備してほしい
- 所得に関係のない経済的な支援
- 下校時の見守り
- 給食の献立や学童のおやつを充実させる
- 空き地をなくしてほしい
- 海外の大学生によるイングリッシュキャンプ
- 保護者同士が交流するきっかけとなるイベント
- のーと鞍手の便を増やす
- プールがほしい

オンライン意見箱・希望する居場所

- 全天候型の遊び場
- 無料や少額で利用できるスペース
- ゆっくり過ごせる個室
- 町役場のフリースペースのような場所を他の校区にも
- 夏や冬にも過ごせる場所
- 室内で遊べる空間
- 町営のこども食堂
- こどもが悩みを相談できる場所
- 放課後の居場所となるアフタースクール
- 勉強に集中できる環境
- 中央公民館のように気兼ねなく立ち寄れる場所

4. 現状と課題の整理

(1) こどもの意見聴取と施策への反映

- こどもワークショップやオンライン意見箱は、本計画の策定にあたり本町では初めて実施した試みですが、こどもや若者、子育て当事者の方々から多くの意見をいただくことができました。国のこども大綱においても、こども施策の推進やこどもの権利保障を進めるにあたり、こども・若者、子育て当事者からの意見聴取を重要な取組としています。本町においても引き続き、こども・若者、子育て当事者の意見を聴取し、施策に反映していくための取組が求められます。
- 本町における子どもの権利条約の認知度は、令和6年度時点でこどもが41.8%、保護者が47.2%となっていますが、令和5年度にこども家庭庁が実施した「児童の権利に関する条約の認知度等調査」では、小学生・中学生が29.5%、大人（18～89歳）が53.2%となっています。こどもだけではなく社会全体に対してこどもの権利について周知啓発していく必要があります。

(2) こどもの成長や子育ての支援

- 核家族化の進行に伴い、子育てについて頼ったり相談したりする相手のいない家庭が増加すると考えられます。困ったときに誰でも気軽に相談したり必要なサービスを受けたりできる環境づくりが必要です。
- 教育・保育事業について、土曜日や日曜日・祝日の利用希望も多く、量と質の確保の継続が求められます。また、地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業については、利用割合が低く、その理由として認知度の低さが推察されます。各事業について、サービスを必要とする人に情報が届くよう、周知等の取組の推進が必要です。
- 多くの保護者が経済的負担を感じ、経済的支援の拡充を希望しています。経済的支援による子育て世帯の負担軽減が求められます。
- 子育てに関する悩みとして、経済的負担以外にも、教育やしつけ、病気や発育・発達、友だちづきあいに関することが多くみられます。身体的、社会的なこどもの健全な育成のため、様々な経験につながる体験や学習の場の提供、健康を確保するための環境づくりなどに取り組んでいく必要があります。
- 居場所について、勉強に集中できる環境や自由に立ち寄り遊んだりできる場所、気候に関わらず過ごせる場所など、様々なニーズがあります。これらのニーズを反映したこどもの居場所づくりが望まれています。

(3) 全てのこどもの支援

- 経済的な理由で、食材や衣料、公共料金やこどもの学習にかかる費用など、生活に必要な出費を払うことができない世帯が一定数います。本町では令和6年度時点で、食料が買えなかった経験について、「よくあった」と回答した保護者の割合が23.4%でしたが、国の「令和2年度 子供の生活状況調査」では、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計の割合が11.3%となっています（国調査とは選択肢が異なることに留意）。衣料についても、本町が22.8%に対して、国は16.3%となっています。また、家庭の経済的な状況がこどもの進学先にも影響している状況です。貧困の状況にあるこどもへの支援に取り組み、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- 令和3年の国の貧困率についてみると、ひとり親家庭において高い状態となっています。また、本町では、令和6年度時点で離婚している保護者のうち73.0%が養育費を受け取っていません。一方で、国の「令和2年度 子供の生活状況調査」では、養育費を受け取っていない保護者の割合は66.1%と、本町におけるひとり親家庭の苦しい状況がうかがえます。
- 虐待の相談対応件数は全国的に増加が続いています。本町の虐待の相談・通告件数は令和4年度から令和6年度にかけて減少していますが、種別に見ると、令和6年度は令和5年度までと比べてネグレクトの割合が減少し、身体的虐待と心理的虐待の割合が増えています。また、令和6年度は令和5年度までと比べて実父による虐待の割合が大幅に増加するなど、令和5年度までと比べて虐待の傾向に変化が起きており、ケースに応じたより一層の対応が求められます。
- 小学生、中学生ともに不登校の件数が増加傾向にあります。また、不登校の要因として、先生や友人との対人関係に加えて、授業理解度の低下や生活リズムの乱れなど、様々な事柄が挙げられています。不登校の防止を図るとともに、基礎学力の増強、集団生活への適応、心理面ケアなどの不登校のこどもの成長のための環境づくりが必要です。
- 一部のこどもは家族の世話により勉強や睡眠時間が確保できない等の負担の重いヤングケアラーである可能性があります。ヤングケアラーの実態把握及び適切な支援につなげるための取組が求められます。

(4) 若者や子育て世帯が安心して、活躍できる社会環境の整備

- 若者がこどもをほしくないとする理由としては、子育ての負担の大きさに対する心配や自分のやりたいことを優先したいという、価値観の多様化によるものに加え、経済的な理由も多く見られます。次の世代を担うこども・若者が、社会に希望を持って安心して子育てに向き合うことができるように、各種支援に取り組む必要があります。
- こども・若者は様々な悩みを抱えています。中には相談する人がいない、相談したくないというこども・若者も一定数いることがわかりました。こども・若者が将来に夢を持って生活できるような取組や、相談体制の充実・周知啓発などが求められます。
- 子育てのために仕事を中断する女性や、パート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望があるものの実現の見込みがない女性が一定数います。育児に関する母親の負担軽減を図るとともに子育てと仕事を両立しやすい環境づくりが求められます。
- 通学路を始めとした道路の整備や街灯の増設など、交通安全に関する要望に加え、公共交通の充実に関する要望もあります。交通安全対策や公共交通の充実に向けた取組が望まれています。
- 地域の人や保護者同士のつながりを求める声がありました。イベントの実施や地域コミュニティとの連携など、地域や保護者同士が交流する機会の充実が望まれています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

国は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するために令和5年4月に「こども家庭庁」を設置しました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策について概ね5年間の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これに基づく年度ごとの実行計画として「こどもまんなか実行計画」が令和6年5月に策定されました（実行計画は毎年改定）。

本町では、「第1期鞍手町子ども・子育て支援事業計画」の策定以降、基本理念である「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を推進し、こども家庭センターの設置や、子ども医療費助成制度の高校生までの拡充、待機児童の解消、鞍手公園への遊具の整備、役場庁舎そばへのこども広場の整備など、町の施策として一定の成果を上げてきました。本計画においても、これまでの鞍手町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏襲し、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を進めていきます。

**安心して子どもを産み育て、
こどもが健やかに成長できるまちづくり**

2. 基本目標と施策

本計画では、基本理念を実現するために、以下の4つの基本目標と17の施策を掲げます。

基本目標1 こども・若者の権利の保障

- 施策1 こどもの権利の普及啓発
- 施策2 こどもの意見表明支援

基本目標2 こどもの成長段階に応じた支援

- 施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援
- 施策2 幼児教育・保育の充実
- 施策3 生きる力を育む教育環境の確保
- 施策4 ライフステージに応じた学習の場の提供
- 施策5 居場所づくりの推進

基本目標3 全てのこどもと家庭へのきめ細かな支援

- 施策1 児童虐待の防止
- 施策2 貧困の状況にあるこどもへの支援
- 施策3 ひとり親家庭への支援
- 施策4 障がいのあるこどもへの支援
- 施策5 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進
- 施策6 ヤングケアラーへの支援

基本目標4 安心してこどもを産み育てられる環境づくり

- 施策1 次代の親につながるきっかけづくり
- 施策2 若者の社会的自立に向けた支援
- 施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 施策4 子育てしやすい住環境づくり

3. 成果指標

本計画では、計画全体の達成度を測るために、令和11年度時点の到達目標を定めた「成果指標」を設定します。

成果指標	現状値	目標値
出生数	61人/年 (令和4年度)	80人/年
子育て支援策の満足度	63.0% (令和6年度)	90.0%
教育支援策の満足度	62.0% (令和6年度)	90.0%
「子どもの権利条約」の認知度(こども)	41.8% (令和6年度)	90.0%
「子どもの権利条約」の認知度(保護者)	47.2% (令和6年度)	90.0%
こどもの生活の満足度	75.3% (令和6年度)	90.0%

第4章 施策の展開

基本目標1：こども・若者の権利の保障

施策1：こどもの権利の普及啓発

アンケート結果では、子どもの権利条約を「知っている」と回答した割合がこども 41.8%、保護者 47.2%と、こども・大人ともに半数以上が認知しておらず、社会全体として権利に関する情報に触れる機会が十分とはいえない状況です。この状況を改善するため、学校教育や広報媒体等を通じた啓発を推進し、こどもの権利に対する社会全体の理解促進を図り、権利が尊重される地域社会の形成を目指します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
こどもの権利に関する情報提供・啓発	こどもが権利の主体であることの理解の促進を図るため、こども・若者、保護者、町民に対して、こども基本法や子どもの権利条約、鞍手町こども計画の理念や内容について、広報媒体等を活用し啓発活動を行います。	教育課、 福祉人権課、 健康こども課
こどもの人権に関する意識啓発	人権の花『ひまわり』の栽培を通じて、協力することの大切さや命の大切さを身に付け、思いやりの心を育みます。町内小学校を対象に、毎年度1校ずつ実施します。 また、教職員の人権に関する研修参加や、外部講師を招いた学習機会の充実を図り、学校教育における人権教育の推進に努めます。	教育課、 福祉人権課、 健康こども課

施策2：こどもの意見表明支援

こどもの意見が町の施策に反映される仕組みを整備するため、意見表明権の周知に加え、アンケートやワークショップ等の意見聴取の機会を継続的に確保し、こどもが安心して意見を述べられる環境を整えます。また、こどもの意見が政策形成に反映された事例を発信し、意見表明がまちづくりに生かされる循環の構築を進めます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
こどもの意見表明権の周知啓発	こどもの権利である「意見表明権」について、こども自身が自身の意見を表明してよいことを理解し、実践できるような取組の推進、及び保護者、教育関係者、町民など幅広い層に理解を広めるため周知啓発を行います。	健康こども課
こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進	こどもが意見を表明しやすい環境づくり、こどもの意見を施策に反映させる仕組みづくりを推進します。こども・若者へのアンケート調査や、ワークショップなどで聴取した意見が施策にどのように反映されているかをわかりやすく整理した資料の作成などに取り組みます。	健康こども課

基本目標2：こどもの成長段階に応じた支援

施策1：妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援

妊娠期の不安や産後の負担、育児・発達に関する相談ニーズが高まる一方で、核家族が進行し、祖父母を含め気軽に相談できる支援者や場所が減少してきています。特に、産後うつや育児不安を抱える家庭、支援ネットワークが乏しい家庭では孤立が深まりやすい傾向があります。こうした課題に対応するため、妊娠前支援から産後ケア、家庭訪問、発達相談まで一貫した支援体制を整備し、伴走型相談支援の充実を図ります。また、乳幼児健診や保育所等との連携により、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を構築します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
妊娠前から出産に向けた支援	「福岡県プレコンセプションケアセンター」の周知に努めます。また、妊娠を含む性の健康に関する正しい知識を身につけ、若い男女が将来のライフプランを考えながら健康を管理していくことを支援します。	健康こども課
こども家庭センターにおける相談支援	こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を行います。各関係機関と密接に連携し、相談支援体制の充実を図ります。	健康こども課
母子健康手帳の交付	母子手帳交付時に、保健師・助産師が面談を行い、妊娠による身体の変化や妊婦健診の結果の見方、健康管理等について保健指導を行います。また、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言を行います。電子母子手帳の導入を進めます。	健康こども課
妊婦健康診査事業	妊婦本人や胎児の健康の保持及び増進を図るため、定期的に健康状態の把握や検査計測、保健指導を行い、必要に応じて妊娠期間中に医学的検査を実施します。	健康こども課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、伴走型の相談支援に取り組めます。	健康こども課
妊婦のための支援給付	妊産婦の経済的支援を目的として、妊婦であることの認定後に給付金を支給し、その後、胎児の数の届出を受けた後に胎児の数に応じた給付金を支給します。町では母子手帳交付時の面談時と妊娠8か月の面談時に妊婦のための支援給付について案内しています。	健康こども課

第4章 施策の展開

取組名称	取組の内容	担当課
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児の不安等を抱える母親とそのこどもを対象に母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康こども課
産婦健診・1ヶ月健診の費用助成	産後2週間、産後1か月等、出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査の助成を行います。 おおむね1か月を経過した乳児に対し、1か月健康診査の助成を行います。	健康こども課
新生児聴覚検査の費用助成	聴覚の異常を早期発見するため、新生児聴覚検査費用の一部助成を行います。	健康こども課
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。	健康こども課
養育支援訪問事業	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭などの養育支援が必要な家庭に保健師・助産師が適宜訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康こども課
牛乳・粉ミルクの無料支給	栄養の補助を必要とする妊産婦及び乳児に、牛乳・粉ミルクを無料で支給することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	健康こども課
乳幼児健康診査	健やかなこどもの育ちを支援していくため、町では母子保健法により実施が義務づけられている1歳6か月児、3歳児に対する健康診査に加え、4か月児、7か月児、12か月児の健康診査も実施し、妊娠期から切れ目のない健康診査の受診体制を整えています。また、5歳児健診の導入を進めます。	健康こども課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を役場母子指導室において週5回実施します。	健康こども課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行います。町では、「鞍手乳児院」と「報恩母の家（岡垣町）」に委託しています。	健康こども課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援をすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	健康こども課

取組名称	取組の内容	担当課
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の負担軽減を図り、子どもが安心して医療機関を受診できるよう18歳までの全ての子どもに係る医療費（保険診療の一部負担金）の完全無料化を実施し、入院・外来診療の医療費を全額助成しています。	税務保険課
こどもの発達相談事業	保育所等との連携により、障がいがある子どもが“気になる段階”から支援を行うための体制を整備し、集団療育訓練（カンガルー教室）、個別療育訓練（ことばの教室）、心理相談を実施します。	健康子ども課

施策2：幼児教育・保育の充実

共働き家庭の増加に伴い、多様な保育ニーズが高まる一方、地域子ども・子育て支援事業の認知度が十分ではなく、「相談先が分からない」「利用方法が分かりにくい」といった声も寄せられています。この課題を踏まえ、周知方法を見直し、多様な媒体や機会を活用した情報発信を強化し、利用しやすい環境整備を進めます。さらに、教育・保育の提供体制を安定的に確保するとともに、子ども誰でも通園制度の導入や保育料無償化の拡充など、幼児教育・保育の充実を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
教育・保育サービス	共働き家庭の増加などから保育を必要とする子どもが増加している中、教育・保育ニーズに的確に対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園などの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に加え、企業主導型保育施設の地域枠も含めて保育の提供体制の確保に努めます。	健康子ども課
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもに対し、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園支援です。令和8年度から実施します。	健康子ども課
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育認定に基づく利用時間以外の時間において、保育所等で保育を行う事業です。町内では鞍手あゆみこども園・鞍手のぞみこども園・古月保育所で実施しています。	健康子ども課
休日保育事業	鞍手町内の認可保育施設に通所している児童のうち、保育施設の休日に保護者が就労等により家庭内で保育ができない世帯の児童を預かる事業です。町内では古月保育所で実施しています。	健康子ども課

第4章 施策の展開

取組名称	取組の内容	担当課
一時預かり事業	<p>【一般型】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった教育・保育認定を受けていない就学前児童について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行います。町内では鞍手あゆみこども園・鞍手のぞみこども園・ちゅうりっぷ保育園で実施しています。</p> <p>【幼稚園型Ⅰ】 教育認定を受けた就学前児童について、教育提供時間外において、幼稚園等で預かり、必要な保育を行います。町内では鞍手あゆみこども園・鞍手のぞみこども園・鞍手幼稚園で実施しています。</p>	健康こども課
病児・病後児保育事業	<p>児童が病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、児童を預かり、保育及び看護する事業です。町では鞍手乳児院（病児・病後児保育室メリーハウス）へ委託しています。また、福岡県の事業による利用料の無償化を実施しています。</p>	健康こども課
保育料無償化	<p>多子世帯の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てる環境づくり推進のため、福岡県の補助事業を活用して保護者と生計を一にするこどものうち第3子以降の保育料を無償化しています。今後は要件拡充を検討します。</p>	健康こども課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>利用者負担額とは別に保育所等を利用するにあたって必要となる文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等の負担軽減を図るため補足給付を行う事業（実費徴収に係る補足給付事業）と子ども・子育て支援制度へ未移行の幼稚園のおかず代等である副食費について、一定の所得以下の世帯に対し、補足給付を行う事業（副食費に対する補足給付事業）を実施しています。</p>	健康こども課
保育の質の向上	<p>保育所職員等への研修事業等に要する経費について、町内私立認定こども園に対し補助金を交付することで、保育の質の向上を図ります。</p>	健康こども課

施策3：生きる力を育む教育環境の確保

小規模校化や施設の老朽化、不登校の増加など、教育を取り巻く複合的な課題に対応するため、小学校統合による施設整備や教育環境の改善、ICT教育の充実、食育の推進に取り組みます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により相談体制を強化し、学習面・生活面の両面から子どもを支援する体制を整備します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
小学校統合整備事業	令和3年5月時点で町内の小学校6校全てが小規模校となったため、学校規模を適正化するとともに、老朽化した施設を刷新して、令和の日本型学校教育を具現化できる小学校を整備します。現剣南小学校敷地に、町内全児童が通学できる小学校等（校舎、屋内運動場、学校給食共同調理場、放課後児童クラブ）を整備します。	教育課、 健康子ども課
GIGA スクール推進事業	小・中学生の1人1台端末を安定して使用できる環境の維持・整備を行い、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させること」の達成に向け、知識や能力の習得をサポートする教育環境の実現を目指します。	教育課
部活動の活性化	中学校の部活動に部活動指導員を配置し、生徒と外部指導員の交流による人間関係の構築や技術面の向上を図ります。	教育課
食育の推進	行事食や郷土料理などの学校給食を通じて、食に関する正しい知識や健康的な食生活を実践できる力を育みます。	教育課
教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）	福岡県事業として、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校への対応強化、学習に不安のある児童への知能検査などを実施して、学校のカウンセリング機能の充実を図ります。 また、町事業として、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・虐待・貧困など、学校や家庭での様々な問題について児童生徒や保護者、教員等の相談に応じ、必要な支援を行います。	教育課
外国語教育の充実（ALT）	将来に必要となる社会的スキルとして、英語によるコミュニケーション能力を育成するための環境整備に努めます。 生きた英語に直に触れ、ネイティブとの関わりを構築することを目的に、小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置します。	教育課

取組名称	取組の内容	担当課
職場体験	社会的自立を促すキャリア教育の一環として、中学2年生を対象に職場体験学習を実施します。教職員や家族以外の大人と関わる機会を通じて、コミュニケーション能力の向上、職業適性の理解、労働への学びなど、貴重な体験的学習の機会を確保します。	教育課

施策4：ライフステージに応じた学習の場の提供

地域の大人と子どもが関わる機会が減少する中、こどもの規範意識や社会性、地元愛を育むため、地域や関係機関と連携した体験活動、読書活動、学習機会の充実を図ります。各小学校単位で実施している事業については、令和10年の小学校統合に向けて、組織体系や活動内容を検討します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
青少年の健全育成	青少年育成町民会議では、4つの委員会が組織され、それぞれの所掌事項に沿った活動が行われています。また、各小学校では校区別育成部会として連携を図り、地域のこどもの見守り活動の一環として、青色防犯パトロール車による登下校中や長期休暇中の校区内の見守りを行っています。	教育課
学校運営協議会	令和3年度より小・中学校がコミュニティ・スクールとしてスタートしました。小・中学校では、学校運営協議会を年間2回から3回実施しています。 この会を通して学校経営ビジョンを共有し目指すこどもの育成に向けた学校教育の充実や地域の教育力の向上に努めます。	教育課
学校支援ボランティア	学校と地域のつながりによる地域ぐるみの教育を推進するため、学校支援ボランティアが、各小学校の施設環境整備等、実情に応じた支援を行います。	教育課
放課後子ども教室	こどもの学習意欲の向上と意欲的に家庭学習に取り組むことを目的として、各小学校で作成した1年間の計画に基づき、小学校低学年の児童を対象に学習サポーターが児童の学習支援や指導等を放課後に実施します。	教育課
くらて寺子屋事業	小学2年から6年生の児童を対象とし、年間15回程度、土曜日の午前中に中央公民館で実施しています。こどもの学習習慣を定着させるため、自主的に学習に取り組むことが出来るようサポートを行います。	教育課

取組名称	取組の内容	担当課
子ども会事業の活性化	町内の子ども会は、子ども会連絡協議会が主体となり、小学5・6年生対象のリーダー研修をはじめ、こどもが中心となって企画運営をする子どもフェスタ、地区の子ども会単位で参加する体育大会などの活動を行っています。	教育課
読書活動推進事業	読み聞かせをするきっかけづくりを目的とし、4か月健診時に絵本を配布する「ブックスタート」や、こどもが本に興味を持ち、また、人に読んでもらう体験や自分が普段読まない絵本と出会うきっかけを作ることを目的とした「お話の会」を開催し、読み聞かせや読書活動の支援を行います。	教育課
子ども学芸員事業	小学6年生を対象として、鞍手町の歴史の話、古代の土器や道具に触れる、勾玉作り、火おこし、土器作り、遺跡見学等、歴史学習を実施します。	教育課
少年の主張大会	町内の小・中学生の代表14人が、さまざまな体験から得た感動や悩み、日頃考えていることなどを発表する機会を設けます。	教育課
家庭教育学級	こどもや子育てについて考える合同学習会や、小学校区別に学級生で年間の事業計画を立て、体験活動を中心とした学習を行います。	教育課
二十歳の集い	鞍手町の未来を担う若者を祝福し、今後の活躍と将来の幸せを願い、祝い励ます式典を開催します。	教育課

施策5：居場所づくりの推進

保護者の就労状況や家庭環境、地域のつながりの希薄化などにより、こどもの孤立リスクが高まっています。このような背景を踏まえ、小学校統合に伴う施設整備と連動した放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の継続、食事・学習支援を含む「第三の居場所」の創出を進め、こどもが安心して過ごせる環境の確保に努めます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。令和10年4月の小学校統合に伴い、新設小学校の敷地内に新たに放課後児童クラブを建設し、現在3か所ある放課後児童クラブを統合して1か所での運営を行います。	健康こども課
放課後子ども教室（再掲）	こどもの学習意欲の向上と意欲的に家庭学習に取り組むことを目的として、各小学校で作成した1年間の計画に基づき、小学校低学年の児童を対象に学習サポーターが児童の学習支援や指導等を放課後に実施します。	教育課
こどもの居場所づくり推進事業	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっています。学校や家庭以外で、食事や学習支援等を提供し、さまざまな体験を通じて共に成長でき、また、気軽に立ち寄り安心して過ごせる、第三の居場所としての「こどもの居場所づくり」を推進します。	健康こども課

基本目標3：全てのこどもと家庭へのきめ細かな支援

施策1：児童虐待の防止

ネグレクトを中心に虐待相談が発生しており、心理的・身体的虐待も増加傾向にあります。支援が必要な家庭ほど孤立しやすく、地域や学校とのつながりが弱いケースも見られます。こども家庭センターを中心に関係機関連携を強化し、家庭訪問や相談支援の充実を図ります。また、地域住民や関係者が気づいた際に相談しやすい環境を整え、早期発見・早期対応につなげる体制を構築します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
こども家庭センターにおける相談支援（再掲）	こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を行います。各関係機関と密接に連携し、相談支援体制の充実を図ります。	健康こども課
要保護児童対策地域協議会の運営	鞍手町要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の個別ケース会議を開催し、支援内容に関する協議を行うとともに、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等への支援の充実に向けて関係機関との情報共有や連携や協力を図ります。	健康こども課
教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）（再掲）	福岡県事業として、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校への対応強化、学習に不安のある児童への知能検査などを実施して、学校のカウンセリング機能の充実を図ります。 また、町事業として、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・虐待・貧困など、学校や家庭での様々な問題について児童生徒や保護者、教員等の相談に応じ、必要な支援を行います。	教育課
養育支援訪問事業（再掲）	妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭などの養育支援が必要な家庭に保健師・助産師が適宜訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康こども課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援をすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	健康こども課

施策2：貧困の状況にあるこどもへの支援

保護者の不安定な就労状況や経済的困難が学習・生活に影響を及ぼす家庭に対し、就学援助やこども食堂等の支援につなぐ体制を整備し、必要な支援が確実に届くよう取り組みます。また、福岡県の事業を適切に紹介することで、保護者の就労支援やこどもの生活の安定を図ります。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
就学援助	小・中学校で掛かる学用品費や給食費などの諸費用の支払いが経済的に困難であると認定した準要保護児童生徒の保護者へ、援助費の支給を行っています。申請できない対象者が生じないように周知の充実に取り組みます。	教育課
生活困窮世帯への対応	生活困窮世帯に対して、町内で実施しているこども食堂についての情報提供や、福岡県の委託事業である「こども支援オフィス」を案内し、食料支援や家計相談につなぎます。	健康こども課
保護者の就労支援	福岡県の委託事業である自立相談支援事業所(困りごと相談室)や「こども支援オフィス」などを紹介します。	健康こども課

施策3：ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は仕事と育児の両立が難しく、経済的・精神的負担が大きい状況にあります。児童扶養手当や医療費助成の継続に加え、就労支援や相談支援を充実させ、生活の安定と自立支援を推進します。また、養育費確保に関する情報提供や相談体制の整備にも取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定、自立の促進、児童の福祉の向上を目的とした児童扶養手当について、制度の周知・申請等の受付を行います。申請漏れのないよう、他課と連携を強め、周知を徹底します。	健康こども課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の心身の健康の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成します。	税務保険課

取組名称	取組の内容	担当課
各種支援の周知等	<p>ひとり親家庭や寡婦を対象とした、福岡県や関係機関が行う事業の情報周知や案内をします。</p> <p><福岡県ひとり親サポートセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚を考えている方も含めたひとり親家庭等を対象に、就労支援や養育費など様々な相談内容に対応しています。 <p><自立支援教育訓練給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> 就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成する給付金です。 <p><高等職業訓練促進給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師、介護福祉士、保育士等の就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費を支援する制度です。 <p><母子父子寡婦福祉資金></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の安定とこどもの福祉の増進をはかるため、無利子または低利子で各種資金を貸し付ける事業です。 	健康こども課

施策4：障がいのあるこどもへの支援

アンケートでは「発達や情緒に関する支援の充実」を求める声が約2割あり、発達相談体制の強化が求められています。障がい児福祉サービスの充実、早期発見から学校生活まで一貫した支援体制の整備、特別支援教育の充実を進め、こどもの成長を総合的に支援します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
障がい児福祉サービス	障がいのあるこどもが自立した日常生活や社会生活を営めるように、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の各種支援サービスを提供します。	福祉人権課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的とした特別児童扶養手当について、制度の周知や申請等の受付を行います。	健康こども課
特別支援教育	特別支援学級児童生徒の個性に適した教育活動に努めるため、特別支援教育連携協議会の設置による町内小・中学校の連携強化、保・幼・小連絡協議会の開催、特別支援学級補佐職員配置の充実、特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対する経済的な支援等を実施します。	教育課

取組名称	取組の内容	担当課
こどもの発達相談事業(再掲)	保育所等との連携により、障がいがある“気になる段階”から支援を行うための体制を整備し、集団療育訓練(カンガルー教室)、個別療育訓練(ことばの教室)、心理相談を実施します。	健康こども課
重度障がい者医療費助成	重度障がい者にかかる医療費の一部を助成します。	税務保険課
障がい児保育事業費補助金	認定こども園が障がい児の保育のために保育士等を加配した場合の人件費を補助します。また、現状に即した事業にするために、補助基準額の見直し等を検討します。	健康こども課

施策5：不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

不登校やいじめ、ひきこもり等の背景には、学習面のつまずき、友人関係、家庭環境など多様な要因が複雑に絡み合っています。教育支援センターの活用やスクールカウンセラー等の配置により相談体制を強化し、学校復帰や自立に向けた支援を実施します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
教育相談等事業(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置)(再掲)	福岡県事業として、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校への対応強化、学習に不安のある児童への知能検査等を実施して、学校のカウンセリング機能の充実を図ります。 また、町事業として、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・虐待・貧困など、学校や家庭での様々な問題について児童生徒や保護者、教員等の相談に応じ、必要な支援を行います。	教育課
教育支援センター	不登校の状態にある児童生徒を対象とした教育支援センターに教育指導員を配置し、運営します。	教育課
自殺対策(鞍手町のちをまもる自殺対策計画の推進)	こどもが信頼できる大人に助けを求められることができるよう、学校教育活動の一環として自殺予防のためのSOSの出し方に関する教育や生活・いじめアンケートを実施します。	教育課、健康こども課

取組名称	取組の内容	担当課
各種支援の周知等	<p>福岡県や関係機関が行う事業の情報周知や案内をします。</p> <p><福岡県いじめレスキューセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校外の立場から、いじめに悩む子どもや保護者を支援することを目的に、相談対応に加え、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップを行います。 <p><福岡県ひきこもり地域支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に応じ、必要な助言を行うとともに、教育機関、相談機関、医療機関などの関係機関と連携し、解決へ向けての具体的な支援方法を共に考えます。 	教育課、 福祉人権課、 健康子ども課

施策6：ヤングケアラーへの支援

家族の世話が学習や生活に影響する子どもがいる一方、実態把握は十分ではありません。学校アンケート等による早期把握を行い、子ども家庭センターや訪問支援につなげ、家庭の負担軽減と子どもの生活の安定を図ります。また、学校・福祉・介護等の関係者が連携し、気づきと支援につながる体制を整備します。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
ヤングケアラーの早期把握	ヤングケアラーの早期把握のため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携する体制を構築します。また、小・中学校において児童生徒への学校生活・家庭生活アンケートを実施します。	健康子ども課
子ども家庭センターにおける相談支援（再掲）	子ども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を行います。各関係機関と密接に連携し、相談支援体制の充実を図ります。	健康子ども課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援をすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	健康子ども課

基本目標4：安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策1：次代の親につながるきっかけづくり

若者の結婚・出産への不安や価値観の変化により、家庭形成への意欲の低下が見受けられます。本人の価値観を尊重しつつ、乳幼児との触れ合い体験や結婚支援の周知を行い、結婚や子育てについて考えるきっかけづくりに取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
乳幼児触れ合い体験(中学生の乳幼児健診参加)	中学生が乳児との触れ合いや保護者の子育て経験を知ることで、命の大切さや家庭・地域への理解を深められるよう、町が実施する4か月児健診の場を活用して交流の機会を設けます。	健康こども課
若者の結婚支援	福岡県が実施する出会い・結婚応援事業「ふく♡こい」について、事業への協力のほか、若者への認知度の向上を図るため、様々な広報媒体を活用して周知を行います。	まちづくり課、健康こども課

施策2：若者の社会的自立に向けた支援

家庭の経済状況や不登校経験、ひきこもり等の様々な理由で進学や就職に課題を抱えている若者が、社会で活躍し自立できるよう、福岡県や関係機関が実施する事業の周知などにより、進学・就労支援に取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
各種支援の周知等	<p>福岡県や関係機関が行う事業の情報周知や案内をします。</p> <p><福岡県若者自立相談窓口（若まど）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、個人の状況に応じた適切な支援機関につなぐ相談窓口です。 <p><地域若者サポートステーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ・働くことに不安や悩みを抱える15歳から49歳までの方を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し職業的自立を支援する事業です。 <p><若者就職支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね39歳までの求職者を対象に、個別就職相談、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択やその後の就職活動をきめ細かに支援し、円滑な就職を促進します。 <p><思春期精神保健相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やひきこもり等の思春期のこころの問題で悩んでいる方やその家族を対象とした相談窓口です。（福岡県精神保健福祉センター及び各保健福祉（環境）事務所において実施） 	健康こども課

施策3：ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会を実現させるためにも、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や性別による固定的役割分担の見直し、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを行い、男女が共に子育ての喜びと責任を分かち合える社会を形成していきます。また、放課後児童健全育成事業や休日保育事業などにより、仕事をしながらの育児をサポートします。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
男女共同参画の推進	「第4次鞍手町男女共同参画基本計画」に基づき、働きやすい職場環境の充実、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発及び情報提供に努めます。	福祉人権課
放課後児童健全育成事業（再掲）	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。令和10年4月の小学校統合に伴い、新設小学校の敷地内に新たに放課後児童クラブを建設し、現在3か所ある放課後児童クラブを統合して1か所での運営を行います。	健康こども課
子育て短期支援事業（再掲）	保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行います。町では、「鞍手乳児院」と「報恩母の家（岡垣町）」に委託しています。	健康こども課
休日保育事業（再掲）	鞍手町内の認可保育施設に通所している児童のうち、保育施設の休日に保護者が就労等により家庭内で保育ができない世帯の児童を預かる事業です。町内では古月保育所で実施しています。	健康こども課

施策4：子育てしやすい住環境づくり

子育て家庭に安心安全かつ快適に本町に住み続けてもらうために、公園や公共施設の整備、交通安全対策や公共交通の充実、定住促進奨励金交付事業などに取り組みます。また、地域全体で子育て家庭を支えるという意識醸成を踏まえ、地域コミュニティの活性化にも取り組みます。

<具体的な取組>

取組名称	取組の内容	担当課
定住促進奨励金交付事業	人口減少対策として、町内に住宅を取得して定住した人に家屋と土地に対する固定資産税相当額（上限あり）を10年間交付します。令和7年1月2日以降に取得した住宅には、子育て加算により拡充しています。	まちづくり課
公園の整備	本町が管理する公園は7公園あり、うち6公園については老朽化が進行している点が問題となっており、適切な維持管理をする必要があります。公園は住民が集う場所でもあり、安全安心な環境を維持するため、除草、点検、修繕を適切に実施していきます。	都市整備課
公共施設等の整備	旧総合福祉センターや旧鞍手北中学校、令和10年4月の統合小学校開校以降に廃校となる5小学校の校舎等について、各施設の必要性を検討したうえで処分等も含めた利活用の方針を検討します。	管財課、 教育課
交通安全対策	春と秋の交通安全県民運動期間中においては、小・中学生の登校時間帯に通学路の主要交差点等へ職員を配置し、街頭指導を実施します。また、啓発活動の一環として、直方地区交通安全協会が実施するセーフティステーションに参加し、啓発物の配布を行います。さらに、毎年4月には新1年生を対象に安全帽子を配布します。	まちづくり課、 教育課
公共交通の利便性向上	「鞍手町地域公共交通計画」において、町の公共交通の課題等整理を行い、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。既に導入しているAIオンデマンド交通については、運行状況や利用実態を踏まえた改善・充実を図るとともに、既存交通との連携による利便性向上を推進し、誰もが利用しやすい公共交通の整備に努めます。	都市整備課
新たなコミュニティの形成	地域コミュニティの一層の衰退が懸念される令和10年4月の全小学校統合を見据え、地域コミュニティに対する住民の意識を確認しながら、それぞれの地域に合った形態についての調査・研究に取り組みます。	まちづくり課
地域のスポーツ充実	全国及び九州規模のスポーツ大会で、県大会等の予選を経て出場する18歳以下で構成された鞍手町内の青少年団体及び個人に「鞍手町青少年スポーツ団体等助成金」を交付します。また、鞍手町の青少年スポーツ団体が使用する体育施設の使用料を減免します。	教育課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 教育・保育給付事業（1～3号）

就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

令和7年度現在、町内には子ども・子育て支援制度の施設として、子ども・子育て支援制度移行幼稚園1園、公立保育所1園、認定こども園（幼保連携型）2園があります。

令和3年度から鞍手あゆみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手あゆみこども園へ、令和5年度に鞍手のぞみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手のぞみこども園へ移行し、両園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に児童の受け入れを実施していただいています。鞍手幼稚園は、令和5年度に子ども・子育て支援制度へ移行し、町内唯一の幼稚園として多くの児童を受け入れていただいています。こうした移行がなされたことで、子ども・子育て支援制度のもと、町と施設で連携して、町の特定教育・保育事業を住民に提供できるようになりました。

■ 認定の種類

認定区分	種類	内容
教育・保育	1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前のこども（保育の必要性なし）
	2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前のこども
	3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前のこども

■ 町内施設数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育所	1	1	1	1	1
私立等	認定こども園（幼保連携型）	0	1	1	2	2
	保育所	2	1	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	1	1	1	0	0
	移行幼稚園	0	0	0	1	1

※ 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園のこと。子ども・子育て支援制度へ移行している幼稚園が施設型給付費の対象であるのに対して、施設等利用給付費（旧就園奨励費補助金）の対象となる。預かり保育については、ほとんどの園が私立学校振興助成法に基づく補助金を財源としているため、本町からの財源措置はない。

教育・保育の確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にとどまらず、令和元年度より鞍手幼稚園へ委託している2歳児の定期預かり事業や企業主導型保育施設の地域枠も含めて提供量を確保しています。

令和2年度から令和6年度の利用の実績をみると、1号認定の利用は令和2年度以降増加しています。特に令和5年度は町内の幼稚園が子ども・子育て支援制度に移行したため、1号認定の利用が急増しています。2号認定は令和2年度で102.8%、3号認定（0歳児）は令和3年度と令和5年度で115.2%と実績が確保の内容を上回る状況となっており、令和2年度は待機児童が6人でしたが、その後は実績が確保の内容を上回っても実際の受入体制は整っており、待機児童は発生していません。

令和2年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績 (a)		9	221		26	107
			44	177		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	5	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	-	215		30	115
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	120	-	-	-	-
	④ 一時預かり事業	-	-	-	-	6
	⑤ 届出保育施設	-	-	-	0	0
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	2	4
	⑦ 特定地域型保育	-	-	-	1	1
		小規模保育	-	-	0	0
		家庭的保育	-	-	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	0	0	
	事業所内保育	-	-	1	1	
計 (b)		125	215		33	126
(b) - (a)		116	△6		7	19
実績/確保方策		7.2%	102.8%		78.8%	84.9%

令和3年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績 (a)		14	207		38	97
			41	166		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	20	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	-	215		30	115
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	105	-	-	-	-
	④ 一時預かり事業	-	-	-	-	6
	⑤ 届出保育施設	-	-	-	0	0
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	2	4
	⑦ 特定地域型保育	-	-	-	1	1
		小規模保育	-	-	0	0
		家庭的保育	-	-	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	0	0	
	事業所内保育	-	-	1	1	
計 (b)		125	215		33	126
(b) - (a)		111	8		△5	29
実績/確保方策		11.2%	96.3%		115.2%	77.0%

第5章 子ども・子育て支援事業計画

令和4年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績 (a)		18	187		27	116
			37	150		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	20	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	-	215	30	115	-
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	105	-	-	-	-
	④ 一時預かり事業	-	-	-	6	-
	⑤ 届出保育施設	-	-	0	0	-
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	4	-
	⑦ 特定地域型保育	-	-	1	1	-
	小規模保育	-	-	0	0	-
	家庭的保育	-	-	0	0	-
	居宅訪問型保育	-	-	0	0	-
	事業所内保育	-	-	1	1	-
計 (b)		125	215	33	126	
(b) - (a)		107	28	6	10	
実績/確保方策		14.4%	87.0%	81.8%	92.1%	

令和5年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績 (a)		98	194		38	95
			38	156		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	105	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	-	215	30	115	-
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	20	-	-	-	-
	④ 一時預かり事業	-	-	-	6	-
	⑤ 届出保育施設	-	-	0	0	-
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	4	-
	⑦ 特定地域型保育	-	-	1	1	-
	小規模保育	-	-	0	0	-
	家庭的保育	-	-	0	0	-
	居宅訪問型保育	-	-	0	0	-
	事業所内保育	-	-	1	1	-
計 (b)		125	215	33	126	
(b) - (a)		27	21	△5	31	
実績/確保方策		78.4%	90.2%	115.2%	75.4%	

令和6年度						
実績 確保の内容	認定区分	1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
実績 (a)		83	171		40	93
			34	137		
確 保 の 内 容	① 特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	100	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	-	216	30	115	-
	③ 確認を受けない幼稚園 ※	0	-	-	-	-
	④ 一時預かり事業	-	-	-	6	-
	⑤ 届出保育施設	-	-	0	0	-
	⑥ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	2	4	-
	⑦ 特定地域型保育	-	-	1	1	-
	小規模保育	-	-	0	0	-
	家庭的保育	-	-	0	0	-
	居宅訪問型保育	-	-	0	0	-
	事業所内保育	-	-	1	1	-
計 (b)		100	216	33	126	
(b) - (a)		17	45	△7	33	
実績/確保方策		83.0%	79.2%	121.2%	73.8%	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1) 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	69	66	60	56	52
利用実績	69	56	72	53	54
利用実績/確保の内容	100.0%	84.8%	120.0%	94.6%	103.8%

単位：年間実利用人数（人）

2) 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	42	40	100	100	100
利用実績	66	88	63	57	61
利用実績/確保の内容	157.1%	220.0%	63.0%	57.0%	61.0%

単位：年間延利用人数（人）

3) 妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	897	858	819	780	720
利用実績	842	658	679	661	648
利用実績/確保の内容	93.9%	76.7%	82.9%	84.7%	90.0%

単位：年間延利用回数（回）

4) 放課後児童健全育成事業

	対象小学校	放課後児童健全育成事業者名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容 (定員)	剣南小学校	剣南学童のびのびクラブ	65	65	65	65	65
		剣南学童のびのびクラブB	38	38	38	38	38
	剣北小学校	鞍手学童保育自然クラブ	40	40	40	40	40
	室木小学校	西川古月学童なかよしクラブ	65	65	65	65	65
	西川小学校						
	新延小学校						
	古月小学校						
	合計		208	208	208	208	208
利用実績			178	203	195	233	212
利用実績/確保の内容			85.6%	97.6%	93.8%	112.0%	101.9%

単位：年間の支援の単位の人数（人）

※ 支援の単位：児童の集団の規模を表すものであり、小学校でいうところのクラスのようなイメージ。1つの支援の単位あたり、2人の放課後児童支援員を配置する必要がある。支援の単位を構成する児童の数は、毎日利用する児童数（継続して利用することを前提に申込みをした児童）に、一時的に利用する児童（週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいう。

5) 地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	2,000	2,000	145	136	135
利用実績	288	106	292	666	807
利用実績/確保の内容	14.4%	5.3%	201.4%	489.7%	597.8%

単位：年間延利用人数（人）

6) 子育て短期支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	ショートステイ事業	100	100	100	100	100
	トワイライトステイ事業	10	10	10	10	10
利用実績	ショートステイ事業	374	150	193	296	216
	トワイライトステイ事業	0	0	1	0	1
利用実績/ 確保の内容	ショートステイ事業	374.0%	150.0%	193.0%	296.0%	216.0%
	トワイライトステイ事業	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%

単位：年間延利用人数（人）

7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	実費徴収に係る補足給付事業	130	130	130	130	130
	副食費に対する補足給付事業	220	220	220	220	220
利用実績	実費徴収に係る補足給付事業	47	100	110	95	56
	副食費に対する補足給付事業	324	275	247	35	41
利用実績/ 確保の内容	実費徴収に係る補足給付事業	36.2%	76.9%	84.6%	73.1%	43.1%
	副食費に対する補足給付事業	147.3%	125.0%	112.3%	15.9%	18.6%

単位：年間延利用月数（月）

8) 一時預かり事業

【一時預かり事業の種類】

類型	対象者
一般型・余裕活用品	日頃、保育所、幼稚園等を利用していない児童
幼稚園型Ⅰ	幼稚園在園児（1号認定）
幼稚園型Ⅱ	保育所、幼稚園を利用していない児童の内、満2歳児で3号認定を受けた児童

【確保の内容と利用実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	一般型・余裕活用品	900	900	400	400	400
	幼稚園型Ⅰ	4,102	3,859	600	600	600
	幼稚園型Ⅱ	1,380	1,380	500	500	500
利用実績	一般型・余裕活用品	207	186	49	92	336
	幼稚園型Ⅰ	28	453	342	224	1,182
	幼稚園型Ⅱ	87	0	0	0	0
利用実績/ 確保の内容	一般型・余裕活用品	23.0%	20.7%	12.3%	23.0%	84.0%
	幼稚園型Ⅰ	0.7%	11.7%	57.0%	37.3%	197.0%
	幼稚園型Ⅱ	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

単位：年間延利用人数（人）

9) 延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	165	155	139	131	129
利用実績	153	131	143	159	149
利用実績/確保の内容	92.7%	84.5%	102.9%	121.4%	115.5%

単位：年間実利用人数

10) 病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	586	586	586	586	586
利用実績	43	33	63	232	144
利用実績/確保の内容	7.3%	5.6%	10.8%	39.6%	24.6%

単位：年間延利用人数（人）

11) 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	1	1	1	1	1
利用実績	1	1	1	1	1

単位：箇所数（箇所）

12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。情報共有や事実確認等を迅速かつ適切に行うため、令和6年度に児童相談システムを導入し活用しています。

13) ファミリー・サポート・センター事業

町の現状で、国・県の補助金対象要件である会員数 20 人以上を確保した上で、援助を行う会員への講習の実施、事故が発生した場合の調整等を行うことは困難で、第2期計画期間中の実施には至りませんでした。

14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第2期計画期間においては、令和3年度には鞍手あゆみ保育園が幼保連携型認定こども園に移行し、令和5年度には鞍手のぞみ保育園が幼保連携型認定こども園に、鞍手幼稚園が子ども・子育て支援制度に移行したことで、町の特設教育・保育事業を連携して円滑に実施し、多くの児童を受け入れていただいています。

(3) その他の事業

1) 休日保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	100	100	100	100	100
利用実績	22	90	61	0	32
利用実績/確保の内容	22.0%	90.0%	61.0%	0.0%	32.0%
実施予定施設：古月保育所					

単位：年間延利用人数（人）

2) 安全・安心して遊べる広場や公園の整備

放課後や休日など、こどもたちが身近な場所で安全・安心して遊べる広場や公園の整備として、令和3年度と令和4年度に既存の都市公園である鞍手公園に遊具を新設したほか、鞍手町庁舎建設等基本計画に基づき、令和6年度に鞍手町役場新庁舎そばに「こども広場」として新たに1か所を整備しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	1以上				
実績	2				

単位：箇所数（箇所）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本町では、町全体を一区域として設定します。

3. 教育・保育に係る量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育（1号～3号）の事業内容

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度においては、教育の希望や保育の必要性に応じて1～3号の認定に基づく給付があります。

なお、令和6年度現在、町内には子ども・子育て支援制度の施設として、子ども・子育て支援制度移行幼稚園1園、公立保育所1所、認定こども園（幼保連携型）2園があります。

■ 鞍手町内の教育・保育施設等の状況

令和6年11月現在

制度等区分	施設区分	施設名称	利用に必要な認定区分
子ども・子育て支援制度	幼稚園	鞍手幼稚園	1号認定
	認定こども園（教育）	なし	1号認定
	認定こども園（幼保連携型）	鞍手あゆみこども園 鞍手のぞみこども園	1～3号認定
	保育所	古月保育所	2～3号認定
	認定こども園（保育）	なし	2～3号認定
	特定地域型保育事業	なし	2～3号認定
私学助成	幼稚園	なし	—
内閣府直轄	企業主導型保育施設	ひまわり保育園	2～3号認定

(2) 教育・保育の量の見込み

量の見込みと確保方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳、1歳、2歳にそれぞれ区分して整理します。教育・保育の量の見込みは、児童数の将来推計と本町の実績や状況を踏まえて、調整を行い算出しています。

■ 教育・保育の量の見込み

認定区分 年度	1号	2号		3号			計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	
令和7年度	81	165		31	47	42	366
		33	132				
令和8年度	85	174		28	46	39	372
		34	140				
令和9年度	81	166		28	42	38	355
		33	133				
令和10年度	83	169		28	43	35	358
		33	136				
令和11年度	77	157		27	42	35	338
		31	126				

単位：人

(3) 教育・保育の確保方策

教育・保育の確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にとどまらず、令和元年度より鞍手幼稚園へ委託している2歳児の定期預かり事業（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））や企業主導型保育施設の地域枠も含めて提供量を確保します。

■ 量の見込みと確保方策

令和7年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み (a)		81	165		31	47	42
			33	132			
確 保 策	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※	100	-	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）※	-	39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0	-	-	-	-	-
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	20	0	-	-	-
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	-	-	0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業	-	0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）	-	-	0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育	-	-	-	0	0	0
		小規模保育	-	-	-	0	0
	家庭的保育	-	-	-	0	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	-	0	0	0
	事業所内保育	-	-	-	0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		19	26	25	0	7	16

※④を除く

単位：人

令和8年度							
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み (a)		85	174		28	46	39
			34	140			
確 保 策	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※	100	-	-	-	-	-
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）※	-	39	157	29	52	53
	③ 確認を受けない幼稚園※	0	-	-	-	-	-
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	20	0	-	-	-
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	-	-	0	0	3
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業	-	0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）	-	-	0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	0	2	2	2
	⑨ 特定地域型保育	-	-	-	0	0	0
		小規模保育	-	-	-	0	0
	家庭的保育	-	-	-	0	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	-	0	0	0
	事業所内保育	-	-	-	0	0	0
計 (b)		100	59	157	31	54	58
(b) - (a)		15	25	17	3	8	19

※④を除く

単位：人

令和9年度								
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号			
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	
量の見込み (a)		81	166		28	42	38	
			33	133				
確 保 策	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※	100	-	-	-	-	-	
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）※	-	39	157	29	52	53	
	③ 確認を受けない幼稚園※	0	-	-	-	-	-	
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	20	0	-	-	-	
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	-	-	0	0	3	
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業	-	0	0	0	0	0	
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）	-	-	0	0	0	0	
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	0	2	2	2	
	⑨ 特定地域型保育	-	-	-	0	0	0	
		小規模保育	-	-	-	0	0	0
		家庭的保育	-	-	-	0	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	-	0	0	0	
	事業所内保育	-	-	-	0	0	0	
計 (b)		100	59	157	31	54	58	
(b) - (a)		19	26	24	3	12	20	

※④を除く

単位：人

令和10年度								
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号			
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	
量の見込み (a)		83	169		28	43	35	
			33	136				
確 保 策	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※	100	-	-	-	-	-	
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）※	-	39	157	29	52	53	
	③ 確認を受けない幼稚園※	0	-	-	-	-	-	
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	20	0	-	-	-	
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	-	-	0	0	3	
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業	-	0	0	0	0	0	
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）	-	-	0	0	0	0	
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	0	2	2	2	
	⑨ 特定地域型保育	-	-	-	0	0	0	
		小規模保育	-	-	-	0	0	0
		家庭的保育	-	-	-	0	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	-	0	0	0	
	事業所内保育	-	-	-	0	0	0	
計 (b)		100	59	157	31	54	58	
(b) - (a)		17	26	21	3	11	23	

※④を除く

単位：人

令和11年度								
量の見込み 確保方策	認定区分	1号	2号		3号			
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児	
量の見込み (a)		77	157		27	42	35	
			31	126				
確 保 策	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※	100	-	-	-	-	-	
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）※	-	39	157	29	52	53	
	③ 確認を受けない幼稚園※	0	-	-	-	-	-	
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	20	0	-	-	-	
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	-	-	-	0	0	3	
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業	-	0	0	0	0	0	
	⑦ 届出保育施設（⑧を除く）	-	-	0	0	0	0	
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠	-	-	0	2	2	2	
	⑨ 特定地域型保育	-	-	-	0	0	0	
		小規模保育	-	-	-	0	0	0
		家庭的保育	-	-	-	0	0	0
	居宅訪問型保育	-	-	-	0	0	0	
	事業所内保育	-	-	-	0	0	0	
計 (b)		100	59	157	31	54	58	
(b) - (a)		23	28	31	4	12	23	

※④を除く

単位：人

4. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業
- (2) 養育支援訪問事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) 地域子育て支援拠点事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 利用者支援事業
- (12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (13) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (15) 産後ケア事業
- (16) 子育て世帯訪問支援事業
- (17) 児童育成支援拠点事業
- (18) 親子関係形成支援事業
- (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (20) 妊婦等包括相談支援事業

1) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業です。

本町では、生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

単位：年間実利用人数（人）

2) 養育支援訪問事業

【事業内容】

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期の育児不安の強い母親、不適切な養育状態にある家庭等児童虐待のおそれやリスクを抱える家庭、養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、養育支援が必要な家庭に適宜、保健師・助産師が訪問しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保方策	55	55	55	55	55

単位：年間延利用人数（人）

3) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦本人や胎児の健康の保持及び増進を図るため、定期的に健康状態の把握や検査計測、保健指導を行い、必要に応じて妊娠期間中に医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等に委託して、1 妊娠期間中、14 回の妊婦健康診査及び、子宮頸がん検診を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	780	780	780	780	780
確保方策	780	780	780	780	780

単位：年間延利用回数（回）

4) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

剣南小学校及び剣北小学校には各々の放課後児童クラブを、室木、西川、新延、古月小学校については、小学校から放課後児童クラブまでを専用の送迎車により送迎することで、1施設で4校合同の放課後児童クラブとして実施しています。剣南小学校については、支援の単位を分割し、2つの支援の単位で運営しています。

町内の小学校6校の統合に伴い、令和10年4月に開校を予定している新しい小学校の敷地内に放課後児童クラブも統合して新しく施設を建設し、複数の支援単位を設けて運営を行う予定です。これにより、放課後児童クラブが学校の敷地外にあるという課題を解消します。令和10年度以降の確保方策についても、統合後の内容を反映しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	196	190	185	178	170
1年生	52	50	49	47	45
2年生	47	46	45	43	41
3年生	38	37	36	34	33
4年生	26	25	24	23	22
5年生	16	16	15	15	14
6年生	17	16	16	16	15
確保方策	208	208	208	180	180

単位：年間の支援の単位の人数（人）

5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

子育て親子が気軽に集い交流できる場を提供するとともに、育児に関する相談・援助を行います。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育ておよび子育て支援に関する講習会等を実施し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

本町では、役場母子指導室を週5回開放して事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	220	220	220	220	220
確保方策	220	220	220	220	220

単位：年間延利用人数（人）

6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行う事業です。

本町では、未就学児を「鞍手乳児院」に、3歳以上の児童を「報恩母の家（岡垣町）」に委託して実施しており、保護者のレスパイトや児童虐待防止対策として利用勧奨を行っています。

【量の見込みと確保の内容】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	350	350	350	350	350
	トワイライトステイ	12	12	12	12	12
	合計	362	362	362	362	362
確保方策	ショートステイ	350	350	350	350	350
	トワイライトステイ	12	12	12	12	12
	合計	362	362	362	362	362

単位：年間延利用人数（人）

7) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

利用者負担額とは別に保育所等を利用するにあたって必要となる文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等の負担軽減を図るため補足給付を行う事業（実費徴収に係る補足給付事業）と、子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園のおかず代等である副食費について、一定の所得以下の世帯に対し、補足給付を行う事業（副食費に対する補足給付事業）です。

【対象世帯】

	対象世帯
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯
副食費に対する補足給付事業	住民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯 小学校3年生以下の児童が3人以上いる世帯

8) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本町では、保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していきます。町内では、鞍手あゆみこども園、鞍手のぞみこども園、鞍手幼稚園、ちゅうりっぷ保育園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園在園児	4380	4380	4380	4380	4380
	幼稚園在園児以外	1620	1620	1620	1620	1620
確保方策	幼稚園在園児	4380	4380	4380	4380	4380
	幼稚園在園児以外	1620	1620	1620	1620	1620

単位：年間延利用人数（人）

9) 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、保育認定に基づく利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

町内の公立保育所（古月保育所）と私立認定こども園（鞍手あゆみこども園・鞍手のぞみこども園）で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	165	165	165	165	165
確保方策	165	165	165	165	165

単位：年間実利用人数（人）

10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

児童が病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、保育所・医療機関等に付設されたスペース等において保育及び看護する事業です。利用の少ない期間等を利用して近隣の保育所や幼稚園等への感染症流行状況、予防策等の巡回支援等も実施します。

本町では、直方市、宮若市、小竹町と協定を結び、4市町による広域実施により、鞍手乳児院（病児・病後児保育室メリーハウス）へ委託しています。また、令和5年度から福岡県の事業による利用料の無償化を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	396	396	396	396	396
確保方策	507	507	507	507	507

単位：年間延利用人数（人）

11) 利用者支援事業

【事業内容】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和5年度までは、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）で別々の組織として支援を行っていましたが、令和6年度からは、設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を設置し連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など相談支援体制の強化を図っています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

単位：箇所数（箇所）

12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

13) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）との「相互援助活動」に関する連絡調整を行う事業です。利用のためには、いずれも会員登録が必要です。

なお、本町の現状では、国・県の補助金対象要件である会員数 20 人以上を確保した上で援助を行う会員への講習の実施、事故が発生した場合の調整等を行うことは困難であり、当面は、当該事業の実施は予定していません。

14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

地域の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業者の状況を踏まえつつ、既存の事業者の運営への助言や新規参入事業者の相談に応じていきます。

15) 産後ケア事業

【事業内容】

産後に心身の不調や育児の不安等を抱える母親とのお子さんを対象に母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

本町では、産婦人科等に委託して、「宿泊型（ショートステイ）」、「通所型（デイサービス）」、「訪問型（アウトリーチ）」の方法で利用希望に応じて実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

単位：年間延利用人数（人）

16) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

本町では、グリーンコープに委託して実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1090	1070	1040	1020	990
確保方策	1090	1070	1040	1020	990

単位：年間延利用人数（人）

17) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の状況に応じた支援を児童及び家族へ包括的に提供し、児童の最善の利益と健全な育成を図る事業です。

本町では、今後の需要や動向をみながら必要に応じて対応に努めます。

18) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業です。

現状では個別に相談対応していることから、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象とし、町で認定後、市町村の認可施設を月10時間の枠内で、時間単位で利用できます。他市町村の利用（広域利用）も可能です。本町では、令和8年度から実施します。

【量の見込みと確保の内容】

	年齢	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
必要定員数 (整備量)	0歳児	1	1	1	1	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3	3	3	3	3

◆乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

乳児等通園支援事業は0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象とする事業であり、乳児等通園支援事業を利用したこどもの満3歳以降は教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所等）を利用することとなる場合が想定されます。乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく教育・保育等を提供できるよう、乳児等通園支援事業の利用終了後の教育・保育施設の案内や幼稚園における満3歳児クラスの活用促進のほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制整備に努めます。

20) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦、その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うとともに、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を一体的に行います。

本町では、保健師・助産師が妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じられる体制を維持し、切れ目のない支援を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

単位：年間実施回数（回）

5. その他の事業に係る量の見込みと確保方策

1) 休日保育事業

【事業内容】

鞍手町内の認可保育施設に通所している児童のうち、保育施設の休日に保護者が仕事等により家庭内で保育ができない世帯の児童を預かる事業です。

第1期計画期間前までは休日保育利用料を徴収していましたが、保育所の休日にあたる日曜日・祝日が勤務日であり、保育所の開所日である月曜日から土曜日が休業日である勤務形態の保護者にだけ、通常の利用者負担額に加えて休日保育利用料を負担させるのは公平性に欠けるとの観点から、休日保育利用料を徴収しないこととしました。

6. 幼児教育・保育の一体的提供等の推進策

1) 子ども・子育て支援制度に関する相談・助言体制の構築

本町では、令和3年度から鞍手あゆみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手あゆみこども園へ、令和5年度に鞍手のぞみ保育園が認定こども園（幼保連携型）として鞍手のぞみこども園へ移行し、両園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に児童の受入れを実施していただいています。鞍手幼稚園は、令和5年度に子ども・子育て支援制度へ移行し、町内唯一の幼稚園として多くの児童を受け入れていただいています。こうした移行がなされたことで、子ども・子育て支援制度のもと、町の特設教育・保育事業を住民に提供できるようになりました。今後も、町と施設で連携して、幼児教育・保育の一体的提供等を推進していくために、子ども・子育て支援制度に関する相談・助言体制を構築していきます。

2) 多様な子育て支援策の推進

子育て支援の担い手は、待機児童解消に向けた施策の後押しもあり多様化しています。

本町においても、令和6年度現在、認定こども園、認可保育所や幼稚園の他に、企業主導型保育施設や届出保育施設が運営されています。これらの事業は、市町村の所管ではないため本町の関与は少ないものの、少なからず本町の児童を受入れ、子育て支援の一翼を担っていただいています。

第6章 計画の推進体制

1. 町民及び関係団体との連携等

(1) 町民や関係団体との連携

こども・若者や子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者等のこども・若者や子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、関係団体・関係機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれがこども・若者の健全育成や子育てに対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながらこども・若者や子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こども・若者や子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまなこども・若者や子育てを支援する幅広い人材の確保と連携に努めます。

(3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体でこども・若者や子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。そのため、計画などについて広報等により町民や企業等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 進捗状況の点検及び評価

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。そのため、こども施策の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立って指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善や見直しなどを講じます。

なお、改善や見直しを行った場合は、広報紙やホームページなどに掲載し、町民への周知を図ります。

【PDCAサイクル】

P l a n	計画の策定
D o	計画に定めた内容を実施
C h e c k	計画内容と実際の実施状況の点検・評価
A c t i o n	必要に応じて問題点・課題の検討・改善・見直し

また、本計画の進捗状況の点検及び評価は、子ども・子育て支援事業の各事業と鞍手町総合計画の実施計画部分の進捗状況の点検及び評価とともに実施します。

巻末資料

1. 鞍手町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年11月21日から令和7年11月20日まで

区分	団体名	役職名	氏名	備考
子育て関係学識経験者	鞍手町議会	議員	このみ じゅんいちろう 許斐 潤一郎	
	民生委員・ 児童委員協議会	主任児童委員	つつい きよみ 筒井 紀世美	
	小学校教頭会	古月小学校 教頭	ふたむら けい 二村 慶	令和6年9月19日から 令和7年6月30日まで
	小学校教頭会	剣北小学校 教頭	たなか きょうこ 田中 京子	令和7年7月1日以降
	鞍手町社会福祉 協議会	鞍手町社会福祉協議会 事務局長	いけもと けんいち 池本 賢一	
子育て支援関係事業者	私立幼稚園	鞍手幼稚園 副園長	こんどう ゆうすけ 近藤 祐輔	
	私立保育施設	鞍手あゆみこども園 園長	すずか やすこ 鈴鹿 恭子	
	町立保育所	古月保育所 所長	たなか ひろみ 田中 広美	令和7年7月1日以降
	学童クラブ代表	鞍手学童自然クラブ 主任	やすだ みほ 安田 美保	
	鞍手乳児院	鞍手乳児院 理事長	ないとう のりお 内藤 憲雄	
	子ども会連絡 協議会	子ども会連絡協議会 会長	えんどう やすひこ 遠藤 靖彦	
子どもの保護者	小・中学校 PTA連絡協議会	鞍手中学校PTA 会長	いとう ゆか 伊藤 由香	令和6年9月19日から 令和7年6月30日まで
	小・中学校 PTA連絡協議会	新延小学校PTA 会長	ふじい ともみ 藤井 智美	令和7年7月1日以降
	私立幼稚園 保護者	鞍手幼稚園 保護者代表	あさい まなみ 浅井 愛美	
	私立保育施設 保護者	鞍手あゆみこども園 保護者会 会長	もり ゆかり 森 由香里	令和6年9月19日から 令和7年6月30日まで
	私立保育施設 保護者	鞍手あゆみこども園 保護者会 会長	さかい ひろこ 坂井 寛子	令和7年7月1日以降
	町立保育所 保護者	古月保育所 保護者代表	うつのみや ななか 宇都宮 奈央	

会長 筒井 紀世美
副会長 遠藤 靖彦

任期 令和7年11月21日から令和9年11月20日まで

区分	団体名	役職名	氏名
子育て関係学識経験者	鞍手町議会	議員	このみ じゅんいちろう 許斐 潤一郎
	民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	つつい きよみ 筒井 紀世美
	小学校教頭会	剣北小学校 教頭	たなか きょうこ 田中 京子
	鞍手町社会福祉協議会	鞍手町社会福祉協議会 主任社会福祉士	うちやま なおみ 内山 直美
子育て支援関係事業者	私立幼稚園	鞍手幼稚園 副園長	こんどう ゆうすけ 近藤 祐輔
	私立保育施設	鞍手あゆみこども園 園長	すずか やすこ 鈴鹿 恭子
	町立保育所	古月保育所 所長	たなか ひろみ 田中 広美
	学童クラブ代表	剣南学童のびのびクラブ 主任	しらつち ゆか 白土 由加
	鞍手乳児院	鞍手乳児院 理事長	ないとう のりお 内藤 憲雄
	子ども会連絡協議会	子ども会連絡協議会 会長	えんどう やすひこ 遠藤 靖彦
子どもの保護者	小・中学校PTA連絡協議会	新延小学校PTA 会長	ふじい ともみ 藤井 智美
	私立幼稚園保護者	鞍手幼稚園 保護者代表	あさい まなみ 浅井 愛美
	私立保育施設保護者	鞍手あゆみこども園 保護者会 会長	さかい ひろこ 坂井 寛子
	町立保育所保護者	古月保育所 保護者代表	うつのみや ななか 宇都宮 奈央

会長 筒井 紀世美
副会長 遠藤 靖彦

2. 法令・条例等

○鞍手町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、鞍手町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第8条 子育て会議は、計画を決定若しくは変更しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、広く町民の意見を求めるものとする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報紙、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行し、施行日以降に開催される会議から適用する

附 則（令和4年12月23日条例第12号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（後略）

〇こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3. 諮問書・答申書

■ 諮問書



7 鞍健子第1201号
令和7年10月23日

鞍手町子ども・子育て会議
会長 筒井 紀世美 様

鞍手町長 岡 崎 邦 博



鞍手町こども計画について（諮問）

鞍手町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号の事務として、下記の事項を貴会議に諮問します。

記

1. 諮問事項

鞍手町こども計画の策定について

2. 諮問趣旨

本町では「子ども・子育て支援法」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを町全体で支援する環境構築を目指し、平成27年3月に第1期鞍手町子ども・子育て支援事業計画、令和2年3月に第2期鞍手町子ども・子育て支援事業計画、令和6年3月に第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て環境の構築と幼児教育の充実に取り組んできたところです。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。それを踏まえ、引き続き安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できる取組みを進めていくため、鞍手町子ども・子育て支援事業計画に市町村子どもの貧困対策計画、市町村子ども・若者計画を一本化し、鞍手町こども計画を策定することとしましたので、その策定にあたり貴会議の意見を求めるものです。

■ 答申書

令和8年3月26日

鞍手町長 岡崎 邦博 様

鞍手町子ども・子育て会議

会長 筒井 紀世美

鞍手町子ども計画（案）について（答申）

令和7年10月23日付7鞍健子第1201号で鞍手町長から鞍手町子ども・子育て会議
に対し諮問された鞍手町子ども計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

記

鞍手町子ども計画（案）については、当会議において慎重に審議を行った結果、本計
画（案）の基本的な考えおよび必要性については妥当と判断します。

なお、当会議においての意見は、別紙「附帯意見」として提出しますので計画を進め
るにあたり十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

【別紙】

附 帯 意 見

1. 鞍手町こども計画に示されている基本理念の実現に向けて、基本目標に沿って、町民の理解と協力を得ながら、地域および関係機関と連携し、全庁的に各施策の推進に取り組むことを求めます。
2. 子どもの権利条約の普及啓発を進めるとともに、こども・若者の意見表明の機会を確保し、意見調査や意見聴取の結果を計画の点検・評価に反映できる仕組みの整備を求めます。
3. こどもの成長段階に応じた地域子ども・子育て支援事業を含む幼児教育・保育や学校教育の質の向上、放課後児童クラブなどのこどもが安心して過ごせる居場所づくりの充実に取り組むことを求めます。
4. 支援につながりにくい家庭の状況把握に努め、児童虐待、DV、貧困問題及びヤングケアラー等の早期発見・早期対応を図るため、地域および関係機関との相談支援体制の充実・強化・連携を求めます。
5. 出生数が減少する中、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を一層充実させるとともに、子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせる住環境づくりに取り組むことを求めます。

4. 鞍手町こども計画（案）に対するパブリック・コメントの実施について

（1）意見募集の概要

意見の募集期間	令和8年2月9日～令和8年3月1日
意見の周知方法	町ホームページ、庁舎での掲示及び同施設での閲覧・配布、広報、公式LINE
意見の提出方法	町ホームページ内の意見提出フォーム、郵便、FAX、持参

（2）意見内容とその対応

パブリック・コメントを実施し、複数ご意見をいただきました。その取扱いについては次のとおりとします。

番号	意見（要望）事項	取扱い区分
1	北九州方面への道路環境や通学路での歩車分離の改善	C
2	若手層向けの食事場所の確保	D
3	小学校統合後のスクールバス運行	C
4	給食費の無償化	C
5	町内への産婦人科や小児科救急の設置	C

【取扱い区分】

- A 意見を計画等に反映する
- B 意見が既に反映されている
- C 意見を今後の参考とする
- D 意見を反映する見込みなし

5. こども・若者のためのワークショップ・オンライン意見箱～フィードバック資料～

こども・若者のための
ワークショップ・オンライン意見箱

～フィードバック資料～

令和8年3月 鞍手町

1. 実施概要

【ワークショップ】

目的	「鞍手町こども計画」に係るこども等の意見聴取の一環として、ワークショップによる意見聴取を実施	
対象者	町内の小学生・中学生	
募集テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・鞍手町の良いところ ・鞍手町の不便なところとその改善点 	
手法	KJ法（ふせんを用いて意見を出し合い、その結果を整理する手法）	
実施方法・日程	小学生：学童保育での実施	2025年8月26日（火）
	中学生：人権子ども会での実施	2025年7月28日（月）
参加者数	合計22人	

1. 実施概要

【オンライン意見箱】

目的	「鞍手町子ども計画」に係る子ども等の意見聴取の一環として、インターネット等による自由な意見提出の仕組みとして実施
対象者	子ども・若者本人（20歳代）、または子育て中の人 ※子ども・若者自身が意見表明できない場合には、周りの人が本人に代わって本人の意見を聴取して提出することも可
募集テーマ	・みなさんにとって過ごしやすい町にするために、鞍手町にお願いしたいことがあれば教えてください。 ・家や学校以外に「居場所（安心できるところ）」と聞いて思いつく場所はどこですか。また、鞍手町にもっとこんな居場所があればいいなと思う場所を教えてください。
手法	周知用チラシを作成し、回答フォームを周知し、オンラインで回答受付
周知方法	・町公式ホームページやLINEでの掲載 ・子ども食堂におけるイベントなどでの保護者への周知
実施期間	2025年7月24日（木）～2025年8月31日（日）
回答者数	22人

2. 鞍手町子ども計画について

みなさまからいただいたご意見の中で

鞍手町子ども計画

に反映された意見を紹介します！

Q.「鞍手町子ども計画」とは？

**安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに
成長できるまちづくり**

・鞍手町子ども計画は、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念とし、様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべての子ども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、子どもが健やかに成長できるまちの実現を目指すための取組を書いたものです。

3. みんなの意見と計画への反映

いただいた意見はすべて読んで、
鞍手町こども計画に反映できるかどうかなどを考えました！

似ている意見をまとめました

①経済的支援・貧困対策について	②心のケアについて
③こどもの居場所・遊び場について	④保護者同士の交流について
⑤住環境づくりについて	⑥その他意見(こども計画に反映できなかった意見)

3. みんなの意見と計画への反映

①経済的支援・貧困対策について

主なみなさんの意見

鞍手町こども計画への反映

【経済的な支援】
・給食費への補助がほしい。

就学援助（計画書 P66）
・小・中学校で掛かる学用品費や給食費などの諸費用の支払いが経済的に困難であると認定した準要保護児童生徒の保護者へ、援助費の支給を行っています。申請できない対象者が生じないよう周知の充実に取り組みます。

【生活困窮世帯への支援】
・空き家を活用した町営のこども食堂がほしい。

生活困窮世帯への対応（計画書 P66）
・生活困窮世帯に対して、町内で実施しているこども食堂についての情報提供や、福岡県の委託事業である「こども支援オフィス」を案内し、食料支援や家計相談につなぎます。

3. みんなの意見と計画への反映

②心のケアについて

主なみなさんの意見

【心のケア】

- ・相談できる場所が無い。
- ・子どもたちが誰でも立ち寄れる、悩みを相談したりできる場所がほしい。

鞍手町子ども計画への反映

子ども家庭センターにおける相談支援（計画書 P57）

- ・子ども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的相談支援を行います。各関係機関と密接に連携し、相談支援体制の充実を図ります。

教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）（計画書 P61）

- ・福岡県事業として、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校への対応強化、学習に不安のある児童への知能検査などを実施して、学校のカウンセリング機能の充実を図ります。また、町事業として、スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・虐待・貧困など、学校や家庭での様々な問題について児童生徒や保護者、教員等の相談に応じ、必要な支援を行います。

各種支援の周知等（計画書 P69・71）

- ・福岡県や関係機関が行う事業の情報周知や案内をします。（福岡県いじめレスキューセンター、福岡県若者自立相談窓口、思春期精神保健相談 等）

3. みんなの意見と計画への反映

③子どもの居場所・遊び場について

主なみなさんの意見

【子どもの居場所】

- ・天候に関係なく、子どもたちが遊べる室内施設がほしい。
- ・中央公民館や町役場のフリースペースのような、気兼ねなく寄れる施設がほしい。
- ・家や学校以外で友達と（もしくは一人で）来て、遊んだり勉強できる場所がほしい。

鞍手町子ども計画への反映

居場所づくりの推進（計画書 P64）

- ・保護者の就労状況や家庭環境、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの孤立リスクが高まっています。このような背景を踏まえ、小学校統合に伴う施設整備と連動した放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の継続、食事・学習支援を含む「第三の居場所」の創出を進め、子どもが安心して過ごせる環境の確保に努めます。

④保護者同士の交流について

主なみなさんの意見

【保護者同士の交流】

- ・同学年の親と交流できるイベント等がほしい。

鞍手町子ども計画への反映

地域子育て支援拠点事業（計画書 P58）

- ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を役員母子指導室において週5回実施します。

3. みんなの意見と計画への反映

⑤住環境づくりについて

主なみなさんの意見

【公園】

- ・屋根付きの公園がほしい。
- ・近くに公園がほしい。

【公共交通】

- ・バスや電車が少ない。
- ・のり一との便を増やしてほしい。

【地域との関わり】

- ・地域の人たちと子どもたちのつながりが、もっと増えてほしい。

鞍手町こども計画への反映

公園の整備（計画書 P73）

・本町が管理する公園は7公園あり、うち6公園については老朽化が進行している点が問題となっており、適切な維持管理をする必要があります。公園は住民が集う場所でもあり、安全安心な環境を維持するため、除草、点検、修繕を適切に実施していきます。

公共交通の利便性向上（計画書 P73）

・「鞍手町地域公共交通計画」において、町の公共交通の課題等整理を行い、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。既に導入しているAI オンデマンド交通については、運行状況や利用実態を踏まえた改善・充実を図るとともに、既存交通との連携による利便性向上を推進し、誰もが利用しやすい公共交通の整備に努めます。

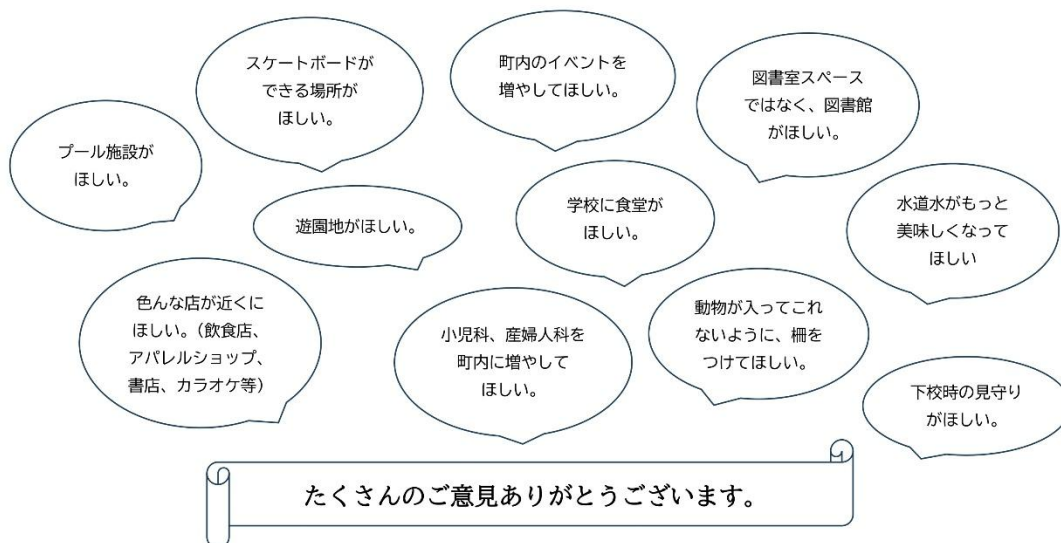
新たなコミュニティの形成（計画書 P73）

・地域コミュニティの一層の衰退が懸念される令和10年4月の全小学校統合を見据え、地域コミュニティに対する住民の意識を確認しながら、それぞれの地域に合った形態についての調査・研究に取り組みます。

3. みんなの意見と計画への反映

⑦その他意見(こども計画に反映できなかった意見)

鞍手町こども計画には反映できなかった意見については、関係者に共有し、今後の町の取組の参考にしていきます。



6. こども計画 施策事業

*は総合計画、★は子ども・子育て支援事業計画

基本目標	施策	取組	関連計画
基本目標1 こども・若者の権利の保障	施策1 こどもの権利の普及啓発	・こどもの権利に関する情報提供・啓発	
		・こどもの人権に関する意識啓発	*
	施策2 こどもの意見表明支援	・こどもの意見表明権の周知啓発	
		・こどもの意見聴取・施策反映のための取組の推進	
基本目標2 こどもの成長段階に応じた支援	施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援	・妊娠前から出産に向けた支援	
		・こども家庭センターにおける相談支援	*★
		・母子健康手帳の交付	*
		・妊婦健康診査事業	★
		・妊婦等包括相談支援事業	★
		・妊婦のための支援給付	
		・産後ケア事業	★
		・産婦健診・1ヶ月健診の費用助成	
		・新生児聴覚検査の費用助成	
		・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	★
		・養育支援訪問事業	★
		・牛乳・粉ミルクの無料支給	
		・乳幼児健康診査	*
		・地域子育て支援拠点事業	*★
		・子育て短期支援事業	★
		・子育て世帯訪問支援事業	★
		・子ども医療費助成	*
		・こどもの発達相談事業	
	施策2 幼児教育・保育の充実	・教育・保育サービス	*★
		・乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）	*★
		・延長保育事業	★
		・休日保育事業	★
・一時預かり事業		★	
・病児・病後児保育事業		★	
・保育料無償化		*	
・実費徴収に係る補足給付を行う事業		★	
・保育の質の向上			

*は総合計画、★は子ども・子育て支援事業計画

基本目標	施策	取組	関連計画	
基本目標2 こどもの成長段階に応じた支援	施策3 生きる力を育む教育環境の確保	・小学校統合整備事業	*	
		・GIGA スクール推進事業	*	
		・部活動の活性化	*	
		・食育の推進	*	
		・教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）		
		・外国語教育の充実（ALT）		
		・職場体験		
	施策4 ライフステージに応じた学習の場の提供	・青少年の健全育成	*	
		・学校運営協議会	*	
		・学校支援ボランティア	*	
		・放課後子ども教室	*	
		・くらて寺子屋事業	*	
		・子ども会事業の活性化	*	
		・読書活動推進事業	*	
		・子ども学芸員事業	*	
		・少年の主張大会		
		・家庭教育学級	*	
		・二十歳の集い		
	施策5 居場所づくりの推進	・放課後児童健全育成事業	*★	
		・放課後子ども教室	*	
		・こどもの居場所づくり推進事業	*	
	基本目標3 全てのこどもと家庭へのきめ細かな支援	施策1 児童虐待の防止	・こども家庭センターにおける相談支援	*★
			・要保護児童対策地域協議会の運営	
			・教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）	
			・養育支援訪問事業	★
			・子育て世帯訪問支援事業	★
		施策2 貧困の状況にあるこどもへの支援	・就学援助	
・生活困窮世帯への対応				
・保護者の就労支援				
施策3 ひとり親家庭への支援		・児童扶養手当		
		・ひとり親家庭等医療費助成		
		・各種支援の周知等		

*は総合計画、★は子ども・子育て支援事業計画

基本目標	施策	取組	関連計画
基本目標3 全ての子どもと家庭へのきめ細かな支援	施策4 障がいのある子どもへの支援	・障がい児福祉サービス	
		・特別児童扶養手当	
		・特別支援教育	
		・こどもの発達相談事業	
		・重度障がい者医療助成	
	施策5 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進	・教育相談等事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置）	
		・教育支援センター	
		・自殺対策（鞍手町のちをまもる自殺対策計画の推進）	
	施策6 ヤングケアラーへの支援	・ヤングケアラーの早期把握	
		・子ども家庭センターにおける相談支援	*★
・子育て世帯訪問支援事業		★	
基本目標4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	施策1 次代の親につながるきっかけづくり	・乳幼児触れ合い体験（中学生の乳幼児健診参加）	
		・若者の結婚支援	
	施策2 若者の社会的自立に向けた支援	・各種支援の周知等	
		・男女共同参画の推進	*
		・放課後児童健全育成事業	*★
		・子育て短期支援事業	★
	施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	・休日保育事業	★
		・定住促進奨励金交付事業	*
		・公園の整備	*
		・公共施設等の整備	*
		・交通安全対策	
		・公共交通の利便性向上	*
		・新たなコミュニティの形成	*
施策4 子育てしやすい住環境づくり	・地域のスポーツ充実		

鞍手町こども計画

令和8年3月

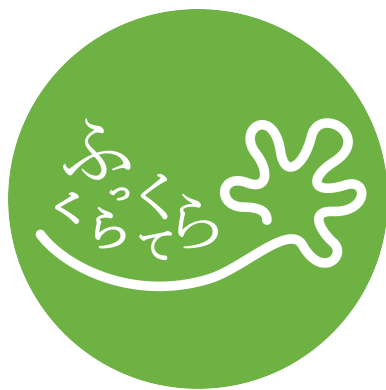
編集・発行 鞍手町健康こども課

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

電 話 0949-42-2111

F A X 0949-42-5693



ふっくらてらは、
鞍手町のコミュニケーションマークです。